

新たな時代のニーズに的確に対応した 権利制限規定の在り方等に関する報告書

(案)

平成 28 年 2 月〇日

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会
新たな時代のニーズに的確に対応した
制度等の整備に関するワーキングチーム

目 次

I 問題の所在	1
1. 検討の経緯.....	1
2. 「柔軟性のある権利制限規定」の検討にあたっての基本的な考え方.....	3
II 検討手法と検討経過	5
1. 全体の進め方.....	5
2. 著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する考察について	8
III 検討結果（権利制限規定の整備について）	9
1. ニーズ募集に基づくニーズの整理【手順1～4】	9
2. 優先的に検討することとしたニーズに関する検討【手順5】	10
3. 著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等.....	18
4. 制度整備の基本的な考え方～明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の権利制限規定の組合せによる「多層的」な対応～.....	26
5. 具体的な制度設計の在り方（優先的に検討すべきニーズについて）【手順6】	28
6. 権利制限規定の整備に関連する事項.....	40
IV 検討結果（ライセンシング体制の充実について）	43
1. 検討の射程.....	43
2. 課題及び対応の方向性.....	43
V 優先的に検討することとしたニーズ以外のニーズについて	47
おわりに	48
付属資料	49
1. ニーズ募集に提出された課題の整理.....	49
2. 調査研究「著作物の利用状況と著作権意識等に関する調査」概要.....	73
3. 委員名簿.....	76
4. 開催状況.....	78
5. ヒアリング・意見発表団体一覧.....	80

※ 本報告書中で法律名が記載されていない条項は著作権法の条項を指す。

I 問題の所在

1. 検討の経緯

文化審議会著作権分科会においては、これまでも、デジタル化・ネットワーク化の進展等に伴う著作物の利用環境の変化等を受け、新しい時代に対応した制度等の在り方について隨時検討を行い、権利制限規定の整備などの法的措置が講じられてきた。

具体的には、平成21年1月の著作権分科会報告書（以下「平成21年報告」という。）においては、政府計画等¹において整備が求められた「デジタルコンテンツ流通促進法制」を構成する内容の一つとして権利制限規定の見直しが検討された結果、平成21年の著作権法改正において、送信の障害の防止等のための複製（第47条の5）、インターネット情報検索サービスのための複製等（第47条の6）、情報解析のための複製等（第47条の7）、電子計算機における著作物利用に伴う複製（第47条の8）などの規定が新設された。これらはデジタル化・ネットワーク化の下での著作物の利用形態の変化に伴い、情報通信や電子計算機における情報処理の過程において行われる行為等について、従来権利制限規定を認めるべきか否かの判断基準となってきたことと著作権者に及ぼす不利益との乖離が生じていることが指摘され、このことへの対応を図るとの趣旨で行われたものであった。

その後、著作物を取り巻く環境の急激な変化に適切かつ迅速に対応し、著作物の利用の円滑化を図るために、新たな個別権利制限規定の創設や既存の規定の改正による対応ではもはや限界があるのではないかとの指摘がなされ、米国のフェア・ユース法理のような包括的な権利制限規定を導入すべきとの要請がなされたことを背景として、知的財産推進計画2009において「著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入に向け、（中略）2009年度中に結論を得て、早急に措置を講ずる。」とされた。

これを受けて検討を行った結果、平成23年1月の著作権分科会報告書（以下「平成23年報告」という。）においては、把握されたニーズの整理・分析の結果を基に、利用の態様等に照らして権利者に特段の不利益を及ぼさないものの形式的には権利侵害に該当してしまうこととなる行為として①著作物の付随的な利用、②適法利用の過程における著作物の利用、③著作物の表現を享受しない利用を挙げ、これらの行為類型について、我が国の法制度との整合性や国民性などの社会的特性等にも配慮する観点から、ある程度権利制限を認める範囲を明らかにした形で規定を導入することを提言した。これを踏まえた政府部内での検討の結果、平成24年の著作権法の一部改正において、付随対象著作物の利用（第30条の2）、検討の過程における利用（第30条の3）、技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための試験の用に供するための利用（第30条の4）及び情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用（第47条の9）が新設されることとなった。

これらの制度整備により、デジタル・ネットワーク技術を活用して行われる著作物利用のうち権利者の利益を害さない態様のものについては多くが権利制限の対象となったものと考えられる。しかし、その後も、クラウドコンピューティング技術を活用したサービスに係る著作物の利用円滑化のための権利制限規定の整備を求める声が事業者から寄せられるなど²、新たな制度整備を求める声が継続して寄せられている。

¹ 「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月閣議決定）（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizai/kaki/070619kettei.pdf>）、「知的財産推進計画2007」（平成19年5月知的財産戦略本部）（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/070531keikaku.pdf>）。

² 本課題に係る検討の結果は「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」（平成27年2月文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会）（http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakken/pdf/h2702_cloud_chosakuken.pdf）参照。同報告書では、同小委員会で把握された内容からは新たに権利制限規定を設けるに足る明確な立法事実は認められなかった旨を述べつつ、クラウドサービスの発展のために、円滑なライセンシング体制を構築することを提言している。

さらに、今日、デジタル化・ネットワーク化の更なる進展により、著作物の利用等を巡る環境は更なる変化に直面している。具体的には、IoT・ビッグデータ・人工知能などの技術革新とともに、情報の集積・加工・発信の容易化・低コスト化が進んだことを受け、大量の情報を集積し、組み合わせ、解析することで付加価値を生み出す新しいイノベーションの創出が期待されており、政府の知的財産戦略本部における議論においても、これを促進するとともに、社会を豊かにする新しい文化の発展に結び付けていくための次世代の知財システムの構築の必要性が述べられている。知的財産推進計画2016では、そのうち著作権の制限規定の整備に関し「デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用への対応の必要性に鑑み、新たなイノベーションへの柔軟な対応と日本発の魅力的なコンテンツの継続的創出に資する観点から、柔軟性のある権利制限規定について、次期通常国会への法案提出を視野に、その効果と影響を含め具体的に検討し、必要な措置を講ずる。」とされている³。また、政府の経済財政政策に係る議論においても、これらの技術革新などを活用する「第4次産業革命」を今後の我が国の生産性向上の鍵と位置付け、これに対応するための知財システムの構築の一環として同様の対応が求められている⁴。なお、ここで言われている第4次産業革命を支える、技術革新により創出が期待される新たなサービスの例としては、知的財産戦略本部における議論では、「インターネット上に限らず、広く公衆がアクセス可能な情報の所在を検索することを目的としたサービスや大量の情報を収集・分析して、分析結果を提供するサービスなどが挙げられるが、今後、この他にも現在想定されていない多種多様なサービスが現れることが想定され、各サービスにおける著作物等の利用態様も様々なものが想定される」とされている⁵。

以上のように、累次の制度整備を行ってもなお数年のうちに新たな権利制限規定の整備を求める声が寄せられることの背景には、社会の急速な変化に伴い著作物の利用実態がどのように変化するかを完全に予測して立法的対応を行うことは困難であるとしても、これまでの立法の手法において、著作物の利用実態が急速に変わり得るという事実を考慮に入れた制度設計が必ずしも十分には行われていなかった面があることが挙げられる⁶。

こうした状況から、現在、政府全体として推進していくことが期待されている第4次産業革命を支えるサービスに係るニーズを把握するとともに、それにとどまらず、デジタル・ネットワーク化の進展などの社会の変化に伴う新たな時代における著作物の利用に係る現在又は将来のニーズを幅広く把握した上で、現行の権利制限規定のシステムとの関係においてどのような課題が存在するのかを明らかにし、技術革新など社会の変化に対応できる適切な柔軟性を備えた権利制限規定の在り方を検討することが求められている。

さらに、権利制限にはなじまない著作物の利用ニーズについて契約による利用の円滑化を図っていくためのライセンシング体制の構築を促進するための方策や、法が適切に運用されるようにするための環境整備など、多様な政策手段を組み合わせることにより、新たな時代における著作権制度等に対する社会の要請に応えていくことが求められている。

³ 「知的財産推進計画2016」（平成28年5月9日知的財産戦略本部）（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20160509.pdf>）

⁴ 「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_zentaihombun.pdf）

⁵ 知的財産推進計画2016

⁶ もっとも、近年導入された規定の中でも柔軟性の度合いは規定によって様々であり、立法当時把握された個別具体的な立法事実を踏まえつつ、同様の立法趣旨が妥当する現在把握されていないニーズや将来生じ得るニーズについても対応可能とするために一定の柔軟性が確保されたものも少なからずあることには注意が必要である。例えば、平成21年改正により新設された第47条の7（情報解析のための複製等）については、平成21年報告書の取りまとめにあたりウェブ情報の解析、言語解析のためのコーパスの作成、放送番組の画像・音声解析に係るニーズが挙げられたが、同条においては解析の対象や目的を限定せず広く権利制限の対象としている。また、第37条第3項（視覚障害者等のための複製等）については、従来利用方法を録音のみに限定していたところ、将来の障害者向けサービスの発展に対応できるよう「視覚障害者が利用するために必要な方式」を広く対象とする改正が行われている。このほか、第30条の4や第47条の9も相当程度柔軟な要件の定め方となっている。

以上のことと踏まえ、平成27年度から文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の下に「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」（以下「WT」という。）が設置され、本課題について集中的・専門的に検討を行うこととなった。

2. 「柔軟性のある権利制限規定」の検討にあたっての基本的な考え方

本課題の検討を開始するに当たり、平成27年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第1回）においては以下の意見があった。

- ・「柔軟性の高い権利制限規定」というのは、平成23年報告書における「権利制限の一般規定」というものに限らず、様々なものを含み得る広い概念ではないか。つまり、「権利制限の一般規定」というと、アメリカのフェア・ユース規定みたいなものであるとか、あるいは小さな一般条項とか受皿規定と呼ばれるようなものがこれに当たると考えられるが、「柔軟性の高い権利制限規定」というと、「権利制限の一般規定」に限らず、柔軟性を持った個別規定であるとか、同じような趣旨の個別規定を複数まとめたグループごとに設けられる受皿規定のようなものであるとか、いろいろな形があり得る。そうした幅広い可能性を含めて権利制限規定の在り方を検討することは、我が国著作権法にとって重要な課題。（有識者）
- ・この議論は、「一般規定とは何ぞや」という議論から始まって、定義も同床異夢であるという、いわゆる空中戦になりやすい性質の問題である。今の議論も、原点たる対象自体の把握よりも、方法論の方から出発している感がある。法律関係というのは、やはり全てまずはファクト（facts）ないし事実関係の把握があって、その上で、そこに法を適用していくことになっている。まずは、ファクトなりニーズをきちんと把握していかない限りは、どちらの方向にも進みようがなく、意味ある議論は始まらない。（有識者）

また、平成28年度第1回文化審議会著作権分科会及び同年度同分科会法制・基本問題小委員会（第1回）においても、柔軟性のある権利制限規定の見直しの検討について以下の意見があった。

- ・「時代の変化への対応やイノベーションのために柔軟な規定が必要」という議論は立法事実としては漠然としており、若干乱暴な議論。「柔軟な規定」という言葉がひとり歩きし、ニーズに基づく具体的なビジネスを円滑に展開していくためにどうすべきかの議論ができないでいるのは不幸なこと。課題が何であるのか、柔軟な規定がどのようなものなのかをしっかりと明らかにした上で具体的に議論をすることが必要。（産業界関係者）
- ・柔軟な権利制限規定をめぐる議論では、「新しいサービスに対応できるイノベーションの促進」という情緒的・観念的な文言が躍るが、ニーズ、立法事実がどこにあるのかは明らかではない。制度を設ける以上は、どのような行為を対象にした制度とするのかについて、ある程度明確にしておく必要がある。（権利者団体関係者）
- ・著作権法は、具体的な立法事実だけをもとに議論するのではなく、経済、イノベーション、文化の発展という抽象的な事項についても、今までの議論から半歩ぐらい出て議論する必要があるのではないか。（有識者）
- ・我が国に及ぶ実際の効果と影響を十分に吟味して、我が国にとって最善の制度を模索すべき。課題が何なのか、そして我が国の法体系や社会状況、他の制度を多面的に考えた上で議論すべき。（産業界関係者）
- ・（権利制限規定の柔軟性の問題に関連して、）日本で検索エンジンが育たなかつたのは著作権法に問題があったからということが言われているが、検索エンジンが日本ではじまった90年代当時著作権の問題で困っているというような話はあったのか疑問。2000年代に日本の検索エンジンがグーグルを採用したのは、グーグルの技術が優れていたからではないか。検討にあたっては、事実関係の検証をしっかりやるべき。（権利者団体関係者）

- ・柔軟な権利制限規定の創設でグレーゾーンが増えることにより、企業側は逆に萎縮するのではないか。利用者側がどのような制度を望んでいるのかという点も重要。（権利者団体関係者）
- ・アメリカのフェア・ユースをそのまま導入することは、制定法の解釈・適用を担う大陸法の裁判官を、コモンローの創造を担うコモンロージャッジに変えるぐらいの大きな話であり、そういう議論に入り込むべきではない。（有識者）
- ・柔軟な権利制限規定の導入の効果と影響に関し、法の制定機能を立法から司法に移すということの妥当性の問題や、著作権者の権利行使コストの増加に対して制度上どう対応するのかについて、我が国の制度や環境、社会状況を含めて、我が国が制度をどう機能させるかということについて、多角的な視点からの検討・議論が必要。（権利者団体関係者）
- ・（柔軟な権利制限規定の導入により、）制定法主義から判例法主義へとかじを切るのだとすれば、具体的なルールを決める主体が立法府から司法府に移ることを意味する。しかし、私益と私益、私益と公益の対立局面のジャッジを裁判官個人の正義感や良心に委ねるのは心もとない。とりわけ文化など社会の持つべきプライオリティーについては一定の民主的なプロセスの中で政策判断として選択すべきものであり、全部司法に委ねてしまうのはしつこい。とりわけ、裁判のハードルが高い我が国では余りなじまないのでないかと懸念する。この問題は、我が国の法制度の大転換という側面があるので、著作権分野にとどまらず、憲法等の分野についても十分に専門的な検討を行うことが必要ではないか。（権利者団体関係者）
- ・アメリカには、フェア・ユースに対する損害賠償制度、証拠提出制度、アミカス制度、判決・和解の効力拡大の制度、特に高裁や最高裁は、これを解釈するためのスタッフまでそろっているという制度の中で司法国家が支えられているが、日本はそのような制度はない。そうすると、司法制度まで含めて考えると、著作権法だけ変えたときに、社会全体として動かなくなり、制度がかみ合わず弊害が拡大することがあるかもしれない。（有識者）

著作権分科会や法制・基本問題小委員会において示された上記のような意見からは、大きく分けて次の4つの考え方を読み取ることができるものと考えられる。

- ① 権利制限規定における一般性・個別性は程度問題であり様々なものが考えられることから、「一般規定か個別規定か」という2者択一の問題に単純化して議論することは必ずしも建設的ではない。多様な選択肢のグラデーションの中から、政策課題の解決に資する最も適切な柔軟性を備えた規定とはどのようなものかを検討することが重要。
- ② 「イノベーションのために柔軟性のある規定を導入すべきかどうか」といったことを漠然と議論することも必ずしも有益ではなく、政策目的と政策課題を掘り下げて制度の在り方を検討することがより望ましい制度設計を可能とする。
- ③ 政策目的と政策課題を明らかにするためには、国民が有している著作物の利用に係る現在又は将来のニーズを把握し、これを分析することが必要。
- ④ 制度設計にあたっては、③で述べたニーズの内容、我が国の統治機構などの法体系、訴訟等の紛争処理手続きを巡る環境、国民の訴訟に対する意識等を踏まえ、実際に関係するステークホルダーにどのような効果や影響を与えるのかなどについて分析を行うことが必要。

これらのこと踏まえ、本WTにおいては、「II 検討手法と検討経過」で述べるように、広く国民が有する現在又は将来の著作物利用ニーズを把握し、制度が実際に社会に及ぼし得る効果と影響等について多面的な検討を行った上で、多様な選択肢の中から我が国において最も望ましいと考えられる「柔軟性のある権利制限規定」の在り方について検討を行うこととした。

II 検討手法と検討経過

1. 全体の進め方

本WTでは、知的財産推進計画の内容等を考慮し、当面権利制限規定の在り方について集中的に審議することとし、まず、本WTにおける検討の進め方（以下「検討の進め方」という。）を以下のとおり定めた⁷。

新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチームにおける検討の進め方
＜検討の視点＞

【視点1】

著作物等の利用にあたっての課題（ニーズ）に基づき、権利制限等の政策手段について検討を行う。

【視点2】

効率的・効果的に審議を進めるため課題に優先順位をつけて検討することとし、優先課題の選定は、公正性の観点から、原則として書面で説明されている内容に基づいて行う。ただし、説明内容が不明確なものについては、ニーズ提出者からの追加的な説明が寄せられた場合には、当該説明の内容や時期を考慮して、改めて対応の要否等を検討することとする。

【視点3】

知的財産推進計画2015（平成27年6月知的財産戦略本部）において「技術的・社会的な変化に迅速に対応しつつ、創作物を利用したサービスを我が国において創出し発展させていくためには、柔軟性の高い権利制限規定がますます必要になっている」といった指摘があること等を踏まえ、現在具体的に特定されているニーズだけでなく、将来のニーズを踏まえた検討を行うよう配慮する。

＜検討の手順＞

【手順1】 現状の著作物等の利用に係るニーズ（政策課題）を特定する。

文化庁が実施した「著作物等の利用円滑化のためのニーズ募集」（以下「ニーズ募集」という。）⁸を元に整理する。

【手順2】 特定されたニーズについて、以下のカテゴリに分類・整理する。（※）

A：権利制限規定の見直しによる対応の検討が求められているもの

B：他の政策手段による対応の検討が求められているもの

C：既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済のもの

※ 抽象的なニーズとともに具体的なニーズが例として挙げられているものについては、これらを別の欄に整理した上で、両者の関係性を明記。

【手順3】 【手順2】の分類に応じて、以下の取扱いとする。

■Aに分類されたもの：

【手順4～6】に従い優先的に検討する。

⁷ 平成27年度WT（第1回）において決定。

⁸ 「『著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集』の結果について」（平成27年7月7日から27日の間、文化庁のウェブサイトにおいて実施）（<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/needs/>）

■ Bに分類されたもの：

◆ B－1：ニーズの内容が一定程度説明されているもの：

ライセンシング体制の構築の促進その他権利制限以外の対応方策について、必要に応じて検討することとする。なお、当該検討は、【手順4～6】の検討（権利制限規定の見直しの検討）を優先的に行うこと留意しつつ、順次、ヒアリング等を行い検討する。

◆ B－2：ニーズの内容の説明が不十分であるもの：

ニーズ提出者からの追加的な説明が寄せられた場合は、当該説明の内容や時期を考慮して、その後の対応を判断する。

■ Cに分類されたもの：

検討中のものについては、審議会等における検討に当たり必要に応じて参考とする。

検討済のものについては、特段の追加的な対応は要しない。

ただし、ニーズ提出者からの追加的な説明が寄せられた場合は、当該説明の内容や時期を考慮して、その後の対応を判断する。

【手順4】 【手順2】においてA（権利制限の見直しの検討が求められているもの）に分類されたものについて、以下の3つの観点から、以下のカテゴリに更に整理を行う。

<観点>

[観点①] ニーズの明確性：

ニーズの内容が十分明確に説明されているか否か（※）

※ ここにいうニーズには、現在把握されている具体的なもののみならず、将来予想される抽象的なものも含み、抽象的なニーズについては、どのような類型のニーズであるのかその外延が明確にされることが期待される。

[観点②] 権利制限による対応の正当化根拠の見通し：

当該ニーズを権利制限によるべきであるとする正当化根拠について一定の見通しが持てる程度に説明がなされているか（※）

※ 抽象的なニーズについては、そうした抽象的なニーズの全体について妥当するどのような正当化根拠があるのかについての説明が期待される。

[観点③] 優先度：

知的財産推進計画2015等を踏まえ、課題の性質上優先して検討すべきか否か

<カテゴリ>

A－1－1 観点①・②についていずれも相当程度説明されており、かつ、観点③が肯定される

A－1－2 観点①・②についていずれも相当程度説明されているが、観点③が肯定されない

A－2 観点①・②についていずれも一定程度説明されている

A－3 観点①・②の両方又はいずれかについて、説明が不十分である

【手順5】 【手順4】の分類に応じて、以下の取扱いとする。

◆ A－1－1に分類されたもの：

本WTにおいて優先的に検討を行う。その際、必要に応じてニーズ提出者からのヒアリングを実施する。

◆ A－1－2に分類されたもの：

優先的に検討を行うこととされた課題の検討を行った後に、順次検討を行う。

◆ A-2 に分類されたもの：

本WTにおいてニーズ提出者に追加的な説明（※）を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否を判断する。その結果、検討の必要ありとされたものについて、優先度に応じて順次検討する。

◆ A-3 に分類されたもの：

ニーズ提出者からの追加的な説明（※）が寄せられた場合は、当該説明の内容や時期を考慮して、その後の対応を判断する。

※ 提出されたニーズが将来のニーズなど抽象的なものである場合に期待される説明は、上記【手順4】の【観点①】及び【観点②】の※と同様。

【手順6】 【手順5】の結果を踏まえ、ニーズに対応するための権利制限規定の在り方を検討する。

【手順5】を経て①（ニーズの明確性）、②（正当化根拠の見通し）が肯定されることとなったものについて、③（優先度）を考慮しつつ、これらのニーズをもとに権利制限規定による対応の是非や規定の在り方について検討を行う。検討に当たっては、権利者の正当な利益の保護と利用の円滑化のバランスに留意しつつ、現在及び可能な限り将来のニーズを考慮し、「規定の柔軟性」の内容や程度も含めて、最も望ましいと考えられる制度設計を検討する。

手順6にあるように「最も望ましいと考えられる制度設計」とは当該制度が課題の実際的な解決につながり、かつ、社会厚生全体の増大を導くものであることを意味する。そのような制度を整備するためには、著作権法理論を踏まえた検討を行う必要があることはもとより、著作権法における権利制限規定において「柔軟性」を高めることの持つ意味を明らかにした上で、「柔軟性」の高め方に応じて、理論上又は実際上、我が国における著作物の創作、流通、利用のサイクルを巡って、各ステークホルダー（創作者、流通を担う者、利用者）にどのような効果や影響が生じるのかということについても総合的な考察を行う必要がある。このため、本WTの下に「著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する作業部会」（以下「作業部会」という。）を設置し、著作権法における権利制限規定の柔軟性が我が国に及ぼす効果と影響等について専門的かつ集中的に審議することとした。

2. 著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する考察について

1. で述べたように、柔軟性のある権利制限規定に関する具体的な制度設計を検討していくに当たっては、新たに設ける制度が実際にどのように機能し得るかなどを踏まえ我が国にもたらされる便益や費用を考慮する必要がある。平成28年度第1回文化審議会著作権分科会においても、I 2. で述べたように権利者団体を代表する委員及び産業界を代表する委員から、我が国の法体系や環境、社会状況等を含め多角的な視点から効果と影響に関する検討を行うべきなどの意見が示されたほか、同様の趣旨が知的財産推進計画2016や日本再興戦略2016においても明記された。

知的財産戦略本部の下に設けられた検討委員会の報告では、柔軟性の検討に当たり、「柔軟性が高まることにより立法を待たずに新たな利用行為に対応できる反面、法規範の予測可能性が低下し法が想定する行動と個人が現実に取る行動との間に乖離が生じやすくなるといった負の側面もあること、裁判に対する意識や司法制度等の海外との違い等の観点から、バランスの取れた仕組みを目指していくことが必要である。」とし、米国のフェア・ユース規定に代表されるような総合考慮型の権利制限規定については、賛否両論あることを紹介した上で、その効果と影響について広い視野で検討を行う必要性を述べている⁹。

そこで、作業部会の具体的な検討事項としては、本WTにおける議論等を踏まえ、（1）具体的な法規範定立時期が相対的に事前から事後へ移行することに伴う効果及び影響、（2）具体的な法規範定立において果たす役割の比重が相対的に立法から司法へ移行することに伴う効果及び影響、（3）権利制限規定の柔軟性と刑法体系及び著作権関係条約との関係について分析を行うこととした。

検討を進めるに当たっては、①我が国の制度や社会状況等を踏まえた多面的な検討を行う必要があること、及び、②政府計画等において平成29年通常国会への法案提出を視野に検討を行うことが求められていることを踏まえ迅速かつ効率的に検討を行うこと、といった観点に留意する必要がある旨を本WTにおいて示した。

これを受け、作業部会では、その構成員として、知的財産法分野の研究者及び実務家に加え、憲法、民法、刑法、法社会学、法と経済学、文化経済学といった様々な研究領域の専門家の参画を得るとともに、検討の基礎となる社会調査や文献調査等の実施については外部のシンクタンクによる調査研究¹⁰（以下「調査研究」という。）に委ね、かつこれと密接な連携を行うことにより、効率的かつ効果的に検討を行うよう留意した。

作業部会における上記の（1）～（3）に関する分析については、III 3. において述べる（本報告書18ページ以下参照。）。

⁹ 「次世代知財システム検討委員会報告書」（平成28年4月 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会次世代知財システム検討委員会）（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kencho_hyoka_kikaku/2016/dai5/sankou1.pdf）11・12ページ。総合考慮型の権利制限規定については、「より広範なイノベーション促進の観点から米国のフェア・ユース規定の考え方を日本に導入するのであれば、当該規定の趣旨を逸脱するような行為をどのように抑止するのか、事後的に侵害が確定した場合に権利者が正当な対価が得られるのか、ライセンスビジネスが存在し得る市場への影響をどのように評価するか、現在の我が国司法制度を前提とした場合に政策的な判断を一定程度司法に委ねることの是非、さらに、既存の個別権利制限規定の射程や一般規定との適用関係といったところまで視野を広げて、制度のあり方について検討を行っていく必要があると考えられる。」とされている。

¹⁰ 「著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する調査研究」（平成28年度文化庁委託事業）

III 検討結果（権利制限規定の整備について）

1. ニーズ募集に基づくニーズの整理【手順1～4】

ニーズ募集には、企業等や個人から合計112件のニーズ¹¹が寄せられた。それらのニーズについてIIで述べた「検討の進め方」の手順4に沿って分類・整理¹²した結果、権利制限規定の見直しに係るニーズとして整理された主な課題は以下のとおりであった。（括弧内の番号等は付属資料1.（49ページ以下）に掲げた「ニーズ募集に提出された課題の整理」に対応している。）

i 優先的に検討を行うこととされたニーズ（A-1-1関係）

- ◎ a 公衆がアクセス可能な情報の所在検索サービスの提供（77①）
- ◎ b システムのバックエンドにおける情報の複製（77③）

ii ニーズ提出者に追加説明を依頼することとされたニーズ（A-2関係）

- c パロディ・二次創作としての著作物利用（12、57①、96①、97、108⑤、113③）
- d 教科書・入試問題の二次利用（14、22①）
- ◎ e C P S（サイバーフィジカルシステム）による情報提供サービス（65①～③）
- f 障害者の情報アクセシビリティ向上のためのサービス（67、73）
- ◎ g リバース・エンジニアリング（68）
- ◎ h 自動翻訳サービス（70）
- ◎ i ビッグデータの解析結果提供、情報分析サービス（74、77②）
- j メディア変換サービス（78、95①）
- k 図書館における図書検索等サービス（84）
- l 企業等で一般的に行われている軽微な複製等（108②）

iii 優先的な課題の検討を行った後に順次検討することとされたニーズ（A-1-2関係）

- m 図書館における公的機関が作成した広報資料の複製（88）
- n 図書館におけるインターネット上の情報のプリントアウト（89）
- o 商品の批評や販売目的の写真（書影、ジャケット等）のウェブサイト掲載（95⑦）

（※ ◎は本WTにおいて優先的に検討を行ったニーズ）

本WTにおける議論の結果、本WTではA-1-1に分類された「a 公衆がアクセス可能な情報の所在検索サービスの提供（77①）」及び「b システムのバックエンドにおける情報の複製（77③）」に加えて、A-2に分類されたもののうち新産業創出環境の整備に関するニーズとして、「e C P S（サイバーフィジカルシステム）による情報提供サービス（65①～③）」、「g リバース・エンジニアリング（68）」、「i ビッグデータの解析結果提供、情報分析サービス（74、77②）」に関するニーズについて優先的に検討を行うこととした。その上で、これらについてニーズ提出者からヒアリングを行った上で検討した結果、これらのニーズを所在検索サービス、分析サービス、バックエンドでの複製、翻訳サービス、リバース・エンジニアリング、その他C P S関係サービスの6つに分類して検討を進めることとした。また、これらのニーズ以外のニーズ（c、d、f、j、k、l、m、n、o）については、これらのニーズの検討を行った後に、手順4による分類及び優先度を考慮しつつ、順次検討を行うこととした。

¹¹ 「『著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集』の結果について」 (<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuen/needs/index.html>)

¹² 付属資料1. 参照。より詳細な整理の結果については平成27年度WT（第3回）資料2参照 (http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashinkai/chosakuen/needs_working_team/h27_03/pdf/shiryo_2.pdf)。

2. 優先的に検討することとしたニーズに関する検討【手順5】

1. のとおり、ニーズ募集に基づき寄せられたニーズのうち、本WTとしては「所在検索サービス」「情報分析サービス」「システムのバックエンドにおける複製」「翻訳サービス」「リバース・エンジニアリング」「その他CPSサービス」について優先的に検討を行うこととし、それについて観点①（ニーズの明確性）及び観点②（権利制限による対応の正当化根拠の見通し）に基づき、権利者団体及びニーズ提出者からのヒアリングを含めた検討を行った。

（1）ニーズ募集及びニーズ提出者からのヒアリングの結果等について

以下では、ニーズ募集及びニーズ提出者に対して行ったヒアリングの結果¹³を中心に、適宜補足を加えながら、上記のニーズの内容について述べる。

ア. 所在検索サービス

ニーズ（付属資料1. の77①。以下番号のみを掲載する。）の提出者からの説明では、本サービスは、「広く公衆がアクセス可能な情報¹⁴」の所在（ウェブページのURL、書誌情報、TV番組の名前等、情報へのアクセスの手がかりとなる情報）を検索することを目的としたサービスをいうとされている。その具体例としては、書籍検索サービス、テレビ番組検索サービス、街中風景検索サービス等があるとされており、各サービスの概要は以下のとおりである。

・書籍検索サービス

書籍の中に存在する単語などの情報を検索することができるサービスであるとされている。関連するサービスの例としてGoogle Books¹⁵が挙げられている。

・テレビ番組検索サービス

テレビやラジオで自分の関心のあるキーワードやフレーズがいつどのような形で調べられたかを調べることができるサービスであるとされている。関連するサービスの例としてTVEyes¹⁶が挙げられている。

・街中風景検索サービス

街中の風景を撮影したものでデータベースを構築し、ユーザーが周囲の風景（看板など）を撮影し検索することで、所在地の看板・店舗情報を提供するサービスであるとされている。同サービスについては、Google Street View¹⁷を活用したもの等が考えられるとされている。

¹³ 平成27年度のWT第2回・第4回及び平成28年度WT第3回におけるニーズ提出者の説明内容を基本としつつ、必要に応じて事務局において個別にニーズ提出者に確認した内容も含めて記述している。

¹⁴ 広く公衆がアクセス可能な情報には、路上で撮影した写真、書籍、音楽、美術等の送信可能可されていない情報も含むとされている。

¹⁵ <https://books.google.co.jp>。同サービスでは、プロジェクトに参加する図書館の所蔵2000万冊以上の書籍をスキャンし、機械可読テキストを取り出し、インデックスを作り、全文検索ができるサービスを提供している。利用者が関心のあるキーワードを入力すれば、本文中の当該キーワードに関係する箇所のスニペット（一部）を書誌情報とともに表示する。スニペットは1ページを8等分したもので、一度の検索で三つのスニペットが表示される。また、スニペット表示をつなぎあわせようと努力しても1ページごとに1つのスニペットまたは全書籍の10%は表示されないよう設定されている（平成28年度WT（第3回）における石新弁護士発表資料（資料1-1）（http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/chosakukken/needs_working_team/h28_03/pdf/shiryo_1-1.pdf）中のAuthors Guild, Inc., et al., v. Google, Inc.（2013/2015 NY南部連邦地裁第2巡回区控訴審）に関する記述を参考とした。）。

¹⁶ <http://www.tveyes.com>。同サービスでは、1日24時間、週7日、1,400以上のテレビ・ラジオ局のコンテンツを全部複製し、利用者に対して、キーワード検索等に基づき、放送内容の文字情報、短いビデオクリップ等を提供している。なお、サービスの提供対象は事業者の内部利用目的に限定されており、一般には提供されていない。（平成28年度WT（第3回）における石新弁護士発表資料（資料1-2）（http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/chosakukken/needs_working_team/h28_03/pdf/shiryo_1-2.pdf）を参考とした。）

¹⁷ <https://www.google.com/maps/views/streetview>

なお、上記のほか、ニーズ（73）の提出者からは、利用者がカメラで撮影した風景の写真に映っている建築物にまつわる映画について、タイトル等の関連情報とともに当該映画のサンプル画像や短時間のサンプル映像を提供するサービスや、利用者が録音した音声に含まれる楽曲について、曲名や当該楽曲にアクセスするための情報とともにサンプル音を出力するサービスが例として挙げられた。

本サービスの過程においては、まず、①広く公衆がアクセス可能な情報の収集・蓄積（複製）が行われるとされている。情報の収集・蓄積はサービスのバックエンドで行われるにすぎず、著作物の表現が知覚的に享受されることはないとされている。次に、②検索結果の提供のため、サムネイルやスニペット等、結果提供に必要な限度での著作物の表示をする際に複製又は自動公衆送信を行うことが想定されている。当該著作物の表示は情報（著作物）そのものを視聴させることを目的として行われるものではないとされている。これらの行為の行為主体に関し、①については通常事業者が行うことが想定されるものの、事業者の設定した仕様に従ってユーザーがこれに関与する場合¹⁸もあるとされている。また、①と②をそれぞれ異なる事業者が行うことも想定されている。

権利制限の正当化根拠については、まず、本サービスは、大量の情報が溢れる情報化社会において知へのアクセス機会を提供することにより国民の知る権利の充足に寄与するという大きな社会的意義や、コンテンツの認知度が増す等のメリットが権利者にもあるとされている。また、公衆がアクセス可能な状態に置かれた著作物は所在を知らせるサービスにおいて利用されることについて、権利者は默示的に許諾していると考えられるとされている。さらに、契約による対応可能性について、検索の対象となる情報は大量かつ網羅的であり、様々な権利が関連するため、全ての権利者と契約することは事実上不可能であること等が述べられている。一方、本サービスは、上に述べたように、結果の提供の際に行われる著作物の表示については、情報（著作物）そのものを提供することは目的としておらず、例えばキーワードが掲載されている記事全文を閲覧させるサービスは想定していないとした上で、サムネイルやスニペット等、著作物の所在情報を知らせるために必要な限度にとどまるものであることから、軽微であり、権利者のビジネスへの影響の程度は低いとされている。さらに、権利者の許諾なく公衆がアクセス可能な状態に置かれている著作物については、默示の許諾があるとは言えないと、そのような著作物を出力しないような措置を講じることで権利者に不利益が及ぶことを回避する旨が述べられている。

現行法との関係では、本サービスの提供にあたって行われる①バックエンドでの情報の蓄積（複製）、②検索結果提供のための複製や自動公衆送信について、現行規定（第47条の6、第47条の7、第47条の9等）による対応は困難であるとされている。

イ. 情報分析サービス

ニーズ（77②）の提出者からの説明では、本サービスは、広く公衆がアクセス可能な情報を収集して分析し、求めに応じて分析結果を提供するサービスであるとされている。その具体例としては、評判情報分析サービス、論文剽窃検出サービス等が挙げられており、各サービスの概要は以下のとおりである。

・評判情報分析サービス

特定の情報（例えば店舗や企業、施設、人物等）についての評判に関する情報について、ブログや新聞、雑誌等で掲載されているのか等を調べることのできるサービス¹⁹であるとされている。

¹⁸ 例として、街中の風景の検索サービスにおいて、ユーザーが自分の撮影した風景写真を事業者に送信することによる場合が挙げられている。

¹⁹ これに該当するサービスの例としては、ホットリンク社の「クチコミ係長」（<https://www.hottolink.co.jp/service/kakaricho>）が挙げられる。

・論文剽窃検出サービス

検索対象の論文（例えば、研究機関に提出される論文）について、その論文と同じ記述を有する他の論文の有無を示すことにより、論文の剽窃の可能性を検出するサービス²⁰であるとされている。

本サービスの過程においては、所在検索サービスと同様、①バックエンドでの情報の収集・蓄積（複製）を行うとともに、②分析結果の提供のため、サムネイルやスニペット等、結果提供に必要な限度での著作物の表示（複製・自動公衆送信）を行うことが想定されている。提供される情報は、分析対象となる情報がどこに掲載されているかという所在情報および分析結果情報（例えば評判情報分析サービスであれば、集計データや統計データ等、星4つ等の情報、どのような評判が評判として掲載されているかの最低限の情報、論文剽窃検出サービスであれば、論文の剽窃箇所や剽窃の割合等）であるとされている。

権利制限の正当化根拠について、本サービスは、無数、多様に存在する情報（ビッグデータ）を活用し、分析結果という有用な情報を提供する点で社会的有用性があるとされ、例えば、論文剽窃検出サービスでは、論文の剽窃を検出するという手段を提供することにより、論文の剽窃が減少するだけでなく、オリジナリティある新たな創作が促進される点で、大きな意義があるとされている。その他の内容については所在検索サービスと基本的に同様の説明がなされている。

現行法との関係についても、所在検索サービスと同様、第47条の6等による対応は困難である旨が述べられている。

ウ. システムのバックエンドにおける複製

ニーズ（77③）の提出者からの説明では、本ニーズは、データを本来の用途とは別の用途でシステムのバックエンドで活用するものであるとされており、その具体例としては、音楽曲名検索サービスが挙げられている。同サービスは、①システムのバックエンドでCD等の音楽データを複製し、一定の情報処理を行うことによって作成した「フィンガープリント」を作成しデータベースに格納する。②サービス利用者が入力した曲の音声とデータベースをマッチングし、当該楽曲の名称を検出するという過程を経るサービスであるとされており、これに関連するサービスとしてShazam²¹が挙げられている。

同サービスにおいては、上記①の過程においてシステムのバックエンドでの情報の収集・蓄積（複製）を伴うが、著作物として出力は行われないとされている。

このような情報の蓄積は、デジタル化社会においてシステム運用上通常に行われるものであるが、情報の中に著作物が含まれていたとしても、その著作物の表現が知覚されない限りにおいては、権利者の利益を不当に害することにはならないとされている。

現行法との関係では、システムのバックエンドにおける情報の蓄積は、第30条の4や第47条の9など特定の場合に限って認められているに過ぎないため、将来生ずる技術やサービスにおいて、いずれの権利制限規定にも該当しない利用態様が出現した場合は、原則として著作権の侵害に該当することとなり、不都合を生じるおそれがあるとされている。なお、対象とする範囲が限定的であり問題があるとされた現行規定の例として、第47条の5及び第47条の7が挙げられた。具体的には、第47条の5第1項については、「送信の障害の防止」等の目的には必ずしも該当しないもののサービスの安定的な維持又は機能の向上のために必要な複製等については権利制限の対象とされていないこと、第47条の7については、「統計的解析」とはいえないバックエンドにおいて機械的に行われる複製が権利制限の対象とされていないことが挙げられた。

²⁰ これに該当するサービスの例としては、アンク社の「コピペルナー」(<http://www.ank.co.jp/works/products/copyperna/>)が挙げられる。

²¹ <https://www.shazam.com/ja>

エ. 翻訳サービス

ニーズ（70）の提出者からの説明では、本サービスは、東京オリンピックの開催をひかえ今後増加が予想される訪日外国人向けに、滞在を快適にする情報や災害情報等の日本語のコンテンツを外国語に自動翻訳して閲覧（自動公衆送信）できるようにするサービスであるとされている。

具体的には、屋内外の看板や案内図、食堂のメニュー表等について利用者が端末をかざして撮影した画像を事業者のサーバーに送信すると言語情報が利用者の使用言語に翻訳されて表示されるようになるサービスや、これらの情報や交通機関の交通情報等を予めサービス事業者が自ら保有するサーバーに入力しておき、サービス利用者の端末からサービス事業者のサーバーに位置情報等が送信されると、当該情報のうち一定のものを利用者の使用言語に翻訳して提供するサービスなどが考えられるとしている。このほか、インターネット上の情報を事業者が翻訳して利用者に提供することも想定されている。

当該サービスは、上記のような案内情報や交通情報は、広く公衆に伝達されるべき性質のものであることから当該情報の翻訳には高い公益的価値が認められる上、これらの情報は広く公衆に伝達されることを目的として公衆に提示されていると考えられるため、原著作物の内容を閲覧者が確認できる限り、基本的に権利者の利益を不当に害さないと考えている旨が述べられている。

オ. リバース・エンジニアリング

ニーズ（68）の提出者からの説明では、リバース・エンジニアリングは、プログラムの調査・解析を指し²²、マルウェアの駆除などセキュリティの確保のためのリバース・エンジニアリングに加えて、利用者が保有しているプログラムを整理・改善するためにこれを行う必要性も高まっているとされている。

当該目的で行われる調査・解析の過程では一時的にプログラムの著作物の複製を行う必要があるが、対象となるプログラムの著作権は利用者自身に帰属していないことが多い、また、調査・解析を第三者に委ねて行う場合も多いとされている。そして、そのような場合において当該委託を受ける第三者がプログラムを調査・解析する行為は、著作権の侵害となる可能性があるとされている。

リバース・エンジニアリングの過程で行われるプログラムの著作物の複製・翻案については、現行の権利制限規定に基づき権利者の許諾無く行うことができる範囲もある²³が、上記のような目的で行うリバース・エンジニアリングが全て権利制限規定の対象となるか否かは明らかではないとされている。また、過去にプログラムの解析の過程で行われた複製・翻案について権利濫用等により権利行使が認められなかった判例²⁴があるものの、現実のビジネスの場面では権利濫用等の判断基準で他社のプログラムの解析を行うことは困難さを伴うとされている。

カ. その他CPSサービス

ニーズ（65①～65③、67）の提出者からは、所在検索サービスや情報分析サービス等のほかにも、サイバーフィジカルシステム（CPS）²⁵の概念に包含される様々なサービスの過程で行われる著作物利用全般がニーズとして提出された。

²² 「リバース・エンジニアリング」の語は、既存の製品を調査・解析してその構造や製造方法などの技術を探知とともに、その結果を利用して新しい製品を開発することまで指して用いられることがある。調査・解析の過程では、プログラムやデータの一部を印刷して調査する行為や、逆アセンブル・逆コンパイル（調査対象のオブジェクト・プログラムをソース・プログラムに近い状況に変換し、調査する行為）などが行われる。

²³ プログラムの著作物に関する権利制限規定としては第47条の3があり、一定程度のプログラムの著作物の調査・解析に伴う複製等は可能な場合があると考えられるが、プログラムの実行に必要な限度を超えた複製・翻案については同条の対象とはならないものと考えられる。また、第30条の4により対応可能なものもあると考えられる。

²⁴ 平成22年4月27日判決（知財高裁平成21年（ネ）第10070号）／平成21年10月15日判決（東京地裁平成19年（ワ）第16747号）

²⁵ 産業構造審議会商務流通情報分科会情報経済小委員会中間取りまとめ（平成27年5月）²⁵によると、CPSとは「デジタルデータの収集、蓄積、解析、解析結果の実世界へのフィードバックという実世界とサイバー空間との相互連

ニーズ提出者からは、CPSサービスには今後様々な発展が考えられ、それらをすべて想定することは困難であるとしつつ、現在想定され得るサービスの一例として、機械翻訳サービス、教育支援サービス、障害者支援サービスが挙げられた。各サービスの概要は以下のとおりである。

・機械翻訳サービス

(a) システムの利用者が翻訳の対象としてシステムに入力した原文に近い用例をデータベースから検出し、その差分によって翻訳文を作成する「用例ベース翻訳」と、(b) データベースとして蓄積された用例を統計的処理してモデル化したうえで翻訳文を作成する「統計的機械翻訳」の方法があるとされている。いずれの方式であっても、現実世界に存在する翻訳用例をシステムに取り込み蓄積したうえで、翻訳結果を出力することになるが、当該蓄積および翻訳行為が、複製権および翻案権を侵害する行為と評価される可能性を否定できないために萎縮効果が生じているとされている。

・教育支援サービス

非営利の教育機関における教育に活用できるよう、絵画や写真、出版物など様々な著作物をデジタル化した後事業者のデータベースに蓄積して分類・整理し、教員等からの要求に応じて出力するサービスであるとされている。

・障がい者等支援サービス

出版物などをデータベースに蓄積し、データベース内でそれらを障害者が視聴できる形式（音訳データや文字データ、映像データ等）に変換し、障害者やその支援者の要求に応じて出力するサービスであるとされている。

CSPサービスは、一定の著作物の利用目的や利用態様を念頭に置いたものではないことから、これらの他にも、権利者に及び得る不利益の度合やサービスの公共性・公益性の観点であらゆるもののが含まれるとされている。

このため、CPSサービスに該当するものを権利制限により実現することの正当化根拠についても、情報の収集・蓄積段階では権利者の正規ビジネスとは衝突しないこと、著作物の出力段階では利用が軽微であると言える場合や、公益的観点から社会的要請が高いと判断される場合など、様々なものがある旨が説明されている。

現行法との関係では、CPSに類型されるサービスの過程では、著作物の収集・蓄積及び出力が様々な形でなされることとなるが、例えば第47条の6では行為主体や対象（送信可能化された情報）が限定されていることに加え、「公衆からの求めに応じ」という限定がなされていること、第47条の7では利用目的が「情報解析」に限定され、複製物・翻案物を出力することも認められないといった点などから²⁶、CPS関連サービス全般についてこれらの規定により対応することは困難であると考えられている。

(2) 各ニーズに関する権利者団体からのヒアリングの結果について

本WTにおいて権利者団体に対して行ったヒアリング²⁷結果のうち上記の優先的に検討することとしたニーズに係るもの²⁸の概要は以下のとおりである（【】内の名称は団体の略称であり、正式名称は17ページ参照）。

「関」とされており、CPSを用いたサービスとは、①大量の情報（著作物を含み得る）の収集・蓄積、②情報の解析・変形・編集等、③②により生まれた新たな知識・情報（著作物を含み得る）の出力、という過程で提供される、大量の情報集積・利活用サービスの総体とされている。

²⁶ この他、第47条の5は行為主体・利用目的・出力の観点で、第47条の9は利用目的・出力の観点でそれぞれ適用が困難と理解される、としている。

²⁷ 平成28年度WT（第1回）

²⁸ この他、権利者団体からは、検討の方向性や検討の進め方に関する意見、権利制限規定の在り方全般に関する意見及び権利制限規定の柔軟性を高めることが我が国に及ぼす効果と影響に関する意見があった。詳細については平成28年

ア. 総論

- 立法事実やニーズに基づいて具体的な課題を特定した上で我が国にとって最も望ましい制度設計の在り方を検討することが大切であるところ、これまでの議論において必ずしも立法事実やニーズが今ひとつ見えていない。それぞれのサービスにおいて実演がどのように利用されるかが不明であるため、現時点で権利制限の是非について回答することは困難。【芸団協】
- 権利制限の必要性の議論を行うに当たっては、まずはニーズの提出者である利用者側がサービスの内容を具体的に示すべきであると考えるが、これまでの議論において権利制限の必要性に関する利用者側からの説明は尽くされておらず、現時点で個々のサービスに関する権利制限の必要性は認められないものと考える。【民放連】
- 個々のサービスに関して具体的な立法事実が示された場合、ライセンスによる実施が不可能なのか、権利制限が容認されるほどの公共性があるか、といった点を客観的に検討すべきである。【民放連】
- 著作物の表現そのものを享受するための利用ではない場合については、それらのサービスの社会における有用性を考えると、権利の制限もやむを得ないのではないか。【NHK】
- 検討対象とされたサービスでは、多量の著作物の収集の必要性は理解できるところであり、著作物そのものの表示等を伴うものでない限り収集行為をある程度権利制限の対象とすることはやむを得ないと考える。ただし、収集したデジタルデータの保全、流出・違法利用については十分制度上の対策が求められるべき。これらの対応方策としては、著作権法第47条の6等について見直しを行うことで必要かつ十分であると考える。【書協】
- その他CPS関係サービスについては、個々のサービス毎にその目的や公益性、公共性、利用の態様などを考える必要があるところ、現段階ではそれらの利用の範囲のどこまでが必要な限度であるかが漠然としていることから、権利制限についての是非を一概に論じることはできない。【学著協】
- 現行著作権法の権利制限規定にも一定の柔軟性があり、挙げられたサービスの相当部分の対応は既に可能であると考えられる。現行規定の柔軟性を最大限利用して判例を作っていく努力が必要。【写協】

イ. 関連するライセンス市場について

- (所在検索サービスのうち音楽の曲名検索サービスについて) 楽曲の特定に必要となるフィンガープリントに関しては、ライセンス契約による供給ビジネスが既に成立している。こうしたサービスをフェア・ユースや柔軟な権利制限規定のニーズ例として挙げるのは不適切ではないか。【レコード協会(同旨、芸団協)】
- 音楽に関するサービスの事業者は、音の固定や複製を伴わずに直接フィンガープリントを生成しているようである。また、曲名や作詞・作曲家名については、自ら収集したりライセンス契約に基づき供給を受けているということである。したがって、音楽の分野に関して何らかの権利制限規定を設ける必要は無いと考えている。【JASRAC】
- CDショップのオンラインサイト等において導入されている音源試聴サービスは、オンラインショッピングの運営者がレコード会社と直接・間接にライセンス契約を締結した上でCDのジャケット写真を掲示するとともに、レコード会社の意思に基づき短く編集・用意された視聴用音源サーバーへのアクセスを誘導することによりサービスを提供している。【レコード協会】

度WT（第3回）参考資料2（http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/needs_working_team/h28_03/pdf/sanko_2.pdf）を参照。

- 映画やアニメを対象とする所在検索サービスや分析サービスは今のところ存在しないようであり、そのためライセンス市場も存在しないが、仮にサービスを実施する場合許諾契約で十分対応可能。なお、報道やその他著作物への部分利用については、これまでライセンス契約で対応してきたところである。【映連】
- 文芸作品の部分利用については、学校教育用の教材において作品の一節の掲載を許諾している例や電子書籍の配信事業における立ち読みサービスなどがある。【文藝協】
- 出版については、個別の要請に基づく契約事例はあるが、定型化された具体的な要請がないため、各サービスについての著作物の収集・蓄積に対応するライセンス等の市場は形成されていない。【書協】
- NHKとしては検討対象サービスのような形での利用について放送番組のライセンスを行ったことはない。【NHK】

ウ. 各サービスにおける著作物利用の軽微性（ないし著作権者に及ぶ不利益）について

<定量的な基準で軽微性を判断すべきではないとする意見>

- 権利制限の正当化根拠として、著作物の利用が「軽微」であることが挙げられているが、何をもって「軽微」と判断するかは著作物の特性に応じて慎重に検討する必要がある。少なくとも個々の利用が少量又は一部の利用であるという定量的な評価基準をもって安易に「軽微」であると判断するべきではない。【芸団協】
- 所在検索サービスや分析サービスの結果表示としての部分利用を全否定するものではないが、例えば辞書・辞典の一項目や俳句・短歌等であれば、数行程度の表示であっても検索結果の表示により著作物の正規の利用を阻害するおそれがある。また、著作物にとって重要な部分が表示されることによっても同様の危険が生じる可能性がある。出版業においてはライセンス契約に基づき「立ち読みサービス」が現に行われているところ、そこではそれぞれのコンテンツの内容に応じて表示する部分の調整を行うことで、コンテンツ本体の利用に悪影響を及ぼさないようにしている。このように、「軽微な利用」とは単に分量的な概念ではないと考えている。【書協】
- 映画やアニメに関しては、作品の核心となる部分が開示されてしまうと、作品の市場価値が破壊されてしまうことから、映画等の製作者の管理の及ばない一部利用に関しては基本的に認められない。【映連】
- CDショップのオンラインサイト等において導入されている音源試聴サービスは、オンラインショップの運営者がレコード会社と直接・間接にライセンス契約を締結した上でCDのジャケット写真を掲示するとともに、レコード会社の意思に基づき短く編集・用意された視聴用音源サーバーへのアクセスを誘導することによりサービスを提供している。【レコード協会】（再掲）
- 所在検索サービスに関し、新聞記事はその特性上、記事の一部や画像が表示されるだけで当該コンテンツの内容がおおむね分かってしまう可能性があることから、既存のニュースサイトや有料記事検索サービス等に悪影響が生じるおそれが強い。また、インターネット上には新聞記事などを無断で複製、送信可能化したものがまん延しており、それらが「道しるべ」として使われることについても懸念を抱いている。分析サービスに関しても同様である。【新聞協会】
- 写真をインターネット上で掲載する場合、サムネイル程度の利用が軽微であるとの認識があるが、サムネイルの定義などは未確定であり、画像の劣化を抑えて小さな画像を拡大するサービスも現れてきていることから、どの程度が許容範囲なのかについて明確化していくことが望ましい。【写協】

<一回ごとではなく総体としての影響を基に判断すべきとする意見>

- 商用のサービスにおいて、著作物の一部利用が一回ごとに見れば軽微であったとしても、大量かつ継続的に利用するのであれば権利者の利益を不当に害するものと考えるべき。【JASRAC
（同旨 芸団協）】（再掲）

<著作物そのものの提供・提示が行われること自体に消極的な意見>

- 検討対象とされたサービスについては、いずれも著作物そのものの提供・提示が行われることは権利者の利益が不当に害されるおそれがあり、容認できない。部分的な利用についても、どの程度のものであるかが分からぬ現状においては、慎重な態度を取らざるを得ない。【学著協】

<第三者の著作権等や著作権等以外の権利への配慮を求める意見>

- 放送番組は放送事業者のみならず、出演者、脚本家、原作者、音楽家等さまざまな権利者が関わって出来上がっているものであり、これらの方々の権利にも配慮する必要がある。【NHK】
- 放送番組は、人権やプライバシーなどに特段の配慮を行って制作しているものであるが、こうした編集の意図と離れて番組が利用されれば、報道利用に限定した取材が著しく困難となるおそれがあり、引いては国民の「知る権利」を阻害しかねないことから、第三者による無限定な利用は行われるべきではないと考えている。【民放連】
- 放送番組やニュース番組の中には人権やプライバシーに配慮すべきものが多く含まれており、その利用に関しては十分な配慮を行っているところであります、仮にこうした点でトラブルが起きると、取材先との信頼関係が失われ、将来の取材活動等が制約されることも考えられるため、慎重に対応すべき。【NHK】

<略称一覧>

【JASRAC】	一般社団法人	日本音楽著作権協会
【レコード協会】	一般社団法人	日本レコード協会
【芸団協】	公益社団法人	日本芸能実演家団体協議会
【映連】	一般社団法人	日本映画製作者連盟
【民放連】	一般社団法人	日本民間放送連盟
【NHK】	日本放送協会	
【新聞協会】	一般社団法人	日本新聞協会
【書協】	一般社団法人	日本書籍出版協会
【文藝協】	公益社団法人	日本文藝家協会
【写協】	一般社団法人	日本写真著作権協会
【学著協】	一般社団法人	学術著作権協会

3. 著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等

II 2. で述べたように、本WTは作業部会を設置して著作権法における権利制限規定の柔軟性が我が国に及ぼす効果と影響等について専門的な分析を行った。以下では、作業部会の検討結果報告²⁹を踏まえ、（1）法規範定立時期の移行に伴う効果及び影響、（2）法規範定立の役割の移行に伴う効果及び影響、（3）刑法体系及び著作権関係条約との関係の3点について述べる。なお、作業部会における検討は調査研究の成果を踏まえているところも多いことから、以下の（1）～（3）においては、調査研究の報告書³⁰における関連箇所のページ番号を記載する。

（1）具体的な法規範定立時期が相対的に事前から事後へ移行することに伴う効果及び影響について

ア. 検討手法

上場企業3, 693社、権利者団体として著作権等管理事業者29団体、利用者団体（学校、図書館、公益法人、社会福祉法人、医療法人等）2, 471団体、個人の権利者・利用者に対するアンケート調査³¹や利用者団体、権利者団体、司法機関などに対するヒアリング調査といった社会調査と併せて、我が国の訴訟制度及びフェア・ユース規定を有する米国の訴訟制度等について文献調査を行い、その結果判明した我が国の現状を踏まえて、理論的な分析を行い、具体的な法規範定立時期が相対的に事前から事後へ移行することに伴う効果及び影響について検討した。

イ. 検討結果

柔軟性の高い権利制限規定を採用することは、柔軟性の低い規定を採用する場合に比べ、具体的な法規範³²が定立される時期が、相対的に事前から事後に移行すること、すなわち著作物の利用行為を行う時点では当該行為の適法性の有無が必ずしも明らかではなく、事後的に司法判断が蓄積されていくことなど³³によってこれが明らかになっていくようになることを意味する。こうした移行により我が国に及ぶことが考えられる効果と影響は以下のとおりである。

（ア）権利制限規定の柔軟性を高めることによる「公正な利用³⁴」の促進について

アンケート調査及びヒアリング調査から、多くの企業や利用者団体は、高い法令順守意識と訴訟を提起されることに対する抵抗感を有しており、事前に行行為の適法性の有無を十分判断できるよう法規範の明確性を重視する声が強いということが言える（調査研究の報告書8ページ参照。以下調査研究の報告書における関連するページについて、ページ数のみを記載する。）。まず、完全に合法又は合法である可能性が極めて高くないと新事業を実施しないと回答した企業が約8割、利用者団体が約9割にのぼっており、約6割の企業及び利用者団体が訴訟の提起を受ける可能性のある業務の実施に抵抗・ためらいがあると回答している（9、11、8、10ページ。付属資料の2. 参照。以下同じ。）。また、以下の4種類の権利制限の規定の仕方を示し、それぞれについて事業展開をしやすくなるか否

²⁹ 平成28年度WT（第6回）資料2。

³⁰ 平成28年度WT（第6回）資料2別添1。

³¹ 企業469社（12.7%）、著作権等管理事業者11団体（3.7.9%）、利用者団体618団体（2.5%）から回答があった。個人の権利者・利用者に対する調査は、194, 175人を対象に行ったスクリーニング調査に対し20, 004人から回答があった。このうち「日常的に創作活動を行っている」と回答した者から権利者1, 807人を選定、「日常的に創作活動を行っていない」と回答した者のうち、著作権法に「非常に馴染みがある」、「馴染みがある」、「どちらとも言えない」と回答した者から利用者1, 834人を選定して本調査を実施。本調査では権利者1, 500人・利用者1, 500人から回答があった。

³² 我が国の統治機構では立法権は国会が独占することとされているところ、ここで言う「法規範」には判例法を含めた広義の法源を意味するものとして用いている。

³³ 司法判断のほか、裁判外紛争処理手続きや、民間のガイドラインなど事実上の行動規範によって規範の内容が明らかにされることもある。

³⁴ ここでは現行の著作権法体系や文化審議会における検討経緯に照らして、権利制限によって実現することが正当化されると考えられる著作物利用行為のことを便宜上「公正な利用」と表現する。

かを聞いた質問³⁵に対して肯定的な評価をした企業の割合は、①適法となるサービスの類型や条件を具体的に示すとともにこれと同等のものも適法とする規定では7割弱、②適法となるサービスの類型や条件を具体的に示した規定では6割強、③適法となるサービスの類型や条件を一定程度抽象的に示した規定では3割強、④考慮要素を示して公正な利用を適法と認めるなどを定めた抽象的な規定では2割弱という結果であり、利用者団体の割合は、①では約8割、②では7割強、③では3割強、④では約2割という結果であった（19、21ページ）。一方、権利制限規定に柔軟性を持たせることの効果については、5割弱の企業、約5割の利用者団体が適法性の判断が難しくなり利用が萎縮する、訴訟が増え負担になるとして消極的な面を挙げているが、同時に6割強の企業、約6割の利用者団体が時代の変化に対応させやすくなるとして積極的な面を評価している（20、22ページ）。また、ニーズ募集に係る本WTの整理において、権利制限の正当化根拠の見通しについて相当程度又は一定程度説明がなされていると評価されたニーズ³⁶が27件提出されており、こうしたニーズを射程に入れた「柔軟性のある権利制限規定」が整備されればそれらの「公正な利用」が促進され得ることとなる。

以上のとおり、現在の著作権法が対象としていない著作物利用行為であって権利制限の正当化の余地があるニーズが複数存在することが確認されていることに加え、企業や利用者団体においては、権利制限規定に一定の柔軟性が確保されることについて利用促進効果を認めており、割合は小さいものの、訴訟リスクを探ることに積極的な企業等については、柔軟性のある権利制限規定を導入することについて「公正な利用」の促進効果が一定程度期待できるということが言える。しかし大半の企業や団体については、高い法令順守意識や訴訟を回避する姿勢から、柔軟性の度合いが非常に高いものに対してはそれほど大きな効果を認めていないものと評価できる。

なお、「柔軟性のある権利制限規定」の導入により実際に「公正な利用」が促進される効果があるか否かを考える上で、過去に柔軟性のある権利制限規定がなかったために「公正な利用」が阻害された事実があるか否かや、具体的にどのような影響があったのかを分析することも有益である。これに対応する過去の事例としては、インターネット検索エンジンサービスの例が挙げられる。すなわち、同サービスの日本におけるシェアを米国産の検索エンジンが占め、国産の検索エンジンが育たなかつた理由として日本では著作権法の権利制限規定が整備されておらず、逐一権利者の事前の許諾（いわゆるオプトイン）により利用せざるを得なかつたこと等の指摘がある。しかしながら、この指摘については、前提となる事実認識に誤認があることや検索エンジンサービスの我が国における発展の経緯等、調査研究において把握された事実³⁷からは、権利制限規定がなかったことが我が国における検索エンジンサービスの発展に全く影響がなかつたとまで断することはできないにしても、米国産の検索エンジンが我が国において大きなシェアを占めた要因を権利制限規定の未整備に帰する合理性を見出す

³⁵ 当該質問に対しては、例えば「①（個別規定）に加えて④（一般規定）も整備する場合」という選択肢を追加した方がよいのではないか、との指摘も想定される。しかし、今回の質問の目的は、柔軟性の度合いの異なる複数の規定の仕方について、それぞれが企業に対し実際にどの程度の利用促進効果をもたらすかという効果を把握することにあるため、それぞれの規定について4段階での評価を求めるとしている。なお、この場合において、①に加えて④も整備する場合の効果はそれぞれの選択肢に対する回答を総合することで把握されることとなる。

³⁶ 付属資料1. 参照。権利制限の正当化根拠の説明が相当程度可能であると思われるニーズ（A-1-1、A-1-2、A-2に分類されたニーズ）の具体例としては、「情報分析など、バックエンドでの本来の用途とは別の用途でデータを活用するために行う蓄積（複製）を可能とする」、「ビッグデータの解析結果提供に伴い、解析結果を補充する物証として、原著作物を表示する」、「図書館において、インターネット上の情報をプリントアウトして利用者に提供する」などがあった。

³⁷ 調査研究では、①検索エンジンに関する権利制限規定が整備された時期（2010年）より相当前の1990年代から、日本の企業等において、著作物の複製等を伴うロボット型の検索エンジンが実施されており、これらは事前の許諾を得ていたとは認められないこと、②事業実施当時、日本のロボット型検索エンジンの事業者において著作権法との関係を問題視していたとの事実は確認されず、文化庁に対する法改正要望が2007年になるまで公的に提出された事実は把握されていないこと、③国産の検索エンジンサービス事業者は2000年代に自社サービスから米国産の検索エンジンとの提携に切り替えを行っているところ、その理由として検索エンジンサービスの向上のために米国産の検索エンジンの技術力を評価した旨を挙げていること、等の点が指摘されている。

ことはできなかった。柔軟性のある権利制限規定の導入の効果を評価する上では、このようなことを踏まえ冷静な分析を行うことが適当である³⁸（71ページ）。

また、現行著作権法では、例えば米国との比較において、個別的な権利制限規定により相当部分が既にカバーされているところであり³⁹、柔軟性のある権利制限規定の導入に伴い「公正な利用」がどの程度促進されるかを考える上では、こうした現行権利制限規定の整備状況も考慮に入れる必要がある（96ページ）。

以上のとおり、柔軟性のある権利制限規定は現行法でカバーされていない公正な利用を行おうとする利用者にとってその適法性の根拠となり得るものであるが、現実に公正な利用を促進する効果を生じさせるためには、適切な柔軟性の程度となるように留意する必要があり、柔軟性が高すぎるとそれほど利用促進効果が期待できなくなるものと考えられる。

（イ）権利制限規定の柔軟性を高めることによる「不公正な利用」の助長について

一般的に、権利制限規定の柔軟性が高まれば、著作権法に対する理解が十分でない利用者については、適法性の判断がより難しくなるケースが増え、意図せぬ権利侵害が行われる可能性が高まることとなると考えられる。また、適法性が不明な利用に対し積極的な利用者については、適法性が不明な範囲が拡大するためそのような利用が増加し、その結果、権利侵害が行われる可能性が高まることとなると考えられる。

この点、アンケート調査では、柔軟性のある権利制限規定の整備により、企業の約3割、権利者団体の約7割、利用者団体の約4割、個人の約4割が故意・過失による著作権侵害の増加を懸念していることがうかがわれる（20、40、22、42ページ）。

著作権法に対する理解については、著作権法に馴染みがあると回答した企業は約4割、利用者団体では約5割であり、個人利用者は事前のスクリーニング結果も加味すれば著作権法に馴染みがある者は回答者の約1割であった（4、6、7ページ）。著作権法で用意されている救済措置の内容について、企業では損害賠償を認知していない企業は1割に満たなかったが、約3割の企業は刑事罰を認知しておらず、個人では損害賠償を認知していない者が約3割、刑事罰を認知していない者は7割強であった（5、7ページ）。具体的な行為を挙げた上で当該行為が権利者の利益を不当に害すると考えるか、という質問に対する回答については、イラストの無断転載が権利者の利益を不当に害しないと考える者の割合は企業、利用者団体、個人のいずれも1割に満たなかったが、学校向けに写真・文献等を無断で収集・提供するサービスについては権利者の利益を不当に害しないと考える者が企業では約5割、利用者団体では約4割、個人では3割弱であった（14、16、17ページ）。非回答者の存在を勘案すると、上記の点について、実際に馴染みや理解がある者の割合はこれより小さい可能性が高い。

適法性が不明な利用に対する積極性については、積極的な企業及び利用者団体はそれぞれ1%に満たなかったが、個人では約1割がこのグループに属する（9、11、13ページ）。

権利者団体に対するヒアリングにおいては、現状でも、「公衆送信」と「演奏」の混同、楽曲プロモーションの目的であれば自由利用が認められるとの誤解、教育目的であれば広く自由利用が認められるとの誤解、結婚式やパーティでの利用にも第30条の適用がある旨の誤解など、現行法に対する理解が不十分であることを背景として侵害が故意または過失によって行われている実態が報告されている。また、書籍の3分の2をそのまま複製して公衆送信している事案で第32条に基づく引用が主

³⁸ 一般論としては公正な利用であったとしても適法であるとの明文の根拠がないことにより萎縮効果が生じ得ることは否定できないので、公正な利用について適法性の根拠を与えることには意義があるとの意見があった。

³⁹ なお、米国の裁判例においてフェア・ユースと認定された判決が存在するもののうち我が国の権利制限規定がカバーしていない部分が存在する可能性があるものの例としては、所在検索サービス（Google Book Search等）、論文検証サービス（Turnitin）、パロディ、リバースエンジニアリングなどが挙げられる。ただし、米国においてもこれらの行為が一般に全てフェア・ユースと認められるわけではないことには注意が必要である。

張された事案も報告されている。さらに、米国の動画投稿サイト上でデッドコピーに近い利用についてフェア・ユースが主張される事案なども存在する（52ページ）。

著作権法における「公正な利用」に対する国民の理解や意識については、前述のとおり、ニーズ募集に係る本WTの整理において、権利制限の正当化根拠の見通しについて相当程度又は一定程度説明がなされると評価されたニーズが27件提出された一方で、権利制限の正当化根拠の見通し等の説明が不十分であると評価された事例について権利制限による対応を求める意見が67件と多く提出されたことからもうかがうことができる⁴⁰。このうち、正当化根拠の説明が困難と思われる事例としては、個人又は非営利目的での利用に関するもの、教育目的での利用に関するもののほか、営利目的のものも複数存在する⁴¹（69ページ）。

また、アンケート結果からは、著作権法への理解度が高い者ほど訴訟リスクを恐れ、理解度が低い者ほど恐れないという相関関係が見られたことから、柔軟な権利制限規定を導入した場合に、公正な利用を行う可能性が高い者ほど利用を拡大せず、不公正な利用を行う可能性が高い者ほど利用を拡大するという結果になることが予想される（65ページ）。

これらの事実からは、柔軟性のある権利制限規定を整備することにより、少なくとも、著作権法に対する理解が十分でない者や適法性が不明な利用に対し積極的な者における過失等による権利侵害を助長する可能性が相当程度あるものと考えられる。

我が国においては、懲罰賠償制度や米国のような法定損害賠償制度などがないため訴訟によって得られる賠償額が大きくなりにくいくこと、訴訟に要する費用を敗訴者に負担させることができないことから、訴訟を提起しても費用倒れになることが多いという訴訟制度及び訴訟コストの問題があり、実際に侵害対策を積極的に行ってている権利者団体・事業者からは、年間約1億円の費用をかけているのに対し、損害賠償金等により回収できる金額は年間300万円程度しかない⁴²など侵害対策に大きな負担を強いられている旨の報告があった。また、アンケート調査では、侵害対策に「ほとんど費用はかけていない」と回答した者が多く、ヒアリング調査からも、訴訟によって得られる便益が訴訟コストを下回ることが多いため侵害対策に費用をかけられない旨の報告があるなど、現状でも権利者が侵害対策を課題として認識していることが認められる（58ページ）。上記の訴訟制度及び訴訟コストの問題に加え、我が国では、訴訟の当事者になることでレビューーションが低下するおそれにつける訴訟自体に対する忌避感などから、米国と同程度に積極的に訴訟を提起するような土壌にはなく、また、当該状況を政策的に作り出していくことも容易ではない（86ページ）。

したがって、仮に上記のように過失等による権利侵害が増加することとなる場合、権利者において権利の救済を得るために訴訟を提起するなど追加的なコストを払うか、やむを得ず侵害を放置するかのいずれかを選択せざるを得ず、社会的費用が増加することとなる。

なお、上述のような過失等による権利侵害が助長される可能性は、どの程度の柔軟性を持った規定を整備するかによって異なる。例えば、利用目的や場面を限定せずに適用され得る一般的・包括的規定の場合はその可能性が高くなると考えられる一方、権利制限規定の適用される場面等がある程度特定されている場合は相対的にはそうした可能性は低くなるものと考えられる。

⁴⁰ 付属資料1. 参照。なお、ここでは、「公正な利用」に対する国民の一般的な理解や意識に関する傾向を理解するための参考資料としてニーズ募集の結果を紹介しているものであり、仮に提出されたニーズが権利制限の射程に入り得る「柔軟性のある権利制限規定」が整備された場合において、当該ニーズの提出者が実際に当該行為を行う蓋然性が高いとまで述べているわけではない。

⁴¹ 権利制限の正当化根拠の説明が困難と思われるニーズの具体例としては、個人利用目的のものとしては「SNSにおける画像著作物の二次利用を合法化する」、教育目的のものとしては「学習用参考書として、基本書を多数引用した『教科書のまとめ本』を許諾なしに出版できるようにする」、営利目的のものとしては「プリントサービス（事業者が販売している商品に、消費者が指定する好きな画像をプリントして提供するサービス）を合法化する」などがあった。

⁴² 平成28年度WT（第1回）資料6（http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashinkai/chosakuken/needs_working_team/h28_01/index.html）参照。

(2) 具体的な法規範定立において果たす役割の比重が相対的に立法から司法へ移行することに伴う効果及び影響について

ア. 検討手法

立法と司法の役割分担に関する憲法学、法理学、法政策学などの分野における主要な文献を幅広く参照し、主として理論面から、社会調査によって明らかになった我が国の現状も踏まえつつ、具体的な法規範定立において果たす役割の比重が相対的に立法から司法へ移行することに伴う効果及び影響について検討した。

イ. 検討結果

柔軟性の高い権利制限規定を採用することは、柔軟性の低い規定を採用する場合に比べ、具体的な法規範の定立において果たす役割の比重が相対的に立法から司法に移行することを意味する。日本国憲法において国会は国の唯一の立法機関と位置付けられており（少なくとも狭義の意味での）法規を定立できるのは国会に限られる。このことを前提としつつ、柔軟性のある権利制限規定の導入の効果と影響を考えていく上で、憲法の趣旨や立法府と司法府それぞれの特質を踏まえ、立法府と司法府がいかなる役割分担をすることが最も望ましいかについて検討を行う必要がある。また、立法府の授權に基づき行政府が行う法規範形成や、ソフトローによって行われる事実上の規範形成も国民の行動規範として一定の役割を担っていることから、この点についてもあわせて検討を行うことが適当である。これらの点について、調査研究によって明らかにされた当該分野に関わる様々な研究成果も踏まえ、以下のとおり考える。

立法府は、民主的正統性を有する点において、司法府における規範形成に対し優位性を有する。また、立法府は司法府より、産業政策上の事項、多数当事者の利害調整に必要な情報を集めるのに適している。一方、司法府の行う法規範形成は、民主的正統性で説明されるものではないこと、個別具体的な法律上の争訟に係る受動的な作用であること、当事者以外の第三者からの意見や情報を収集する仕組みが十分でないことがその特質として挙げられる。これらのことから、多数の者の利益（公益）に関わる政策決定や、政治的な対立のある分野における決断は、基本的には立法府において行われることが望ましい。

他方、立法府における規範形成について、立法府においても必ずしも全ての関係者の利益を集約できるわけではないこと、基本的人権の制約を多数決原理によって行うことが必ずしも適切でない場合があること、事実関係が流動的又は過渡的であるため事案に応じた判断が適切な分野について立法府において事前に具体的な規範を定めることには限界があること、といった点が指摘できる（121ページ）。

また、立法府の授權により行政府が行う委任命令の定立については、立法府と比べて、専門的な技術や知識を用いて、法規範の適用に必要な利益衡量や情報・知識の集約が複雑な場合にそれを適切に処理することに適しているほか、状況の変化に応じて機動的に対応することができ、迅速に必要な情報を集めて多数当事者の利害調整を行うことに向いている（122ページ）。立法府、行政府、司法府による法規範の定立のほか、事実上の行動規範としてのソフトローも、法解釈を巡る不確実性の低減に役立つものと考えられるところであり⁴³、著作権法の分野においては、文化庁（ないし文化審議会）の関与の下で形成されたもの⁴⁴や、権利者と利用者の団体間で協議して作成したもの⁴⁵が実際に円滑な

⁴³ 司法機関へのヒアリングにおいて、社会慣行として定着しているなど一定の場合において、ソフトローが司法判断に当たっての考慮要素となり得ることも指摘されている。

⁴⁴ 例として、第31条第1項第2号の「保存のため必要がある場合」の解釈について平成26年度に文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会が示したもの（「平成26年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について」（平成26年度第2回文化審議会著作権分科会資料3）（http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashinkai/chosakukan/bunkakai/41/pdf/shiryo_3.pdf））が挙げられる。

⁴⁵ 例として、視覚障害者向けサービスに権利者団体との協議を経て図書館関係団体が作成したガイドライン（「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」（平成22年2月18日））が挙げられる。

運用に貢献しているという例も指摘されている。ソフトローは作成や改変の容易さ、個別状況に合わせた作成・運用がされることなどの利点が指摘できる（127ページ）。

また、我が国においては、訴訟による紛争解決を促進する環境は必ずしも整っておらず、司法による規範形成の実現可能性が限定的であるという状況からも、柔軟な権利制限規定を設けた場合の法内容の具体化方策として、政省令による具体化や、ガイドラインのようなソフトローの活用をすることが考えられる。

以上のことまとめれば、公益に関わる事項や政治的対立のある事項についての基本的な政策決定は民主的正統性を有する立法府において行われることが適當である。他方、幅広い関係者の利益を集約することが困難な事項、基本的人権の制約に関わる事項や、事実関係が流動的又は過渡的である事項について、立法府における事前の多数決原理における法規範の定立が馴染みにくい場合もあるものと考える。また、行政府における委任命令やソフトローについても、専門性、迅速性、柔軟性等の観点から適切な場合があり、こうした要請に応じて活用を行うことが望ましい。

以上の議論を著作権の権利制限規定に当てはめた場合、①著作物の享受を目的としない利用など、通常権利者に不利益を及ぼさない行為類型、②著作物の所在検索サービスにおける著作物の一部表示など、著作物の本来的な利用には当たらず権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型、③教育や障害者のための利用など、権利制限を正当化する公益等が認められる行為類型では、それぞれ、立法府に期待される役割は異なっており、権利制限規定の柔軟性の在り方も異なり得るということを導くことができる（123ページ）。

（3）権利制限規定の柔軟性と刑法体系及び著作権関係条約との関係について

ア. 刑法体系（罪刑法定主義）との関係

いわゆる刑罰法規に関する明確性の理論について、最高裁判決は、「通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的の場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読み取れるかどうかによってこれを決定すべきである。」としていることから⁴⁶、著作権法の権利制限規定の抽象度が明確性の理論を充足するものであるか否かは、上記の基準に照らして判断を行うことが適當である（131ページ）。

具体的には、以下の3つの規定形式の明確性について検討した。

- i 利用目的、利用主体、対象著作物、利用態様等を限定せず、著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様などの考慮要素を示した上で、「公正か否か」などの抽象的な基準によって権利制限の適否が判断されることとなる規定形式

当該規定形式については、例えば、「公正か否か」を判断するに当たっては、著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様などの考慮要素を踏まえて、問題となる利用が生み出す社会的な利益の内容・程度と権利者に及び得る不利益等の比較衡量が求められるところ、利用目的が特定されておらず、当該目的についての著作権法上の評価が明らかにされていない規定の下では、どのような社会的利益をどの程度生み出す利用であれば、どの程度権利者に不利益を及ぼすことも許容されるかといった点などについて統一的な基準は見出しがたく、当該比較衡量の結果を通常の判断能力を有する一般人が予測することは困難であると考えられる⁴⁷。この点について、国会審議などで規定が適用される具体例などを説明することも考えられるが、比較衡量の結果をどのように決するかは個別具体的な問題とならざるを得ず、それについて統一的な基準を示すことは困難であって、

⁴⁶ 徳島市公安条例事件判決（最大判昭和50年9月10日刑集29巻8号489ページ）

⁴⁷ 例えば、著作権法31条1項1号が存在しない場合に、図書館の公共的奉仕機能に認められる社会的意義と権利者に及び得る不利益の程度の比較衡量の結果として、図書館の行う資料の複写サービスについては、「政令で定める図書館等」において、「営利を目的としない事業として」、「公衆からの求めに応じ」、「調査研究の用に供するために」、「公表された著作物」の「一部分」を「一人につき一部」複製する行為に限って権利制限の対象となると判断することは一般人には困難であると考えられる。

一般人において当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準を読み取ることはやはり困難であると考えられる。また、判例の蓄積等により裁判時に具体的な基準が明確になっていれば足りるとする見解があるが、国民の行為の準則となるべき刑罰法規は、裁判時においてではなく、行為時において既に明確にされていなければならないと考えられている。ガイドラインの整備により明確性を確保するとの見解もあるが、ガイドラインには、法的拘束力がなく、ガイドラインが整備されることをもって、刑罰法規の明確性を最終的に担保できるものではないと考えられる。したがって、この規定形式では明確性には疑義があると考えられる。この点については、例えば、刑法第35条の正当業務行為など、刑罰法規に関して、相当程度抽象的な規定が見られることから、上記の程度の抽象度であっても問題がないとの指摘もあるが、そのことのみをもって上記のような規定形式が許容されると結論付けることはできず⁴⁸、こうした規定が上記最高裁判決との関係でどのように明確であるといえるのかを含め、権利制限規定に求められる明確性の程度については、今後充実した議論がなされることが望ましい（146～148ページ）。

ii 「著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用」とは評価されない利用を権利制限の対象とする規定形式

当該規定形式については、「享受」の辞書的な意味から、「著作物の表現から効用を得ることを目的とした利用」との意味を理解することは可能であり、また、当該規定の対象となる行為の具体例として第30条の4に規定する技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用、第47条の5第1項第2号に規定するバックアップのための複製、第47条の7に規定する情報解析のための複製といった既存の規定が存在することなどを踏まえると、通常人の判断能力を有する一般人の理解において、具体的の場合に行為が当該規定の適用を受けるものかどうかの判断を可能とする基準を読み取ることは十分可能であり、明確であると考えられる。また、国会審議などで規定の趣旨や具体例を説明することにより、より明確性を高めることも可能となると考える（149・150ページ）。

iii 電子計算機による情報処理により新たな知見や情報を生み出すサービス（例えば、所在検索サービス、情報分析サービス）を行う場合において、当該情報処理の結果の提供に付随して、必要かつ軽微な形で著作物を提供又は提示する行為を権利制限の対象とする規定形式

当該規定形式については、具体的に許容される質的・量的程度が予め定量的に示されているものではないが、新たな知見や情報を生み出すサービスの提供に付随する利用に適用場面が限定されており、当該場面において、サービスの提供に必要な限度の提供であり、かつ、提供される著作物が質と量の観点から社会通念上わずかであることが求められていると理解され、一般人の理解において具体的の場合に行為が当該規定の適用を受けるものかどうかの判断を可能とする基準を読み取ることができるものと考えられる。さらに、具体的場面の例示として所在検索サービスや情報分析サービスを例示する、国会審議などで質的・量的程度を限定した趣旨を明らかにするなどの方法を用いることによって、一層明確性が確保されることとなるものと考える（150・151ページ）。

イ. 国際条約（スリーステップテスト）との関係

権利制限規定の柔軟性を高めた場合に、ベルヌ条約等で求められるいわゆるスリーステップテストとの関係でどのような問題が生じ得るかという点について、その解釈が国際裁判所により示された唯

⁴⁸ 例えば、刑法第35条との関係については、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会権利制限の一般規定ワーキングチームにおいても議論がされており、そこでは、「刑法の場合は、そこで規定されている犯罪の多くは、自然犯であり、やってはいけない行為とそうでない行為が一般人の目から理解しやすい類型の犯罪であるため、違法性阻却事由を定める規定が抽象的な文言であっても明確性の原則との関係で問題が生じにくいくらいという側面があるのに対し、特別刑法である著作権法の場合は、法政策性の強い法定犯であるため、刑法における違法性阻却事由と同列に論ずるべきではなく、権利制限の一般規定を導入するに際しても、可能な限り法令上で要件を明確に定める必要があるとの意見が大勢であった」との報告がされている。（「権利制限一般規定ワーキングチーム 報告書」（平成22年1月）（http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashinkai/chosakuken/hosei/h22_01/pdf/shiryo_5.pdf）49頁）

一の事例⁴⁹の分析とともに、考察を行った。当該事例からは、WTOパネルの解釈を採った場合であっても、規定の形式面（抽象的であるか、具体的であるか）よりも、実際の適用対象が広いか狭いかという実質的な要素の方が、重要な判断材料となる可能性が高いと言えるものと考えられるところであり、柔軟性のある権利制限規定の具体化にあたってはこのような点を踏まえることが適當である。また、例えばフェア・ユース規定を有する米国等がベルヌ条約等に加盟しているという事実も、本論点を検討するに当たり参考となるものと考える（153ページ）。

⁴⁹ 米国著作権法第110条5項に関するWTOパネル報告（2000年）

4. 制度整備の基本的な考え方～明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の権利制限規定の組合せによる「多層的」な対応～

3. の検討を踏まえると、一般的・包括的な権利制限規定の創設による「公正な利用」の促進効果はそれほど期待できない一方で、「不公正な利用」を助長する可能性が高まるという負の影響が予測される。また、立法府と司法府の役割分担の在り方との関係においても、公益に関する政策決定や政治的対立のある事項も含め多くの司法府の判断に委ねることとなり、民主的正統性の観点から必ずしも望ましいとは言い難い。刑罰法規に求められる明確性の原則との関係でも疑義が残る。さらに、我が国においては、米国と同程度に積極的に訴訟を提起して判例法の形成を促進するような土壌ではなく、また、当該状況を政策的に作り出していくことも容易ではなく、司法による規範形成の実現可能性が限定的であるという現状にも留意する必要がある。

他方、権利制限規定が、一定の明確性とともに、時代の変化に対応可能な柔軟性を持つことは、関係するステークホルダーからも期待されているところであります、明確性と柔軟性のバランスを備えた制度設計を行うことにより、「不公正な利用」の助長を抑制しつつ、「公正な利用」を促進することが可能となるものと考える。その際、立法府と司法府の役割分担や特質を踏まえ、特定の利用場面や様に応じて適切な柔軟性の度合いを選択することにより、我が国の統治機構の観点からも望ましい権利制限規定のシステムを構築することが可能となるものと考える。また、刑罰法規の明確性の原則との関係でも、これにより適合したものとすることができる。

以上の分析を踏まえれば、我が国において最も望ましい「柔軟性のある権利制限規定」の整備については、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによる「多層的」な対応を行うことが適当である。

具体的には、以下のとおり、権利者に及び得る不利益の度合い等に応じて分類した3つの「層」について、それぞれ適切な柔軟性を確保した規定を整備することが適当である（下図参照）。

[第1層] 著作物の本来的利用には該当せず、権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型

著作物の表現の享受を目的としない、情報通信設備のバックエンドなどで行われる利用がこれに該当する。この類型は、対象となる行為の範囲が明確であり、かつ、類型的に権利者の利益を通常害しないものと評価でき、公益に関する政策判断や政治的判断を要する事項に関するものではない。このため、行為類型を適切な範囲で抽象的に類型化を行い、柔軟性の高い規定を整備することが望ましい。

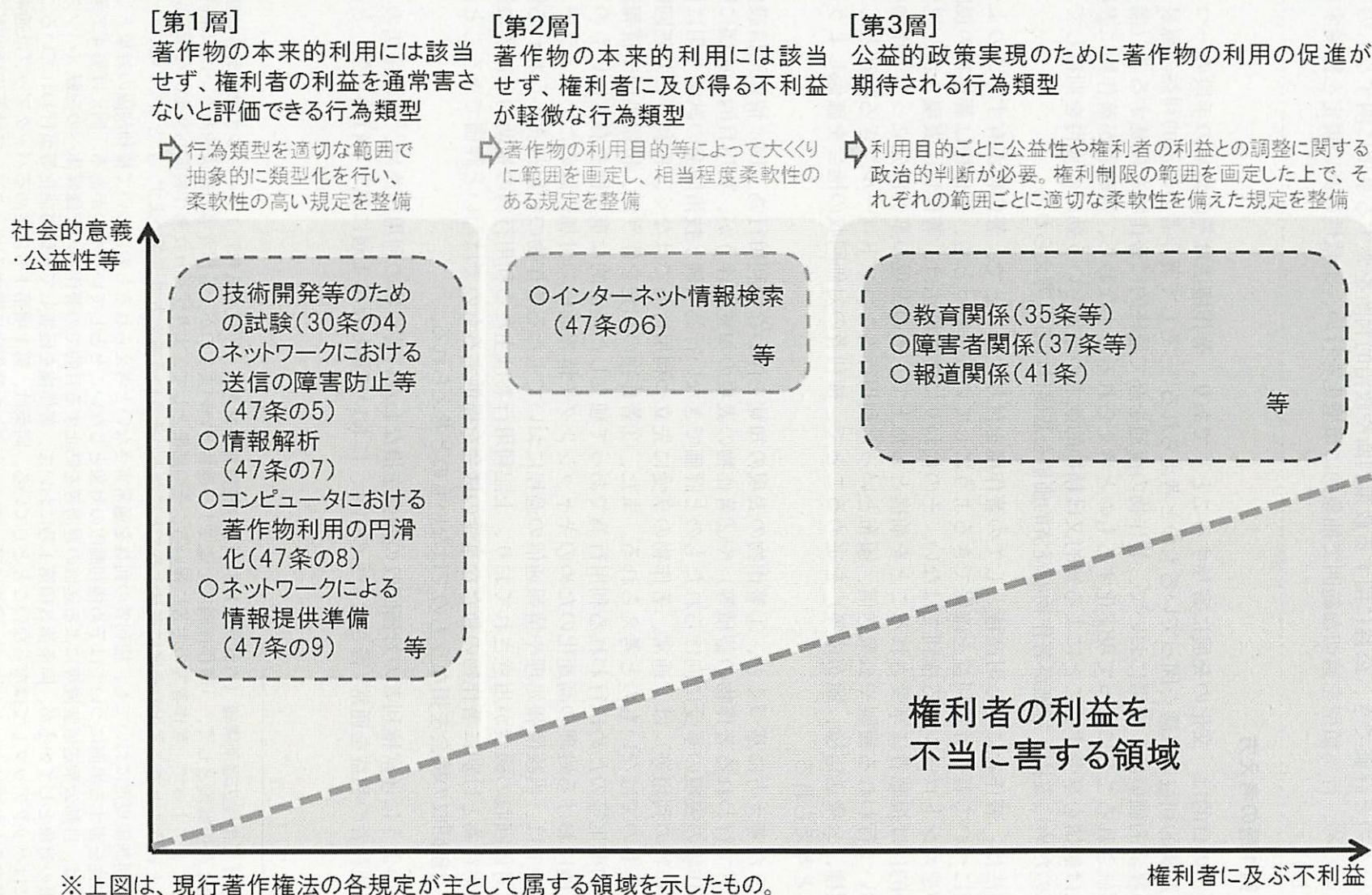
[第2層] 著作物の本来的利用には該当せず、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型

インターネット検索サービスの提供に伴い必要な限度で著作物の一部分を表示する場合など、著作物の本来的利用には該当せず、権利者に及び得る不利益が軽微なものがこれに該当する。この類型は、当該サービスの社会的意義と権利者に及び得る不利益の度合いに関し一定の比較衡量を行う必要はあるものの、公益の必要性や権利者の利益との調整に関する大きな政策判断や政治的判断を要する事項に関するものではない。このため、権利制限を正当化する社会的意義等の種類や性質に応じ、著作物の利用の目的等によってある程度大くくりに範囲を画定した上で、相当程度柔軟性のある規定を整備することに馴染むものと考える。

[第3層] 公益的政策実現のために著作物の利用の促進が期待される行為類型

著作物の本来的利用を伴う場合も含むが、文化の発展等の公益的政策目的の実現のため権利者の利益との調整が求められる行為類型であり、現行権利制限規定では、引用、教育、障害者、報道等の様々な場面に係る権利制限規定がこれに該当する。この類型は、基本的には公益の必要性や権利者の利益との調整に関する政策判断や政治的判断を要する事項に関するものである。このため、一義的には立法府において、権利制限を正当化する社会的意義等の種類や性質に応じて、権利制限の範囲を画定した上で、適切な明確性と柔軟性の度合いを検討することが望ましい。

【図：権利者に及び得る不利益の度合に応じた権利制限規定の3つの層について】



5. 具体的な制度設計の在り方（優先的に検討すべきニーズについて）【手順6】

（1）著作物の本來的利用には該当せず、権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型[第1層]

著作物の表現の享受を目的としない、情報通信設備のバックエンドなどで行われる利用がこれに該当する。この類型は、対象となる行為の範囲が明確であり、かつ、類型的に権利者の利益を通常害しないものと評価でき、公益に関する政策判断や政治的判断を要する事項に関するものではない。このため、行為類型を適切な範囲で抽象的に類型化を行い、柔軟性の高い規定を整備することが望ましい。

ア. 第1層の考え方

著作権法の目的は「文化の発展に寄与すること」であり、著作権法はそのための手段の一つとして、著作者の経済的利益の保護を図っているものと考えられる⁵⁰。そして著作者の経済的利益の源泉となる著作物の経済的価値は、市場において、著作物の流通を経て最終的に著作物を視聴する者（需要者）により評価されることによって現実化するものと考えられる。すなわち、視聴者が著作物に表現された思想又は感情を享受することによる知的又は精神的欲求の充足という効用の獲得を期待して、著作物の視聴のために支払う対価が著作物の経済的価値を基礎付けると考えられる。

著作権法は、著作者に対し財産権としての著作権を付与することで、著作物が有するこのような経済的価値について著作者が利益を確保できるようにしている。もっとも、著作権は著作物の視聴行為そのものをコントロールする権利ではない。その代わりに著作権法は、著作物に表現された思想・感情が最終的には視聴者に享受されることを前提とした上で、その表現の享受に先立って著作物の流通過程において行われる複製や公衆送信、頒布といった利用行為をコントロールできる権利として著作権（複製権、公衆送信権、頒布権等）を定めることで、権利者の対価回収の機会を確保しようとしているものと考えられる。

このような考え方に基づくと、①著作物の表現の知覚を伴わない利用行為（例：情報通信設備のバックエンドで行われる著作物の蓄積等）や②著作物の表現の知覚を伴うが、利用目的・態様に照らして当該著作物の表現の享受に向けられたものと評価できない行為（例：技術開発の試験の用に供するための著作物の利用等）は、通常、著作物の享受に先立つ利用行為ではなく、権利者の対価回収の機会を損なうものではないものと考えられる。また、③著作物の知覚を伴うが、情報処理や情報通信の円滑化・効率化等のために行われる利用行為であって独立した経済的な重要性を有さないもの（例：電子計算機における処理の高速化のためのキャッシングや情報通信の付加低減のためのミラーリング等）については、当該情報処理や情報通信の過程において主たる著作物の利用行為が行われる際に権利者には対価回収の機会が用意されており、上記利用行為は主たる利用行為の補助的な行為に過ぎず、主たる利用行為とは別に著作物の新たな享受の機会を提供するものではないと評価できることから、権利者の対価回収の機会を損なうものではないものと考えられる。

これらのように通常権利者の対価回収の機会を損なわない著作物の利用行為は、著作権法の目的に照らせば権利者の利益を通常⁵¹害さないもの（4.において示した第1層に属する行為類型）と評価できる。

⁵⁰ 加戸守行『著作権法逐条講義（六訂新版）』（著作権情報センター、平成25年）15ページでは、著作権法の目的を定める第1条の解説として、「著作権制度を確立する趣旨といいますのが、著作者等の経済的あるいは人格的な利益を確保することによって、著作者等の労苦に報いる、その結果として、よりすぐれた著作物即ち文化的な所産ができるっていくということで、文化の発展に寄与することになる、そういう考え方でございます。」としている。

⁵¹ 現行の権利制限規定においても、権利者の利益を通常害さないと考えられるものについて権利制限の対象としつつ、権利者の利益を害する場面については予め権利制限の対象としないこととしているものがある。例えば第47条の5第1項第1号は、自動公衆送信装置等による送信の遅滞等を防止する目的での著作物の記録媒体への記録（バックアップ）を権利制限の対象としているが、同条第3項第1号において、著作権を侵害して送信可能化等が行われていることを知った場合にはバックアップしてはならないこととしている。同条は、第1項第1号に定めるバックアップは通常権利者の利益を害するものではないとしつつ、違法にアップロードされた著作物に関するバックアップは著作権侵害を補助す

平成23年報告は「著作物の表現を享受しない利用⁵²」（C類型）に関し、「現行著作権法は、著作物を「見る」、「聞く」等といった表現の知覚を通じてこれを享受する行為それ自体に権利を及ぼすのではなく、こうした表現を享受する行為の前段階の行為である複製行為や公衆送信等といった著作物の提供・提示行為に着目して権利を及ぼしている。」とした上で、「著作権法は、基本的には表現の享受行為と複製等の行為とが密接不可分の関係にあるとの前提に立って権利の及ぶ範囲を想定していたものと考えられる」としているところ、C類型については、表現の享受に先立つて利用行為をコントロールできる権利として著作権を定めることで、権利者の対価回収の機会を確保しようとするものであるという前述の考え方と同様の考え方に基づくものと考えられる⁵³。

イ. 優先的に検討すべきとされたニーズについて

以上のような考え方を前提として本WTにおいて優先して検討すべきとされた6つのニーズと第1層に属する行為類型との関係を整理すると、「システムのバックエンドにおける複製」並びに「所在検索サービス」及び「情報分析サービス」のための検索・分析用データベースを作成する行為は、上記の①に該当するものと考えられるほか⁵⁴、「その他CPS関係サービス」についても上記の①から③に該当すると考えられる部分⁵⁵があり、これらについては、第1層に係る柔軟性の高い権利制限規定により対応することが適当である。

なお、「リバース・エンジニアリング」については、既に平成21年報告において、一定の条件の下で権利制限の対象とするべき旨が提言されているところである⁵⁶。表現と機能の複合的性格を持つプログラムの著作物については、対価回収の機会が保障されるべき利用は、プログラムの実行などによるプログラムの機能の享受に向けられた利用行為であると考えられる。平成23年報告においても、技術検証などプログラムの機能の享受のために行われていないものはC類型に該当し得るとの考えが示されており、このような理解を前提としているものと考えられる⁵⁷。これらを踏まえれば、リバース・エンジニアリングについては、プログラムの機能の享受に向けられた行為ではないことから、権利者の対価回収の機会を損なわないものとして、権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型（第1層）に当たると整理できるものと考えられる。

第1層に属する行為類型のうち相当程度のものは近年の累次の法改正によって既に権利制限の対象となっていると考えられる⁵⁸が、技術の進展に伴い、現行規定に定める利用行為に類するものの現行規定の対象範囲から外れるおそれのある行為が新たに生じてきているとの指摘がなされてい

るものであって、権利制限を許容する必要に乏しいという考慮に基づくものと整理できる（前掲加戸365ページ参照。）。

また、第47条の7は、情報解析のための複製等を権利制限の対象としているが、同条但書において情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については権利制限の対象から除くこととしている。同条は、同条本文のような著作物の利用は通常権利者の利益を害するものではないとしつつ、上記のようなデータベースの著作物の複製等を権利者の利益を害する場面として位置付けているものと整理できる（前掲加戸371ページ参照。）。

⁵² 平成23年報告（48ページ）においては「著作物の種類及び用途並びにその目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」とされている。

⁵³ なお、平成23年報告（49ページ）においては、C類型に該当する行為として第47条の6に規定されるような行為も含まれるとの見解があることも示されている。このような立場に立った場合、C類型は第1層と第2層の両方にまたがる概念であると言える。

⁵⁴ なお、観念的には、所在検索や情報分析の結果提供の際に表示する目的でその準備のために行われる複製行為は第2層に分類されることとなる。

⁵⁵ 例えば、ニーズ提出者から説明のあった、機械翻訳に係る技術開発のためにバックエンドで行われる複製等は上記①に当たるものと考えられる。

⁵⁶ 平成21年報告67ページ以下参照。

⁵⁷ 平成23年報告55ページ。

⁵⁸ 例えば上記の①に該当するものとしては、第47条の5第1項第2号に規定するバックアップのための複製や第47条の7の情報解析のための複製、②に該当するものとしては、第30条の4に規定する技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用、③に該当するものとしては、第47条の5第1項第1号や第47条の8のキャッシングのための複製、第47条の9の情報通信技術を用いた情報提供準備のための複製等が考えられる。

る⁵⁹。これは、現行規定の要件の一部に立法時に把握されたニーズの内容や技術仕様を前提として設定されたものがあるために、既存の規定と同様の趣旨が妥当する行為であるにもかかわらずその行為が当該要件のために権利制限の対象から外れてしまうという事態が生じたものであると言える。

この点、前述のように権利者の対価回収の機会を損なわない著作物の利用行為は著作権法の目的に照らせば権利者の利益を通常害さないものと考えられることから、現行規定と同様の趣旨が妥当する行為であれば、同様に権利制限の対象とすることが適当である。このため、第1層に係る制度整備に当たり、現行規定についても、必要以上に個別具体的な形又は特定の技術に偏った形で厳格な要件が付されていないかを確認した上で、技術的中立性にも配慮しながら必要な手当てを行うべきであると考える。

以上のことと踏まえ、第1層に当たる行為類型が可能な限り幅広く権利制限の対象となるよう、抽象的に類型化を行った上で柔軟性の高い権利制限規定を整備することが適当である。

これらのニーズを踏まえた具体的な制度設計にあたっては、第1層に当たる行為類型を包括的に権利制限の対象とする方法や、行為類型の特徴を踏まえた複数の規定を整備する方法が考えられる。その際、現行の権利制限規定の立法趣旨や規定の在り方を活かすこともあり得るが、いずれにしても、規定の予測可能性と柔軟性のバランスに留意しつつ、望ましいと考えられる制度設計を検討することが適当である。

その際、第1層に当たる行為類型が通常権利者の利益を害さないとしても、当該行為により作成された複製物が今回整備する権利制限規定の許容する目的を超えて視聴等の用に供されることとなった場合には権利者に大きな不利益を及ぼすこととなる。こうした事態が生じないよう、目的外使用を禁止するための措置等が講じられるべきである。

⁵⁹ 例えば、第47条の7について、「統計的」要件がAIによる深層学習に対応できていないのではないかといった指摘や複数の主体が協業で情報解析用データベースの作成と情報解析を分担して行う場合に権利制限が適用されないとの疑義がある旨の指摘がある。これらの行為については、権利者の利益を害するものでないことから権利制限の対象となるべき行為である旨の意見が示された。なお、後者の指摘については現行法の解釈によっても対応可能であるとの意見もあった。このほか、第47条の5第1項については、「送信の障害の防止」等の目的には必ずしも該当しないもののサービスの安定的な維持又は機能の向上のために必要な複製等については権利制限の対象とされていないとの指摘がある。

(2) 著作物の本來的利用には該當せず、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型 [第2層]

インターネット検索サービスの提供に伴い必要な限度で著作物の一部分を表示する場合など、著作物の本來的利用には該當せず、権利者に及び得る不利益が軽微なものがこれに該當する。この類型は、当該サービスの社会的意義と権利者に及び得る不利益の度合いに関し一定の比較衡量を行う必要はあるものの、公益的必要性や権利者の利益との調整に関する大きな政策判断や政治的判断を要する事項に関するものではない。このため、権利制限を正当化する社会的意義等の種類や性質に応じ、著作物の利用の目的等によってある程度大きく範囲を画定した上で、相当程度柔軟性のある規定を整備することに馴染むものと考える。

ア. 第2層の考え方

第2層は、著作物の本來的利用には該當せず、かつ、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型に応するものである。ここに言う著作物の本來的利用とは著作物の本來的市場と競合する利用行為を指し、著作物の本來的市場とは、著作物を（その本來的用途に沿って）作品として享受させることを目的として公衆に提供又は提示することに係る市場を言うものとする⁶⁰。このような市場を通じて権利者が得る利益は、著作権法が著作権の付与により保護しようとする中核的利益であると考えられることから、第3層に含まれるもののように当該行為を権利制限の対象とする場合にはこれに對抗する相当程度高度な公共的な利益の存在が求められる。換言すれば、著作物の部分的な利用等で本來的市場に影響を与えないような利用行為については、権利制限の正当化のために要求される社会的利息の性質や内容に対する要求水準は本來的市場に影響を与える利用行為に係るものと比べれば、相対的に見て低いものであっても認容され得ると言える。もっとも、著作物の部分的な利用等の非本來的市場⁶¹に係る利用行為であったとしても、著作物の表現が享受される態様での著作物利用を伴う限りにおいて、権利者に一定の不利益が及び得ることは否定できない。このため、権利制限が正当化されるためには、その根拠として認められる対抗利益の度合いに照らし、権利者に及び得る不利益を軽微なものにとどめることが求められる。

このような観点からは、優先して検討すべきとされたニーズのうち「所在検索サービス」及び「情報分析サービス」の結果提供の際に行われる著作物の表示行為は、後述するように、第2層に係る行為類型として位置付けられる。また、「その他CPS関係サービス」に該當するサービスの中には当該類型に位置付けられるものもあるものと考えられる。

イ. 所在検索サービス及び情報分析サービスについて

(ア) 権利制限の正当化根拠

所在検索サービス及び情報分析サービスの主たる目的は著作物の所在に関する情報や分析結果といった新たな知見や情報を社会にもたらすことにある。所在検索サービスは大量の情報が溢れる情報化社会において知へのアクセス（「道しるべ」）を提供するものであり、情報分析サービスはAI等の情報処理技術を活用して大量の情報から所定の目的に対応した分析結果を提供するものである。いずれも、情報処理や情報通信技術の発展を受け、これらの技術を用いた高度な情報処理を行うことによって社会に新たな知見や情報をもたらし、付加価値を創出するものである。政府としても、IoT、ビッグデータ、人工知能を活用したイノベーションを促進することを我が国の生産性向上の鍵の一つと位置付けており⁶²、これらのサービスには社会的意義が認められる。その結果提供の際に、サムネイ

⁶⁰ このような考え方に関連するものとして、米国においては、フェア・ユースの認定の判断にあたって、変容的な利用である場合に、権利者の潜在的市場に及ぼす影響がない、もしくは小さいとした判例が多く見られる。例えば、Google Booksについて争われたAuthors Guild, Inc., et al., v. Goolge, Inc. (2013)においては、同サービスの過程で行われるスニペット表示は検索結果として表示された書籍が、検索者が感心を有している対象に含まれているかどうかを判断するためのものであることからこれを変容的な利用であるとし、さらに、問題のスニペット表示は変容的な利用である上に、その態様から、原著物の代替物を提供するものではないため第4要素についてフェア・ユースに否定的な評価とならないとの判断がなされた。

⁶¹ ここでいう「非本來的市場」としては、著作物の部分的な利用等に係るライセンス市場等を念頭においている。

⁶² 日本再興戦略2016

ルやスニペットなどの態様で著作物の部分を表示などすることは、サービスの目的達成のために必要である。また、所在検索サービスや情報分析サービスを介して著作物が公衆に知らしめられることとなり、著作物が（正規の形で）利用される機会が高まるという正の効果が権利者に生じ得ることに着目すれば、その限りにおいて、多くの場合、当該サービスの過程で著作物が一定程度利用されることを容認する意思を権利者が有していると推認できるものと考えられる。さらに、これらのサービスが提供する知見や情報の質を高めるためには、より膨大な著作物を利用することが必要となり、契約による対応は現実的に困難となる。

以上のとおり、これらのサービスに係る著作物利用行為については、これを権利制限の対象とすることを正当化する事情が認められる。もっとも、以上のような場合であっても、権利者に及び得る不利益の程度によっては、権利制限の対象とすることを正当化することはできない。確かに、これらのサービスに係る情報処理の結果の提供に付随して行われる著作物の利用は、著作物の表現に関し一定の享受を伴うものである点において権利者に一定の不利益が及ぶ可能性があることは否定できない。しかしながら、結果提供の際に行われる著作物の表示は、サービスの目的達成のために必要な限度で付隨的に行われるものであり、想定されているのは主としてサムネイルやスニペットといった著作物の部分的利用等にとどまる。このような利用の目的や態様に照らせば、当該利用行為は、権利者の本来的市場に影響を与えることとはならないものと評価できる。すなわち、当該著作物利用が非本来的市場に係るものであり、著作物の提供の程度が軽微なものにとどまるのであれば、権利者に及び得る不利益を小さなものにとどめることができる。

以上のことから勘案すれば、これらのサービスに係る著作物利用行為を権利制限の対象とすることは正当化されるものと考える。このような著作物の利用行為は第2層に該当することから、権利制限を正当化する社会的意義等の種類や性質に応じ、著作物の利用目的等によってある程度大きく範囲を画定した上で、それらについて権利者の正当な利益への適切な配慮を行った上で、相当柔軟性のある規定を整備することが適当である。

著作物の利用目的等による範囲の画定の方法としては、サービスの外縁やその社会的意義の内容が明らかになっている所在検索サービス・情報分析サービスというまとまりに着目することが考えられる。なお、これらのサービスは電子計算機による情報処理によって社会に新たな知見や情報を創出するサービスであるという点で共通すると考えられるが、こうした性質を有し社会的意義の認められるサービスはこれらのサービス以外にも存在し、または将来生まれ得るものと考えられる。そのようなサービスについても、適切な予測可能性を確保しつつ、また、権利者に及び得る影響に関し所在検索サービスや情報分析サービスと同様の配慮を行うことを前提として、権利制限の対象となり得るような制度設計を採用すること⁶³も検討に値するものと考えられる。

具体的な制度設計に当たっては、以下のような、権利制限の正当化根拠との関係や、権利者に不当な不利益を及ぼすこととならないようにするための具体的な配慮に関わる各論点⁶⁴に留意すべきである。

(イ) 権利者に及び得る不利益への配慮等について

i 権利者の本来的市場への影響

所在検索サービス、情報分析サービスの定義に該当するサービスの中には、形式的には所在検索や情報分析の結果とともに著作物が表示等されるものであっても、実質的には著作物そのものを享受させることを目的とした、いわばコンテンツ提供サービスと評価すべきものも存在し得るものと考えられる。このようなサービスは、権利制限を正当化するために求められる、所在検索や情報分析の結果を提供するという目的の正当性を失うものであり、かつ権利者の本来的市場に影響を与えないという

⁶³ 具体的には、所在検索サービスや情報分析サービスの他に、電子計算機による情報処理によって社会に新たな知見や情報を創出するサービスについて何らかの形で法律上定めることや、このようなサービスを委任命令において機動的に追加できるようにする方法が考えられる。

⁶⁴ なお、各論点は必ずしもそれぞれ独立したものではなく、複数の論点の相関関係の中で判断がなされるべき部分も含まれる。

要請に反するものとなることから、制度設計及びその運用に当たり、こうしたサービスが権利制限の対象とならないようにすることが求められる。

所在検索サービスや情報分析サービスが本来的市場に影響を与えない、目的上正当なサービスであるというためには、サービス上で著作物の一定の表示等を伴うとしても、それは所在情報の検索結果や分析結果の内容をサービス利用者が自己の関心に沿うものであるか否かを確認したり、当該結果の信憑性・信頼性を証明したりする上で必要な場合⁶⁵に、サービスの目的上必要な限度において、結果提供に付随して行われるものであることが求められる。その上で、実際の結果としてもこれらのサービスにおいて行われる著作物の表示等が権利者の本来的市場と競合しないものに限って権利制限の対象とされるべきである。

そして、両サービスが本来的市場に影響を与えるか否かの判断は、著作物の種類や用途、サービスの目的、提供されている検索機能や分析機能の内容や表示等される著作物の質的・量的な程度等を考慮して総合的に判断されるべきである。その際、著作物の表示等が、一般的に利用者が有している当該著作物の視聴に係る欲求を充足することとなるようなものであるか否かは一つの基準となるものと考えられる。この観点からは、例えば、任意の著作物の任意の部分が表示等されることとなるようにサービスの利用者が意図的にコントロールできるような機能等を提供しているサービスについては、利用者がそのようなコントロールをできないサービスに比べ、実質的にはコンテンツ提供サービスと評価されやすくなり、本来的市場に影響を与える方向に判断が傾きやすくなるものと考えられる⁶⁶。

ii 表示される著作物の質的・量的な程度について

所在検索サービス、情報分析サービスに係る権利制限の正当化根拠を構成する要素としては、iで述べたように、本来的市場に影響を与えないものであることに加え、仮に権利者に及び得る不利益が非本来的市場に係るものであっても、権利者に及び得る不利益が軽微であることが求められる。このことを担保するため、両サービスにおいて行われる著作物の表示等は質的・量的に見て軽微なものであることが求められるべきと考えられる⁶⁷。

例えば、辞書・辞典の各項目や俳句等の言語の著作物の全部表示、写真・絵画の精細な画像の表示、言語の著作物や音楽・映像の、短い一部分を超える表示等が行われるような場合、「軽微」な範囲を超えるものと評価される場合もあるものと考えられ、そのような場合は権利制限の対象とならないような制度設計とする必要がある。

制度設計にあたっては、「軽微性」を担保する方法として、物理的な一律の基準を採用することは適当ではなく、価値的・相対的な基準とされるべきと考えられる⁶⁸。なお、条文上どのような文言を探

⁶⁵ 映画関係団体から、映画を紹介するための検索サービスには正規のトレーラーを利用すればよく、権利者に無断で特定の部分を切り取って表示することは不適当との意見があった。この点について、ワーキングチームでは、特定の映画の概要を紹介するだけのために検索事業者が任意の部分の映像を利用者に表示することは、そもそも所在検索サービスのために必要な表示には当たらないとの見解が示された。

⁶⁶ TVEyes事件 (FOX News Network, LLC v. TVEyes, INC (2014年9月9日)) 地裁判決では、キーワード検索機能（特定のキーワードに合致する内容が含まれている映像を検索する機能）は変容的利用であるとされフェア・ユースと認定された一方、日時検索機能（特定の日時に放送された映像を検索する機能）は、著作物の探索手段であるというよりは何を入手したいのかを既に知っている利用者に対してコンテンツを提供する手段でありそれほど変容的でないとしてフェア・ユースと認定されなかった。

⁶⁷ Google Booksでは、ユーザーに対して表示される検索結果に表示されるのは通常1ページの8分の1であり、書籍全体のうち10%の領域は予め表示対象から除外されている。また、辞書、レシピ、俳句のような短文詩は表示対象から除外される。

⁶⁸ 軽微性は、サービスの提供目的との相関関係で考えるべきであり、例えばキーワード検索機能を提供する場合は、その前後のごく短い部分の表示を限度とするべきとの意見があった。

用するかについては、「軽微」であることを明文化すべき⁶⁹との意見があつたほか、「必要と認められる限度」といった規定でもその趣旨は実現できるのではないか⁷⁰、といった意見もあつた。

iii 著作物の種類ごとの特性や個別事情等に応じ権利者に及び得る不利益への配慮について

i 及びiiに述べた要請が一般的には充足される態様の利用が行われる場合であっても、著作物の種類ごとの特性や個別の事情等（ビジネス戦略等）によって権利者に及び得る不利益は異なり、その中には著作物の本来的市場を害することとなるなど権利制限が許容されるべきでない程度のものも含まれ得るものと考えられることから、権利制限の範囲が適切なものとなるよう配慮を行う必要がある。

この点に関し、例えば、権利者団体からは、映画等の「核心部分」を表示等する行為は著作物の価値を毀損し、本来の市場を害することとなるとの懸念が表明された⁷¹。この点について、本WTにおいては、仮に量的に軽微であっても「核心部分」が表示等されることにより著作物の視聴に係る需要が満足することとなり、本来の市場に影響を与える場合もあるものと考えられるとの意見があつた。ただし、どのような場合に本来の市場に影響を与えるかについては、著作物の種類や用途、サービスの目的や著作物の表示の態様等によることから、一律の具体的な基準を設けるのではなく、「権利者の利益を不当に害することとなる場合」には権利制限規定を適用しないとするただし書を置くなど、事案ごとに権利者に及び得る不利益の度合いに応じて対応がなされるような制度設計を行うべきであると考えられる。

この他、権利者のビジネス戦略上、露出をコントロールすることで需要、すなわち利益の最大化を図ることが企図されているものについても検討を行った⁷²。この点については、このようなビジネス戦略を著作権法で保護するべきかには疑問が残るとの意見があつた一方、著作権法は著作権によってビジネス戦略に基づき著作物の露出・流通をコントロールする利益も保護しているとの考え方もあり得るとの意見があつた。また、このような利益への配慮の方法としては、上述のようなただし書による方法のほか、一定の条件の下でオプトアウトを認めることとする方法も考えられるのではないかとの意見があつた。

iv 権利者の利用を拒絶する意思に対する配慮について

インターネット上の情報の検索エンジンに関する権利制限規定である第47条の6においては、ID・パスワード等で受信者の制限がなされた著作物を原則として権利制限の対象から除外するとともに、政令で定める基準において、インターネット上で一定の方法によりオプトアウトの意思表示がなされているものについては、その収集を禁ずる旨を定めており、権利者の意思を一定程度尊重するための配慮が行われている。所在検索サービスや情報分析サービスにおける著作物の利用行為について、一定の場合に権利者がこれを容認する意思が推認されることを権利制限の正当化根拠を構成する要素の一つとして考える場合、インターネット検索サービスに係る上記のような取り扱いも踏まえれば、利用を拒絶する意思を有することが明らかな権利者に対し、一定の配慮を行うべきか否かが問題となる。

この点については、以下のように、権利者の利用を拒絶する意思に配慮することの意義を認める意見があつたものの、その手段として一律にオプトアウトを認めることとすることについて消極的な意見があつた。

⁶⁹ この意見を支持する理由としては、権利制限を正当化するために軽微性が担保されるべきであるのであれば、その旨を条文上も規定する方が線引きが明確になることが挙げられた。

⁷⁰ この意見を支持する理由としては、第47条の6では「必要と認められる限度」と規定することによって対応できることや、これと異なる取り扱いをすれば両者に差があるとの解釈になることが挙げられた。なお、これらの指摘に対しては、第47条の6が念頭においていたインターネット検索エンジンのために必要な著作物の表示はスニペット等にとどまり、軽微性が担保されるとの共通理解が前提としてあつたこと、したがって、軽微なものを超える利用は想定されていなかつたことには留意する必要がある旨の指摘があつた。

⁷¹ 平成28年度WT（第1回）における日本映画製作業者連盟発表意見。

⁷² 具体的には、購入者以外には部分的・軽微なものを含めその中身を一切見せないことによって購入意欲をかき立て、収益の最大化を図るという戦略の下で販売されているアイドルの写真集等について検討を行った。

- ・第47条の6は利用を拒絶する意思に配慮した規定となっていることに加え、今回権利制限の対象となる著作物の範囲を広げることから、権利者の意思は考慮要素として重要である。
- ・利用を望まない場合に拒絶できる環境を整備しておけば默示の許諾のような考え方も取り込めることになるので、権利制限の正当化根拠が強まる。
- ・権利者の利用を容認する意思が推認されるかは程度問題であって、権利者に及び得る不利益の度合いについて考慮する際の要素の1つとすれば足り、一律にオプトアウトを認める規定の整備を行うと窮屈になる。
- ・これらのサービスは、権利者の利用を容認する意思が推認されることだけでなく、公益的な観点からも正当化根拠が認められるため、常にオプトアウトを認めることとすると問題がある。他方、サービスの種類によってはオプトアウトを正当化できる場合もあるため、一定の場合にオプトアウトを採用する道を用意しておくことを排除する必要はない。
- ・オプトアウトを認める場合でも、技術的・経済的観点等からフィージビリティがある範囲にする必要がある。例えばインターネット上の情報については対応しやすいが、既に流通している有体物については対応が困難。
- ・所在検索サービスにも情報解析サービスにも、自分の著作物が利用される機会を高めるという限りにおいて、同様に利用を容認することについて権利者の意思が推認されるため、両サービスの取扱を異ならせる必要はないのではないか。

これらの意見を踏まえれば、①権利制限の内容を踏まえれば、第47条の6との比較からも、権利者の意思を一定程度尊重することは望ましい一方、所在検索サービスや情報分析サービスの社会的意義から権利者の権利を一定程度制限することも正当化されること、②著作物の種類やその提供又は提示の態様等によって権利者の利用を容認する意思がどの程度推認されるかは異なり得ること⁷³、及び③仮に理念として一定の場合にオプトアウトが正当化される場合であっても、サービスの態様や技術的・経済的な要素を考慮して適切な範囲にすることが求められること、が言える。制度設計を行うにあたっては、これらの点に留意することが求められる。

v 市場が形成されている場合について

各サービスにおいて結果提供の際に行われる著作物の表示に関し、これに対応するライセンス市場が形成されている場合に権利者に及び得る不利益についてどのように評価すべきか、具体的にはライセンス市場が形成されている場合にこれを権利制限に優先させるべきかという点が問題となる。

この点については、以下のように、少なくとも一律にライセンス市場への配慮を行うことには消極的な意見があった。

- ・両サービスのように「道しるべ」等として軽微な範囲で利用する場合は、ライセンス市場に対しコンテンツそのものの享受のために利用する場合と同様の配慮を行う必要はないのではないか。
- ・契約による対応困難性は正当化根拠の一つにはなるが主要なものではないので、仮にライセンス市場に対する考慮を行うにしても「権利者の利益を不当に害することとなる場合」には権利制限規定を適用しないとするただし書の解釈で処理すべきではないか。
- ・権利制限により利用できる範囲を超えた著作物の利用を許諾することで権利者はライセンスビジネスを継続することも可能であると考えられ、その点にも注意して議論する必要がある。
- ・権利者から許諾を得て独占的にサービスを提供していた事業者が、権利制限規定の創設により市場を独占できなくなることは権利者の不利益として考慮すべきではない。

⁷³ 例えば、①無償で広く一般に公開されている著作物、②対価の支払い等一定の条件を満たす者のみを対象として継続して提供・提示がなされている著作物、及び③（過去に公表されたもの）現在は権利者の意向により継続的に提供・提示がなされていない著作物といった分類によって、権利者の意思の推認のされやすさは異なるものと考えられる。

これらの意見を踏まえれば、明文上一律にライセンス市場が優先するような仕組みを設けることは適當ではなく、個別の事情に応じて権利者の保護すべき利益への配慮がなされるような制度設計を行うことが望ましいと考えられる。

ウ. 著作権法で保護される権利以外の権利について

本WTが実施したヒアリングにおいて、放送関係者からは、将来の取材活動が制約されることとなるよう、人権やプライバシー上の配慮からニュース番組等の二次的利用の管理を慎重に行う必要がある旨の意見が示された⁷⁴。

この点、今回本WTが提言する権利制限規定の整備によって、パブリシティ権を含む肖像権やプライバシー権など、著作権法上の保護を受ける権利以外の権利の侵害が認められることとなるものと解してはならない。第2層に係る権利制限規定の適用を受けて所在検索サービスや情報分析サービスを提供する者にあっては、当該規定の整備前と同様に、これらの権利を適切に保護することが求められることに留意する必要がある。

⁷⁴ 平成28年度WT（第1回）における一般社団法人日本民間放送連盟、日本放送協会発表意見

(3) 公益的政策実現のために著作物の利用の促進が期待される行為類型 [第3層]

著作物の本来的利用を伴う場合も含むが、文化の発展等の公益的政策の実現のため権利者の利益との調整が求められる行為類型であり、現行権利制限規定では、引用、教育、障害者、報道等の様々な場面に係る権利制限規定がこれに該当する。この類型は、基本的には公益的必要性や権利者の利益との調整に関する政策判断や政治的判断を要する事項に関するものである。このため、一義的には立法府において、権利制限を正当化する社会的意義等の種類や性質に応じて、権利制限の範囲を画定した上で、適切な明確性と柔軟性の度合いを検討することが望ましい。

ア. 第3層の考え方

権利制限規定により認められることとなる行為が著作物の本来的利用を伴うものである場合、仮に権利制限規定がなかったとしたならば許諾権の行使により権利者に確保されるはずであった本来の市場における対価回収機会等が失われることとなり、権利者に相当の不利益が及ぶこととなる。著作権法が求める権利保護と公正な利用との均衡の要請に鑑みれば、このような場合において権利制限が正当化されるためには、権利者に及び得る不利益に優先して実現すべき社会的利益の存在が説明される必要があり、さらに、権利制限が認められる範囲や条件の決定は、実現すべき社会的利益の性質や内容を踏まえ、これと権利者に及び得る不利益との比較考量を経て行われる必要がある。

したがって、本来的利用を伴う場合をも射程に入れた権利制限規定の整備は、原則として、実現すべき社会的利益の種類ごとに、その性質や内容を踏まえた適切な範囲について行うことが求められる。その際、権利者の利益と社会的利益との比較考量は、基本的には政策判断や政治的判断を要する事項であることから、一義的には立法府においてこれを行った上で、権利制限の範囲を画定し、適切な明確性と柔軟性の度合いを検討することが望ましい⁷⁵。

なお、第3層に該当する各権利制限規定に確保されるべき柔軟性の度合いは、実現しようとする社会的利益の性質や内容に応じて決定されるものであるから、各規定の趣旨に応じて、柔軟性の高いものが馴染む場合もあれば、個別具体的に要件を定めた方がより望ましい場合もあることに留意が必要である⁷⁶。具体的な制度設計の検討にあたっては、権利制限の趣旨に応じ、3.(2)で述べた立法府と司法府の役割分担や特質も踏まえ、適切な柔軟性の在り方を検討することが求められる。

イ. 優先的に検討すべきとされたニーズについて

(ア) 翻訳サービス

本WTにおいて優先して検討すべきとされたニーズのうち、「翻訳サービス」については、著作物の本来的利用を伴う場合があることから、公共的政策の実現のため権利者の利益との調整が求められる行為類型（第3層）に当たる。そのため、サービスの目的・態様等を踏まえ、当該サービスの社会的意義や、著作物の利用により権利者に及び得る不利益の度合い等を慎重に検討した上で、権利制限の範囲や規定の柔軟性の程度を判断する必要がある。

「翻訳サービス」については、観光政策を含む産業政策上の意義があることが認められる。具体的には、日本再興戦略2016は観光を「『地方創生』への切り札」「GDP600兆円達成への成長戦略の柱」と位置付け、観光を我が国の基幹産業へと成長させるための具体的な施策の一つとして、多言語音声翻訳システムの認知度向上と更なる普及拡大を挙げている。このほか、日本再興戦略2016は、第4次産業革命の下での熾烈なグローバル競争に打ち勝つためには高度外国人材のより積極的な受入れを図り、我が国経済全体の生産性を向上させることが重要であるとし、外国人受入れ推進のための生活環境整備の一環として、医療機関、銀行、電気・ガス事業者等に対して、外国語対応が

⁷⁵ 例えば、第35条では、主体を非営利目的の教育機関に限定しているほか、授業の過程における利用に限定している。こうした要件設定は、教育活動に一般的に公益性が認められるとしても、権利者に及び得る不利益に優先することが正当化されるのは、これら一定の条件を満たす場合に限られるとの判断がなされた結果であると考えられる。

⁷⁶ 例えば、現行著作権法では、引用（第32条）や報道目的（第41条）の権利制限規定は相対的にみて柔軟性が高い規定であると言える。

可能な拠点等に関する分かりやすい情報発信を行うよう関係省庁から働きかけていることとしている。この他、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）⁷⁷においても、外国人の受入環境の整備について指摘されており、その一環としての言語面での対応については、病院・商業施設等における多言語音声翻訳システムの社会実装化や、ウェブサイトの多言語化、防犯・防災等に資する情報の多言語での提供を可能とする体制を整備することとされている。また、こうした言語面の対応を含む外国人の受入環境の整備の重要性は、上記のような産業政策的な観点だけでなく、外国人の人権保障や我が国の地域政策等の観点からも政府計画において指摘されている⁷⁸。

これらのことから、観光立国、高度外国人材の受け入れなどによる我が国の産業競争力の強化や地方活性化、外国人の人権保障の推進という観点から、我が国の言語の理解が困難な者に対して翻訳サービスを提供することには社会的意義ないし公益性が認められると考えられる。

このうち権利制限規定の整備の要請が特に強いのは、ニーズ募集において提出のあったニーズの内容を勘案すれば、外国人が観光又は一般生活上必要とする著作物に係る翻訳サービスであると考えられるところ、こうした著作物は商業的に流通しているものは少ないと、及び翻訳サービスの提供が権利者の意思に反しない場合も多いと考えられることから、権利者の市場への影響を小さなものに抑えることを条件として権利制限を行うことが正当化されると考えられる。

以上のことから、権利制限の対象とする翻訳サービスの範囲については、翻訳サービスに係るニーズ及び上記の権利制限の正当化根拠を踏まえて検討することが適当である。この点、対象著作物の範囲については少なくとも公衆に無償で提供又は提示されている著作物に限定することを前提とし、さらに権利者の利益を不当に害さないような適切な範囲を画する方向で検討すべきであると考えられる。

また、権利制限の対象とすべき翻訳サービスの範囲について、本WTにおいて以下のような意見が示された。

- ・対象を単に公衆に無償で提供又は提示されている著作物とするだけでは、政策目的と関係しない著作物（例：無償で公開されている博士論文など）も権利制限の対象となってしまうので、さらに範囲を限定する方向で検討すべき。
- ・権利制限の正当化根拠として示されている観光産業の活性化や外国人の人権保障といった政策目的に焦点を当てるのであれば、「日本語から外国語」への翻訳だけを権利制限の対象とすることも考えられる。
- ・権利者又はその許諾を得た者等が著作物の翻訳を提供又は提示している場合には権利制限の対象とすべきではない。
- ・広告付きで無償で提供又は提示されている著作物の翻訳も権利制限の対象とするかについては一定の配慮が必要である。
- ・オプトアウトなど権利者の意思を尊重する仕組みの導入も検討すべきである。
- ・観光中の看板の翻訳や解説音声の翻訳など人間の観光ガイドが行うのと同等の範囲であれば権利者への影響は大きくないと考えられる。
- ・翻訳の提供目的を観光産業の活性化等に限定するという方法も考えられる。

これらの意見を踏まえ、権利制限の趣旨の達成と権利者の利益保護とのバランスに配慮した制度設計を検討することが適当であると考えられる。

⁷⁷ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kanko_vision/pdf/honbun.pdf

⁷⁸ 総務省が平成18年に公表した「地域における多文化共生推進プラン」(http://www.soumu.go.jp/main_content/00400764.pdf)は、地域における多文化共生の意義の一つとして外国人住民の人権保障を挙げており、多文化共生を推進する施策として、行政関係情報、教育、労働、医療・保険・福祉、防災関係情報や、その他生活情報について、行政と民間事業者の連携によって、多言語、多様なメディアを通じて提供することを求めている。

(イ) 教育関係、障害者関係サービス等（その他CPS関係サービス）

優先して検討すべきとされたニーズのうち「その他CPS関係サービス」の中に含まれる教育支援サービスや障害者支援サービス等は、著作物の本来的利用を伴うものであることから、公益的政策の実現のため権利者の利益との調整が求められる行為類型（第3層）に当たる。

これらについては、具体的に想定されるサービスの目的・態様等が明らかになった段階で、当該サービスの目的・態様等を踏まえ、当該サービスの社会的意義や、著作物の利用により権利者に及び得る不利益の度合い等を慎重に検討した上で、権利制限の範囲や規定の柔軟性の程度を判断する必要がある。

なお、教育の情報化の推進や障害者情報アクセス機会の確保、著作物等のアーカイブの利活用促進については、現在文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討が行われているところであることから、当該検討の結果を踏まえた規定の整備等を行うことが適当である。

6. 権利制限規定の整備に関する事項

(1) 法の適切な運用を確保するための取組について

ア. ソフトローの活用等について

本WTでは、5.までに述べたように、権利者に及び得る不利益の度合い等に応じて分類した3つの「層」に属する規定について、各規定の性質に応じてそれぞれ適切な柔軟性を確保した権利制限規定を整備することを提言した。仮に各規定について最も望ましいと考えられる柔軟性の度合いが選択されたとしても、各規定の立法趣旨に合致した適切な運用がなされるようにするためには、II 2.で述べたように柔軟性と明確性（言い換れば抽象性と具体性）を巡るトレードオフの関係を踏まえ、それぞれの弱みを補うための運用上の工夫が講じることが求められる。

第一に、抽象度の高い規定を採用する場合は、法解釈の余地が大きくなるために権利制限の対象となるか否かに関する予測可能性が低くなることへの対応が問題となる。この問題の解決方法としては、3.で述べたように、委任命令を活用することにより予め法規範の明確性を確保しておくことが考えられるが、そのような方法を採用しない場合には最終的には判例の蓄積により法解釈の明確化がなされていくことによるほかはない。しかし、3.でも述べたように、司法による（広義の）法規範形成は個別具体的な法律上の争訟について受動的に行われるという性質があること、及び我が国の企業や国民の訴訟に対する意識や訴訟を巡る社会環境等からは頻繁に訴訟が提起されることは必ずしも期待できないことから、判例による規範形成が十分に進まない可能性も想定される。

そこで、委任命令や司法府による法規範形成による方法以外の方策の一つとして、ソフトロー⁷⁹を活用していくことが挙げられる。ソフトローは事実上の行動規範としての性格を有し法的拘束力を持つものではないが、前述のような我が国訴訟に対する国民意識を踏まえれば、紛争の予防又は裁判外における紛争処理の円滑化のために機能し、実際上の問題解決に資することが期待される⁸⁰。なお、このような取組の重要性については、政府方針の中でも明記されているところである⁸¹。

ソフトローは、例えば形成過程への公的な関与の度合いの点からは、①権利者・利用者の当事者間のみで自主的に策定されるもの⁸²、②当事者間における自主的な策定プロセスに政府が一定の関与を行うもの⁸³、③政府自らが主体的に策定に関わるもの⁸⁴に分類することができるが、いかなる場合にいかなる方法を探ることが望ましいかについては、市場に対する公的介入の在り方を踏まえて判断されるべきである。この点に関連して、調査研究はソフトローの利用可能性の判断にあたって、「民主的正統性、個別的事案の情報の収集能力、多数当事者の利害についての情報及び意見の集約能力、少数者バイアスへの体制、ルール変更の機動性」を考慮すべき旨を述べているところであり、こうした観点

⁷⁹ ここでは民間で自主的に定められるガイドラインのほか、行政が示す法解釈等も含む広い概念として用いている。

⁸⁰ このほか、社会慣行として定着しているなど一定の場合において、ソフトローが司法判断にあたっての考慮要素となり得ることも指摘されている（本報告書17ページ脚注43）。

⁸¹ 知的財産推進計画2016においては「柔軟性のある権利制限規定に関する方策について検討を行う。」とされており、日本再興戦略2016においても同趣旨の記述がある。

⁸² これに該当する例としては、視覚障害者向けサービスに関し権利者団体との協議を経て図書館関係団体が作成したもの（「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」（平成22年2月18日））が挙げられる。

⁸³ これに該当する例としては、「教育の情報化の推進に関する当事者間協議」における著作権法第35条に関するガイドライン策定に向けた現在の取組が挙げられる。当該協議は教育関係者及び権利者団体によって構成され、かつ、文化庁及び有識者がオブザーバー等として参加をしている。

⁸⁴ 行政（審議会を含む。）が法解釈を示す場合がこれに当たる。これに該当する例としては、法第31条第1項第2号の「保存のため必要がある場合」の解釈について平成26年度に文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会が示したもの（「平成26年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について」（平成26年度第2回文化審議会著作権分科会資料3）（http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/41/pdf/shiryo_3.pdf））これについては、調査研究で行った図書館関係者に対するヒアリングにおいて、当該解釈が明示されたことによって図書館の現場における運用が円滑化された旨が述べられるとともに、法解釈が公的な機関によって示されたことの意義が大きかった旨が述べられている。

を踏まえ、事案に応じて適切な方法を採用することが適當であると考えられる。また、これに関連して、紛争の予防やその円滑な解決に資するための法的な環境整備を行うことについても検討していくことが適當であると考えられる。

第二に、個別・具体性の強い規定を採用する場合においては、変化への対応可能性が問題となる。特に第3層に属する権利制限規定については、政策判断として柔軟性よりも明確性を優先し、より具体性の強い規定が採用されることもあり得る。この場合は、必然的に規定を整備した当時把握又は想定することができた事実を基に一定程度具体的な要件が定められることとなる。このため、新たに生じた行為類型が既存の規定の立法趣旨に鑑みれば同様に権利制限の対象となるべきものであったとしても文理上は当該規定の対象外となると読み得ることとなってしまうといった事態が生じ、裁判又は裁判外において法の趣旨に適合した解釈運用が十分に図られないとされる可能性がある。

この問題の解決方法としては、委任命令を活用することにより、状況の変化に応じて機動的に法規範の内容を見直せるようにしておくことが考えられるが、いずれにしても法令の整備が完了するまでの間の時間的なギャップが生じるという課題は依然として残る。この点、法令の整備を待たずして、規定の趣旨を踏まえた柔軟な解釈がなされるよう期待されるところであり⁸⁵、そのための方策の一つとして、先に述べたソフトローを活用していくことも有効⁸⁶であると考えられる。

イ. 著作権法に関する教育・普及啓発について

法の適切な運用を確保するため、アではソフトローの活用等によって法の解釈の予測可能性の向上や柔軟な運用を図ることが重要であることを述べたが、ソフトローが有効に機能するためにも、その前提として、我が国において著作物の利用に関わる者が著作権法に対する理解を十分に有している状態にあることが求められる。しかしながら、調査研究において行われたアンケート調査の結果からは、著作権法に対し一定の知識・理解があると思われる者の割合は、企業・団体では半数又はそれ以下⁸⁷、一般国民では1割に満たないという結果であった。調査の非回答者はさらに著作権法に対する理解が乏しいと推測されるところであり、このことも加味すれば、我が国における著作権法の普及状況は極めて低い水準であると言わざるを得ない。

著作権法については、初等中等教育段階でも取り扱うことが求められているほか⁸⁸、高等教育機関、地方自治体、民間等で教育や普及啓発活動が多様に展開され、政府においても支援等を行っているところであるが、上記の現状に鑑みれば、取組の更なる充実が求められていると言える。現在、著作権

⁸⁵ 過去の裁判例では、権利濫用や類推適用等によって柔軟に法の解釈が行われた例が複数ある。例えば、那覇地判平成20年9月24日判時2042号95ページ〔写真で見る首里城事件〕は、写真集に掲載されている百数十葉の写真のうち一葉の著作権者による当該写真集の複製及び販売差止め請求は、権利の濫用であって許されないとした。大阪地決平成25年9月6日判時2222号93ページ〔新梅田シティ事件〕は、庭園の改変が問題となった事案において、当該事案は建築物における著作者の権利と建築物所有者の利用権を調整する場合に類似するといえるとして、第20条第2項第2号を類推適用した。東京地判平成13年7月25日判時1758号137ページ〔バス車体絵画事件〕は、第46条の適用に関し、公道を定期的に運行することが予定された市営バスの車体に作品を描くことは、美術の著作物を「恒常的に設置した」と言うべきであるとした。これらの他にも、規定の柔軟な解釈による解決が図られた裁判例について平成23年報告(29ページ)で詳述されている。

⁸⁶ 第37条第3項では、文理上、知的障害を持つ者等が同項の対象となるか否かは必ずしも明らかにはされていないが、権利者団体との協議を経て図書館関係団体が作成したガイドライン(「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」(平成22年2月18日))に基づき、これらの障害者も含めて同項の対象となるとの解釈の下で同項の運用がなされている。

⁸⁷ 著作権法に馴染みがあると回答した企業は約4割、利用者団体では約5割であり、個人利用者は事前のスクリーニング結果も加味すれば著作権法に馴染みがある者は回答者の約1割であった。さらに、これらについて非回答者の存在を勘案すると、実際に馴染みや理解がある者の割合はこれより低い可能性が高い。著作権法で用意されている救済措置の内容について、企業では損害賠償を認知していない企業は1割に満たなかったが、約3割の企業は刑事罰を認知しておらず、個人では損害賠償を認知していない者が約3割、刑事罰を認知していない者は7割強であった。

⁸⁸ 中学校学習指導要領(平成20年3月文部科学省(平成27年3月一部改正))では音楽、美術及び技術・家庭において、高等学校学習指導要領(平成21年3月文部科学省)では芸術及び情報において、それぞれ著作権など知的財産権を取り扱うこととされている。

を含む知的財産教育について、国を挙げて推進していくこととされている⁸⁹。こうした動きを踏まえ、またこれと適切な連携を図りつつ、各関係者において効果的な著作権の教育や普及啓発活動に取り組むことが期待されるところであり、政府としてもこうした取組を促進するため、効果的な施策を充実させていくことが期待される。

（2）行政府における政策形成の在り方について

本WTとして、我が国における「柔軟性のある権利制限規定」の在り方について、立法府及び司法府の役割分担や特質を踏まえ、基本的に立法府の判断に委ねるべき領域と司法府に判断を委ねることが望ましい領域があることを述べ、具体的には、第3層に対応する領域は一義的には立法府において法規範の形成を担うことが望ましい旨を述べた。しかし、上述のような立法府の判断に委ねるべきとした領域にあっても、次のとおり、政策形成過程の公正性・公平性を確保しつつ、妥当性があり効果的な政策を、適時、迅速に決定・実施していくことによって国民の期待に応えていくべきことは言うまでもない。

第一に、政策形成過程の公正性・公平性については、3. で述べたように、立法府や（内閣提出法案の作成等を担う）行政府において、必ずしも全ての関係者の利益を集約できるわけではない点が課題として指摘されている。その点に留意して、できるかぎり幅広い関係者の利益が適切に集約されるような工夫を行うことが期待される。とりわけ、行政府においては、審議会制度等の独自の意見集約の枠組み等を活用して幅広い関係者の意見の聴取を行うことなどが期待される。前述のとおり、今回の本WTにおける検討の過程では、広く一般にニーズ募集を行った上で、そのニーズの内容に着目して政策決定の優先順位付けを行った。こうした方法は上記の問題意識に応えるものとして有効な手法の一つであると考えられる。

第二に、政策内容の妥当性及び政策効果については、3. で述べたように、とりわけ行政府においては専門的な技術や知識を用いて法規範の定立に必要な利益考量や情報・知識の集約を適切に行なうことがその役割として期待されている。今回の本WTでの検討では、社会調査を活用した各ステークホルダーの行動予測を含めた権利制限規定の柔軟性の及ぼす効果や影響の把握に努めた。このような手法は、例えば法理論面の検討において見解が大きく分かれるような場合などにおいて政策の妥当性を裏付ける根拠の一つとなり得るため、政策課題の内容等に応じて活用することが適当であると考えられる。

第三に、柔軟性のある権利制限規定を求める声がかねてより利用者から寄せられてきたことの背景には、上述のような政策形成過程や政策内容に関する問題意識に加え、対応の迅速性に関する問題意識も存在するものと考えられる。上に述べたように、国民のニーズの把握等の取組を定期的に行なうことなどにより、適時に政策課題を把握するとともに、適切な優先順位付けを行い、できる限り遅滞なく立法等の措置が講じられるように努めることが期待される。

⁸⁹ 知的財産推進計画2016では「知財意識・知財活動の普及・浸透」を同計画の4つの柱のうちの1つとして位置付け、「今や国民全てが『一億総クリエーター』かつ『一億総知財活用人材』である。それに鑑み、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、大学院という全ての学校種において、発達の段階に応じた系統的な教育を実施することにより『国民一人ひとりが知財人材』となることを目指すべきである。」として知財教育・知財人材育成の充実の方向性を示しつつ、その具体的施策として、各学校段階における知財教育の推進、知財教育向けの教材等の開発・普及、知的財産に関する国民の理解の向上を図るために啓発活動の推進等を挙げている。

IV 検討結果（ライセンシング体制の充実について）

1. 検討の射程

ニーズ募集においては、ライセンシング体制の充実による課題の解決を求める意見も寄せられている。このうち、本WTにおいて、対応方策について必要に応じて検討することとされた「B-1. ニーズの内容が一定程度説明されているもの」及び「C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済のもの」について、文化庁により検討が行われ、以下のとおり、課題の整理及び対応の方向性が示された。

今後は、整理された課題について示された方向性を踏まえ、著作物の円滑な利用の促進に向けて、利用者のニーズを踏まえた具体的な取組が進むことを期待する。

2. 課題及び対応の方向性

（1）集中管理団体を相手方とする権利処理の円滑化に係る課題

集中管理団体を相手方とする権利処理の円滑化に係る課題については、3つの解決方法を要望する意見が寄せられた。

第一に、現状において著作権等の集中管理を行う団体が存在しない分野や、存在していても管理されている割合が低い分野において、集中管理団体の創設や管理割合の向上を求める意見があった。このような分野の例としてニーズ募集において指摘があったのは、アニメ、動画コンテンツ、放送コンテンツ、出版物、教科書・教材、入試問題、学術文献、医学文献、レコード製作者の権利、実演家の権利である。（関係するニーズの整理番号⁹⁰：1、2、5、12、14、19、21、22①、35、39、43、58、59、79、83①、83②、85、86①）

契約による著作物等の利用及び権利者への対価還元を円滑に行うために、集中管理の促進は重要な課題である。もっとも、著作権等の集中管理は本来当事者が自主的に行うべきものであり、行政の果たすべき役割は、自由競争の下で民間主体が新規参入を行いやすい環境を整備することである。このような観点から、国の関与が必要な範囲を超えて、民間の自主的な集中管理の取組を妨げるものとなっていないかを検討するため、本年度、文化庁において「著作権等の集中管理の在り方に関する調査研究」を実施している。同調査研究においては、有識者による著作権等管理事業法の規制の見直しの検討とともに同法の課題についても検討が行われている。今後は、同調査研究の結果を踏まえ、文化庁において順次必要な措置を講ずることとしている。なお、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、教育分野における著作権の権利制限について審議が行われているが、この審議会における議論を踏まえ、平成28年12月に、教育分野における権利者団体が「教育利用に関する著作権等管理協議会」を設置し、ライセンス等、適切な制度の受け皿作りの検討を行っている⁹¹。

第二に、権利処理コストを低減させるために、著作権等管理団体の管理する権利に係る情報を集約し、ワンストップで検索・許諾申請・利用報告が行えるプラットフォームを構築すべきであるとの意見が寄せられた。（関係するニーズの整理番号：15、76、86①、103）

この課題については、平成26年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会においても指摘されており、権利情報を集約したデータベースや権利処理のプラットフォームとなるポータルサイト等の構築を検討することが求められている⁹²。

⁹⁰ 関係するニーズの整理番号は、本資料49ページ以下に掲げた「ニーズ募集に提出された課題の整理」に対応している。

⁹¹ 平成28年度著作権分科会法制・基本問題小委員会（第4回）資料2（http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashinkikai/chosakuken/bunkakai/41/pdf/shiryo_3.pdf）参照。

⁹² 平成26年度第2回文化審議会著作権分科会資料3（http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashinkikai/chosakuken/bunkakai/41/pdf/shiryo_3.pdf）参照。

これについて、文化庁では、平成27年度に「著作物等の利用円滑化に資する権利情報の管理及び活用に関する調査研究」を実施し、著作物の適法利用を促進するため、著作権等管理団体の保有していない権利情報を集約するとともに、既存の著作権等管理団体の保有する権利情報を統合したデータベースを構築し権利者情報をまとめて検索できる総合検索システムを構築することの重要性が示された⁹³。これを踏まえ、文化庁では、平成29年度予算案に「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」（51百万円）を新規に計上し、音楽分野から権利情報プラットフォームの構築支援に着手する予定としている。将来的には、実証事業の成果を踏まえつつ、権利処理機能の付加や他の分野への展開について検討することとしている。

第三に、著作物等の利用にあたって複数の著作権等管理団体との権利処理を行う必要がある場面では、それぞれの団体の許諾交渉及び権利処理手続を行うために、迅速な著作物等の利用が困難となっているという課題に対応するため、権利の許諾窓口を一元化すべきとの意見が寄せられた。（関連するニーズの整理番号：58、111①、113②、113③）

これについて、複数の著作権等管理団体が統一的に使用料等の許諾条件を提示することは、独占禁止法上の問題が生じる恐れがあるものの、個別の利用条件を提示しつつも交渉や権利処理事務を一元化することは、民間の自主的な取組として進めることができると考えられる。例えば、音楽分野では、一般社団法人日本音楽著作権協会、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター及び一般社団法人日本レコード協会の3団体が、「音楽集中管理センター」（仮称）を設置し、音楽コンテンツを利用する事業者とサービス内容及び当該サービス展開に必要な権利処理の相談・協議を行うとともに、利用許諾契約の申請窓口として機能することを目指した取組を提案している⁹⁴。

（2）権利者不明著作物等の利用円滑化に係る課題

権利者が不明な場合や権利者と連絡が取れない場合には、著作物等の利用のために許諾を得ようとしてもこれを得ることができない状況に利用者は置かれてしまう。このような場合であっても著作物等の活用の途を開く観点から、権利者不明著作物等の利用円滑化に係る課題へのアプローチとして、権利者不明等の場合の裁定制度の改善及び拡大集中許諾制度の導入の2点が要望された。

第一に、裁定制度の改善については、過去に裁定を受けた著作物等を再度利用する場合の要件の緩和を求める意見や、民間主体を活用した裁定手続の迅速化を求める意見、大量のコンテンツを取り扱う公的なアーカイブ機関について裁定の要件の緩和を求める意見が寄せられた。（関連するニーズの整理番号：34②、107）

裁定制度については、順次、同制度の利用を円滑化する観点からの改善措置が文化庁により講じられてきた。平成28年2月には、文化庁告示が改正され、過去に裁定を受けた著作物等の利用をさらに円滑化するため、権利者検索のための措置として求められていた「相当な努力」の要件が緩和される⁹⁵とともに、これらの著作物等に係る情報がデータベース化され、文化庁ウェブサイトに掲載された⁹⁶。現在、平成27年度までに裁定を受けた約27万点以上の著作物等に係る情報が掲載されている⁹⁷。

また、民間主体を活用した裁定手続の迅速化については、利用者の負担を軽減する方策を検討するため、文化庁からの委託により、平成28年10月より、権利者団体（9団体）⁹⁸で構成されるオーフ

⁹³ http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h28_riyoenkatsu_kanrikatsuyo_hokusho.pdf

⁹⁴ 平成26年度文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（第10回）資料1（http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/chosakuken/hogoriyo/h26_10/pdf/shiryo_1.pdf）参照。

⁹⁵ 文化庁ウェブサイトに掲載するデータベースの閲覧により、権利者検索要件の一部（権利者情報の検索、管理事業者等への照会等）を代替できることとした。

⁹⁶ http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/chosakukensha_fumei_saiteiseidokaizen.html

⁹⁷ http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei_saitei_data_base.html

⁹⁸ 公益社団法人日本文藝家協会、一般社団法人日本写真著作権協会、一般社団法人日本音楽著作権協会、一般社団法人日本美術家連盟、一般社団法人日本美術著作権連合、協同組合日本脚本家連盟、協同組合日本シナリオ作家協会、公益社団法人日本漫画家協会、公益社団法人日本複製権センター。アドバイザーとして、日本行政書士会連合会、日本弁護

アンワークス実証事業実行委員会が、利用者のために権利者搜索や文化庁への裁定申請を行う実証事業を行っている⁹⁹。今後は、実証事業の結果を検証し、裁判制度の利用促進に向けた検討を行っていくこととしている。

さらに、公的なアーカイブ機関による裁判制度の利用を促進するという課題に関して、所定の基準を満たしたアーカイブ機関については、権利者不明の著作物等について原則利用を可とすべきといった意見が寄せられているが、権利者の保護の観点から、裁判が行われるためには一定レベルの権利者搜索を求めることが妥当であると考えられる。もっとも、権利者の利益を確保しつつ、裁判制度の利用を促進するため、現在、文化庁においては、権利者が現れたときに補償金の支払を行うことが担保されていると考えられる公的機関等について、補償金を事前に供託するのではなく、権利者が現れた場合に支払うことを認める制度について検討が行われている。

第二に、拡大集中許諾制度について、権利者不明著作物等の利用円滑化という国際的な課題の解決が求められているという指摘や、放送番組の二次利用にあたっての権利処理を円滑化し、番組利用の促進と権利者への対価還元の両立に資する制度であるとの指摘があり、我が国への同制度の導入を求める意見が寄せられた。（関連するニーズの整理番号：33、41）

拡大集中許諾制度については、平成26年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において紹介され、権利者不明著作物も含め大量の著作物等の権利処理を行う上で、窓口の一元化や権利者搜索費用・取引費用の低減といった観点から、利用者にとって利便性の高い制度となり得るものであるとの指摘があった一方、同制度の法的正当性等について疑問も呈された¹⁰⁰。これを踏まえ、文化庁では、平成27年度に「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査」¹⁰¹を実施し、同制度を導入している国及び導入を検討している国の状況を詳細に調査した。また、平成28年度は「拡大集中許諾制度に関する調査研究」を実施し、同制度の我が国への導入可能性やその場合の課題等について検討が行われているところであり、今後、我が国の著作権制度に係る課題を検討する際には、同制度の可能性を含めて議論していくことが必要である。

（3）意思表示システムの普及に係る課題

著作物等の二次利用、とりわけパロディや同人作品等のファンによる二次利用が盛んな我が国において、これらの行為を適法かつ安心して行うことができる環境を整備することが重要であるとの理由により、民間団体等により考案された「同人マーク」等の意思表示マークに公的な認証を与えることを求める意見が寄せられた。（関連するニーズの整理番号：13）

権利者があらかじめ一定の利用条件を付した意思表示を行うことにより、利用者が利用の都度、権利者の了解を得る必要がない意思表示システムについては、ネットワーク社会の進展に伴う著作物等の利用の促進の観点から、活用が期待されるところである。このため、文化庁においても平成15年に「自由利用マーク」を策定し普及に努めてきたが、この間に「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」等の民間団体の考案した意思表示システムの普及も進み、民間・公共を問わず、多様なマークが活用されている状況にある。このような状況を踏まえ、平成23年度に文化庁が実施した「意思表示システムの在り方に関する調査研究」¹⁰²においては、民間の自主的な取組を支援していくべきとの方向性が示され、現在、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」等の意思表示システムの普及のため、政府広報物や文化庁の実施する著作権セミナー等で紹介・活用が行われている。意思表示システムの普及にあたっては、特定の意思表示システムに認証を与えることよりも、利用場面や権利者の意図に応じて自由で多様な意思表示の在り方を尊重することが望ましく、引き続き、意思表示システムという仕組自体の普及を官民で進めることが適当である。

士連合会、弁護士が加わる。

⁹⁹ <http://jrrc.or.jp/orphanworks/>

¹⁰⁰ 平成26年度第2回文化審議会著作権分科会第41回資料3 (http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashinkai/chosakuken/bunkakai/41/pdf/shiryo_3.pdf) 参照。

¹⁰¹ http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h28_kakudai_kyodaku_hokokusho.pdf

¹⁰² http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h24_network_hokokusho.pdf

(4) 放送番組の同時配信における著作物等の利用円滑化に係る課題

放送番組のインターネットでの同時配信を実施する上で、放送に係る権利処理とインターネット配信に係る権利処理が異なることから、このような場合における著作物等の利用に支障が生じているとの意見が寄せられた。具体的には、放送番組で使用される楽曲については著作権等管理事業者から許諾が得られていることが多いが、これらの楽曲をインターネット配信する権利が異なる著作権等管理事業者に委託されている場合もあり、権利処理が複雑化することから、個々の楽曲について同一の著作権等管理事業者への委託を義務付ける制度の創設が要望された。（関連するニーズの整理番号：40）

この点に関して、著作権等管理事業法は、複数の著作権等管理事業者が独自の管理方法や利用条件等を用意することで多様なサービスが権利者・委託者の双方に提供され、国の役割を必要最小限度の関与にとどめ、自由競争により我が国の集中管理が発展することを想定しているものである。このような著作権等管理事業法の趣旨や契約自由の原則を踏まえると、権利者の委託先を政府が制限することは適切ではないと考えられる。もっとも、放送番組の同時配信に係る課題については、情報通信審議会情報通信政策部会放送コンテンツの制作・利用流通の促進等に関する検討委員会において検討されているところであり、同時配信の在り方や仕組等の全体像の検討が深まった上で、著作物等の利用にあたっての課題が具体的に示された場合には、これらについても更なる検討が必要となるものと考えられる。

(5) 著作権の保護期間が満了した著作物等の利用に係る課題

著作権の保護期間が満了したパブリックドメインの著作物等については、許諾を得ずとも利用をすることが可能であるが、個々の作品の保護期間がいつ満了したのかという情報が整備されておらず、パブリックドメインの作品の利用に混乱を生じる場合があることから、公的なアーカイブ機関等において、パブリックドメインになった作品のタイトル等の一覧を作成・公開した上で、これらの作品自身も公開することが望ましいとの意見が寄せられた。（関連するニーズの整理番号：94）

これについて、個々の作品について保護期間が満了していることを第三者が判断することは容易ではなく、また、公的機関がこのようなサービスを提供するか否かは個々の機関の事業上の問題であることから、このようなデータベースの整備・公開を義務付けることは困難であるとともに、実効性を欠くと言わざるを得ない。一方で、パブリックドメインの作品等がデータベースとして公衆に提供されることでこれらの作品の活用が進むと考えられる。

V 優先的に検討することとしたニーズ以外のニーズについて

III 1. で述べたとおり、「検討の進め方」の手順4に沿って行われたニーズの分類上「A-1-2」に分類されたもの及び「A-2」に分類されたもの¹⁰³のうち今回の優先的に検討を行うべきニーズには位置付けられなかつたものとしては、以下のものがある。(括弧内の番号等は付属資料1.(49ページ以下)に掲げた「ニーズ募集に提出された課題の整理」に対応している。)

< A-1-2 に分類されたもの >

- ・図書館における公的機関が作成した広報資料の複製(88)
- ・図書館におけるインターネット上の情報のプリントアウト(89)
- ・商品の批評や販売目的の写真(書影、ジャケット等)のウェブサイト掲載(95⑦)

< A-2 に分類されたもの >

- ・パロディ・二次創作としての著作物利用(12、57①、96①、97、108⑤、113③)
- ・教科書・入試問題の二次利用(14、22①)
- ・障害者の情報アクセシビリティ向上のためのサービス(67、73)
- ・メディア変換サービス(78、95①)
- ・企業等で一般的に行われている軽微な複製等(108②)

上記のニーズについては、今般の優先的に検討を行った課題に係る対応を行った後、IIで述べた手順4による分類及び優先度を考慮しつつ、順次検討を行うことが適当である。また、上記のほか、「A-3」に分類されたニーズについても「検討の進め方」で確認したとおり、ニーズ提出者からの追加的な説明が寄せられた場合は、当該説明の内容や時期を考慮しつつ、対応を検討することが適当である。なお、優先的に検討することとされたニーズ以外のニーズの検討に関し、本WTにおいて、以下の意見が示されたところであり、今後の検討にあたってはこれらの意見にも留意するべきである。

- ・「教科書・入試問題の二次利用」は、課題が解決できれば、アナログ的な利用だけでなく、デジタル・ネットワークを通じた利用、新規ビジネスの創出という結果をもたらす道筋を開く可能性は十分にある。
- ・「パロディ・二次創作としての著作物利用」は、直ちに産業につながる話ではないが、将来の文化の育成、ひいては生み出されたコンテンツが産業の核となるという観点から、順次検討していくべき。
- ・「メディア変換サービス」は、これが一律にできないのではないかということはかねてから問題点として指摘されており、複数の団体から要望があることから、必要性が高いものの候補になり得る。
- ・「図書館等における複製等」は、本の中の挿絵全部を複製する行為が「一部分」に当たらず著作権侵害になりかねないと問題が指摘されている。また、個人への送信については、諸外国の例を見ても補償金付きで認める方が社会にとっても権利者にとっても良いのではないか。
- ・「放送番組のインターネットでの同時配信」は、日本の著作権法においてインターネット放送が「放送」に当たらないものと位置付けた結果、実演家やレコード製作者の排他権が及ぶこととなっており、諸外国と比べて放送のサイマルキャスティングが進んでいない原因の一つではないかとも言われている。

また、ニーズ募集においては、権利制限規定の見直し及びライセンシング体制の充実以外の方法による解決を求めるニーズも寄せられている。これらのニーズについても、「検討の進め方」に基づき、ニーズの内容や課題の優先度を踏まえ、必要に応じ検討を行っていくことが適当である。

¹⁰³ ①ニーズの明確性、②権利制限による対応の正当化根拠の見通し、③優先度の3つの観点について、A-1-2は、観点①・②についていざれも相当程度説明されているが、観点③が肯定されないものを言い、A-2は、観点①・②についていざれも一定程度説明されているものを言う。

おわりに

以上のとおり、本WTとしては、企業等や個人が有する現在又は将来のニーズを把握し、そして、我が国の統治機構を含む法体系、社会環境及び国民の訴訟に対する意識等を踏まえ、その効果と影響を吟味した結果、異なる明確性と柔軟性を備えた複数の権利制限規定による「多層的」な体系を構築することをもって、第4次産業革命の推進に資する日本型の「柔軟性のある権利制限規定」とすることを提言した。

米国のフェア・ユース規定に代表される柔軟性の高い権利制限規定の導入を巡っては、これまで、我が国に及ぶメリットとデメリットについて関係者間で大きな見解の相違がみられてきたが、本WTでは、こうした見解においてしばしば言及される「公正利用の促進効果」、「不公正利用の助長効果」「立法と司法の役割や特質」といった観点について、一定の示唆となる検討結果を示すことができたのではないかと考える。このため、本WTとしては、現在の日本をとりまく諸状況を前提とすれば、差し当たり、本問題に対処する上での最適解と言える方策を提言することができたものと考えている。

今後、文化審議会著作権分科会において本問題に関する結論が得られた後に重要なのは、提言が適切に実行されることである。文化庁においては、提言の趣旨及び内容を十分に汲み取った上で法制化がなされるよう、関係者との調整を含め格別の努力が払われることを期待したい。

また、本WTの検討において確認された重要な点は、我が国の国民の多くが高い法令順守意識を有している一方、著作権法に対する理解については十分な水準にあるとは言えないことである。法改正の効果が最大限発揮されるようにするためにも、著作権法に関する普及啓発や、必要に応じたガイドラインの策定の支援等を含め、法の適切な運用を確保するための諸方策を講じていくことが期待される。

付属資料

1. ニーズ募集に提出された課題の整理

以下に示す課題の整理は、平成27年度WT（第3回）において公表・決定されたものである。なお、課題の整理の詳細は平成27年度WT（第3回）資料2¹⁰⁴において示されている。また、ニーズ提出者から提出されたニーズの個票は文化庁のウェブサイト¹⁰⁵において公開されている。

（1）番号順

<課題解決方法の内訳>

- ア. ニーズ提出者が権利制限規定の見直しによる対応の検討を求めるもの
- イ. ニーズ提出者が権利制限規定以外の政策手段による対応の検討を求めるもの

<ニーズの分類の内訳>

- ◆権利制限の見直しによる対応の検討を求めるもの
 - A-1-1. ワーキングチームにおいて優先的に検討
 - A-1-2. 優先的な課題の検討を行った後に順次検討
 - A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断
 - A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断
- ◆権利制限以外の政策手段による対応の検討を求めるもの
 - B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討
 - B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断
- ◆その他
 - C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済
 - 著作物等の利用に当たっての課題に該当しない

<知財計画との関連>

知的財産推進計画2015における、新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の検討との関連を指す。

団体	個人	課題 解決 方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財 計画 との 関連
	1	ア	講義音声・動画のネット配信にあたり、著作権処理費を抑えるため、配信対象を受講者に限る必要がある。過去動画のアーカイブの公開や、公開対象を受講者に限定しない形での公開（MOOCSでの公開）は困難。また、教育機関が独自に教材を作成した場合でも、著作権抵触の可能性を考慮して原則授業受講者のみの公開とすることもあり得る。		C	教育・研究	
	1	イ	講義音声・動画のネット配信にあたり、著作権処理費を抑えるため、配信対象を受講者に限る必要がある。過去動画のアーカイブの公開や、公開対象を受講者に限定しない形での公開（MOOCsでの公開）は困難。また、教育機関が独自に教材を作成した場合でも、著作権抵触の可能性を考慮して原則授業受講者のみの公開とすることもあり得る。		C	教育・研究	
	2		アニメ産業等の分野において、個人・企業が「ファングッズ」を制作したいが、著作権の集中管理がされていないため、権利者に個別に許諾を得る必要があり、機動的に販売ができない。		B-1	その他	
	3①		著作権の保護期間を著作者の死後20年に短縮してほしい。		-		
	3②		非親告罪化を導入すべきではない。		-		
	4		他人が動画投稿サイトに投稿した動画を、許諾なくまとめサイトにリンクの形で表示されることで、動画の権利者のビジネスに影響が生じるおそれがある。		-		
5		ア	事業者が、健常者及び障害者向けに書籍を朗読して音声化するビジネスの実施に当たって、（契約処理について）出版社の行動が重く、ビジネスを進展させることができない。	WaveLaboratory	C	障害者	

¹⁰⁴ http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/chosakuken/needs_working_team/h27_03/pdf/shiryo_2.pdf

¹⁰⁵ <http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/needs/index.html>

5		イ	事業者が、健常者及び障害者向けに書籍を朗読して音声化するビジネスの実施に当たって、(契約処理について)出版社の行動が重く、ビジネスを進展させることができない。	WaveLaboratory	B-1	障害者	
6①			著作権侵害罪を非親告罪化すると二次創作が危うくなる。		C	TPP	
6②			過去のスポーツ中継を動画共有サイトに投稿できず、スポーツ中継が死蔵している。		A-3	その他	
6③			一般人が放送番組を SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を通じて貸したり譲ったりすると著作権法違反となる。		A-3	その他	
6④			SNSにおいてよく行われている画像著作物の二次利用は違法となっている。		A-3	二次創作	
7			一部のまとめサイトやバイラルメディアは著作権を侵害している。		—		
8			JASRAC に信託されている、あるいは管理下にある自己の楽曲を SNS 等で利用する際も「自己利用」として無料で使用させてほしい。		B-1	その他	
9			テレビ番組における聴覚障害者への情報保証のため、字幕が付与されなかった番組の字幕を、福祉団体に属さない個人が作成する行為が、複製権侵害となってしまう。		C	障害者	
10			看護学校の図書室から大学図書館へ文献の複写依頼をした際、著作権法 31 条を理由に断られることがあり、資料提供の面で不便を感じている。		B-1	図書館	
11			マンガ、アニメ等の著作物を題材とした二次創作行為について非親告罪化により起訴されるおそれがあり、同人とそれに関連する企業等が萎縮すると思われる。		C	TPP	
12	ア		二次創作物をインターネット等で公開することについて著作権法上の問題があるために現に萎縮が生じている。また、二次著作物を他企業のサーバーにアップロードすると、その企業が公衆送信権侵害となるおそれがある。		A-2	二次創作	
12	イ		二次創作物をインターネット等で公開することについて著作権法上の問題があるために現に萎縮が生じている。また、二次著作物を他企業のサーバーにアップロードすると、その企業が公衆送信権侵害となるおそれがある。		B-1	二次創作	
13	ア		TPP が締結されると、著作権の非親告罪化がなされ、漫画、小説、音楽、映画等の著作物の二次利用、特に日本で盛んな引用、パロディ同人作品等のファンアートの利用が根本から変わってしまう。		C	TPP	
13	イ		TPP が締結されると、著作権の非親告罪化がなされ、漫画、小説、音楽、映画等の著作物の二次利用、特に日本で盛んな引用、パロディ同人作品等のファンアートの利用が根本から変わってしまう。		C	TPP	
14	ア		教科書や入試問題を二次利用したいが、著作権処理に多大な負荷がかかり、教材として提供できない場合がある。		A-2	教育・研究	
14	イ		教科書や入試問題を二次利用したいが、著作権処理に多大な負荷がかかり、教材として提供できない場合がある。		B-1	教育・研究	
15		ア	大学図書館において、著作物の「一部分」を超える部分の複製物の利用者への提供が迅速にできない。	国公私立大学図書館協力委員会	A-3	図書館	
15		イ	大学図書館において、著作物の「一部分」を超える部分の複製物の利用者への提供が迅速にできない。	国公私立大学図書館協力委員会	B-1	図書館	
16			大学図書館において、本の付録となっている映像資料を利用者に貸与することができない。	国公私立大学図書館協力委員会	B-1	図書館	
17			学術分野における研究等は先行研究が基礎となっていることから、TPP 交渉について報道されている著作権侵害の非親告罪化は、研究活動等に影響を及ぼしかねない。	国公私立大学図書館協力委員会	C	TPP	
18			TPP 交渉について報道されている著作権の保護期間延長は過去の著作物を掘り起こしてきた青空文庫などの活動に大きな影響を与えるほか、いわゆる孤兎作品を増やすことになる。	国公私立大学図書館協力委員会	C	TPP	
19	ア		大学において e-learning 用の教材作成時に利用する著作物について、著作権者との連絡がとれないことが少なくなく、また、著作物によっては許諾が得られないこともある。	国公私立大学図書館協力委員会	C	教育・研究	
19	イ		大学において e-learning 用の教材作成時に利用する著作物について、著作権者との連絡がとれないことが少なくなく、また、著作物によっては許諾が得られないこともあります。	国公私立大学図書館協力委員会	C	教育・研究	

20		大学図書館において、著作権管理団体が管理している著作物について、契約等に基づき、図書館間相互協力において著作物を送信することができるが、すべての著作物が権利委託されているわけではなく、権利委託される著作物数に増減もあるため、安定的に送信サービスが実施できない。	国公私立大学図書館協力委員会	A-3	図書館	
21	ア	博士学位論文について機関リポジトリによる公表が原則となつたうえ、オープンサイエンスの推進を踏まえて、著作権制度上の対応が必要である。	国公私立大学図書館協力委員会	A-3	教育・研究	
21	イ	博士学位論文について機関リポジトリによる公表が原則となつたうえ、オープンサイエンスの推進を踏まえて、著作権制度上の対応が必要である。	国公私立大学図書館協力委員会	B-2	教育・研究	
22①	ア	入試問題を利用して教材を作成する場合、過度な権利行使が行われていること、著作物の権利処理に長い期間を要することや使用料が高額であること等により、円滑に受験生や教員に教材を提供できない。	学校法人駿河台学園法務部（著作権担当）	A-2	教育・研究	
22①	イ	入試問題を利用して教材を作成する場合、過度な権利行使が行われていること、著作物の権利処理に長い期間を要することや使用料が高額であること等により、円滑に受験生や教員に教材を提供できない。	学校法人駿河台学園法務部（著作権担当）	B-1	教育・研究	
22②		入試問題を授業で教材として利用する際、事後に著作権処理を行なうケースがあるが、TPPにより非親告罪化や法定賠償金制度が導入されれば、リスクの高まりから提供ができなくなる。	学校法人駿河台学園法務部（著作権担当）	C	TPP	
23①		デジタル教科書が、法33条の「教科用図書」に含まれていないため、デジタル教科書の制作が進まないおそれがある。	デジタル教科書教材協議会	C	教育・研究	
23②		教育機関において、ICTを用いた反転授業など、教室外の授業のために著作物を複製する必要性が生じている。	デジタル教科書教材協議会	C	教育・研究	
24	イ	日本語研究用データベース（コーパス）を編纂・公開するにあたり、多くの権利者不明の著作物の利用が必要となる。		C	教育・研究	
24	イ	日本語研究用データベース（コーパス）を編纂・公開するにあたり、多くの権利者不明の著作物の利用が必要となる。		B-1	教育・研究	
25①		利用許諾を受けたライセンサーには物権的権利が与えられておらず、第三者の利用を差し止めることができない。	東京都行政書士会	B-2	産業活動関連	
25②		著作物一般の登録制度に関して、創作の登録が認められていない。	東京都行政書士会	—		
26		看護学校の図書室は、法第31条の「図書館等」に含まれないため、学生・教職員が必要とする所蔵していない文献コピーの取り寄せが困難。また、学術機関の図書室等への文献複写サービスができない。		B-1	図書館	
27	ア	我が国のITサービスについて、一定の閾値を超える革新的なモデルは、硬直的な法制度によって萎縮効果が働き進化が止まってしまうということを繰り返している。	モバイル・コンテンツ・フォーラム	A-3	産業活動関連	
27	イ	我が国のITサービスについて、一定の閾値を超える革新的なモデルは、硬直的な法制度によって萎縮効果が働き進化が止まってしまうということを繰り返している。	モバイル・コンテンツ・フォーラム	B-2	産業活動関連	
28①		新しいサービスが著作物の利活用を促進し且つ権利者の権利を不当に害しないものであっても、現行法の規定から逸脱すれば侵害のおそれがあるため、事業者が萎縮してサービスの提供が困難になる。【具体例あり】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28②		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた私的複製の支援サービスであるクラウド・サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	C	産業活動関連	
28③		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた私的複製の支援サービスであるメディア変換サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28④		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた私的複製の支援サービスであるアクセシビリティサービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑤		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた私的複製の支援サービスである個人向け録画視聴サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○

28⑥		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスであるプリントサービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑦		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスである e ラーニングサービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑧		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスであるスナップショット・アーカイブに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑨		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスである論文作成・盗作検証支援サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑩		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスである評判分析サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑪		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスである法人向け TV 番組検索サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑫		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた仮想化サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑬		CPS によるデータ駆動型社会に対応するための制度整備が求められる中、柔軟な規定を欠く現状のままでは、新しいビジネスを創出することについて多大な萎縮効果がもたらされ、IT の技術革新による利益を社会が享受できない場合が出てくる。	JEITA	A-3	産業活動関連	○
29		高等教育機関において、反転学習等に対応したオンライン教育や、教員がある授業用に作成した教材を別の授業で利用するためにサーバーに保存することや別の教員がその教材を利用することができない。	九州大学附属図書館、同附属図書館付設教材開発センター	C	教育・研究	
30①		大学図書館において、施設狭隘化への対応等のため、コンテンツの整理・効果的な保存をすることができない。	九州大学附属図書館	C	図書館	
30②		大学図書館において、学生のニーズに応じた迅速な利用環境の実現等のため、コンテンツの整理・効果的な保存をすることができない。	九州大学附属図書館	A-3	図書館	
31	ア	Youtube の動画を通信環境の悪い場所でも途切れずに再生できるよう、動画の一部を予めダウンロードして円滑に視聴させる機能を搭載したスマートフォン向け動画再生アプリを事業者が提供することにつき、合法であるとの確信がもてなかつた。	ニフティ	A-3	産業活動関連	○
31	イ	Youtube の動画を通信環境の悪い場所でも途切れずに再生できるよう、動画の一部を予めダウンロードして円滑に視聴させる機能を搭載したスマートフォン向け動画再生アプリを事業者が提供することにつき、合法であるとの確信がもてなかつた。	ニフティ	B-1	産業活動関連	
32	ア	ユーザーが自宅で録画したテレビ番組を自らの使用するクラウドロッカーにアップロードし、宅外でも視聴できるサービスを事業者が提供することが著作権侵害となるおそれがあるため、断念した。	ニフティ	A-3	産業活動関連	○
32	イ	ユーザーが自宅で録画したテレビ番組を自らの使用するクラウドロッckerにアップロードし、宅外でも視聴できるサービスを事業者が提供することが著作権侵害となるおそれがあるため、断念した。	ニフティ	B-1	産業活動関連	
33		孤児著作物の利用の円滑化が世界的な課題である。	JASRAC	C	孤児著作物の利用円滑化	
34①		クラウドサービスに関する課題には現行の権利制限規定やライセンスにより解決できない課題がある。《具体例あり》	日本弁理士会	A-3	産業活動関連	○
34①		デジタル教科書等を学校の生徒が利用できるようにするために、自治体の管理するサーバにデジタル教科書のデータをアップロードする行為を行うことができない。【34①の具体例】	日本弁理士会	C	教育・研究	

34②		アーカイブ機関が、権利者が多数の著作物や孤児著作物について、権利処理負担の大きさからアーカイブを諦めざるを得ない場合がある。また、一度裁判により利用が認められた著作物を別の利用者が利用したい場合に、改めて裁判を受ける必要があり、迅速な利用が困難。	日本弁理士会	C	アーカイブ	
34③		コンテンツ業界において、ライセンサーの倒産や著作権譲渡が起こると、ライセンシーの著作物の継続利用が困難となる。	日本弁理士会	B-1	産業活動関連	
34④		独占的なライセンスに基づいてはライセンシー自身に海賊版に対する差止請求権が認められていないため、著作物等の利用のための（独占的な）ライセンスが十分に活発に行われないおそれがある。	日本弁理士会	B-1	産業活動関連	
35	ア	デジタルコミュニティ放送では画像等の様々なコンテンツを放送できるようになるが、複雑な権利処理が必要になり、リアルタイム流通に支障が出ることが危惧される。	デジタルコミュニケーション放送協議会	A-3	産業活動関連	○
35	イ	デジタルコミュニケーション放送では画像等の様々なコンテンツを放送できるようになるが、複雑な権利処理が必要になり、リアルタイム流通に支障が出ることが危惧される。	デジタルコミュニケーション放送協議会	B-1	産業活動関連	
36①		デジタル教科書の開発・販売を行うにあたって、掲載の許諾が得られない場合や多額の掲載料がかかる場合があり、円滑な制作を行うことができない。	日本文教出版株式会社	C	教育・研究	
36②		デジタル教材の開発・販売を行うにあたって、掲載の許諾が得られない場合や多額の掲載料がかかる場合があり、円滑な制作を行うことができない。	日本文教出版株式会社	A-3	教育・研究	
37		テレビ番組制作において、背景に著作物を付隨的に映り込ませる演出をすることや、ロケで付隨的に著作物が映ることがあるが、著作権侵害リスクを避けるため委縮効果が生じている。	関西テレビ	A-3	その他	
38		公的な記録保存所以外において、放送事業者が、全ての放送番組を永久にアーカイブ保存することができない。	関西テレビ	A-3	アーカイブ	
39	ア	入試問題や教科書に掲載された英語の著作物を、教材に掲載するにあたって、出典調査や許諾に要する経費や掲載の許諾が得られないことにより、利用できない場合がある。		A-3	教育・研究	
39	イ	入試問題や教科書に掲載された英語の著作物を、教材に掲載するにあたって、出典調査や許諾に要する経費や掲載の許諾が得られないことにより、利用できない場合がある。		B-1	教育・研究	
40	ア	事業者が、放送番組をインターネットで同時配信する際、放送と配信で別々に権利処理が必要であり、迅速なコンテンツ提供の支障となっている。	NHK	A-3	産業活動関連	○
40	イ	事業者が、放送番組をインターネットで同時配信する際、放送と配信で別々に権利処理が必要であり、迅速なコンテンツ提供の支障となっている。	NHK	B-1	産業活動関連	
41		TPP交渉により著作権保護期間が延長されると、いわゆる孤児著作物が増加し、コンテンツ流通が阻害される。	NHK	C	TPP	
42		医療系専門学校図書館は、法第31条の「図書館等」に含まれないため、著作物の複写サービス等を行うことができない。	団体名非公示希望	B-1	図書館	
43	ア	民間の教材会社が海外の著作物を教材に利用する場合に、許諾に要する経費や著作権料が高額な場合があり、適正な価格での教材の提供に支障がある。		A-3	教育・研究	
43	イ	民間の教材会社が海外の著作物を教材に利用する場合に、許諾に要する経費や著作権料が高額な場合があり、適正な価格での教材の提供に支障がある。		B-1	教育・研究	
44		看護師・助産師養成の専門学校図書室が令第1条の3の「施設」に該当するかが明らかでなく、複写サービスの運用の統一ができていない。		—		
45①		インターネットのストリーミングによる音楽を店内に流すことについて、JASRACから対価の支払いを求められるため、利用ができず、ビジネスにマイナスである。		B-2	その他	
45②		インターネットで違法にアップロードされているコンテンツについても、宣伝になるものも少なくなく、ダウンロードが違法となるとビジネスの足を引っ張る。		—		
46	ア	日本の文化の国内外への宣伝のため、放送された著作物を個人が加工・配信したい。		A-3	その他	
46	イ	日本の文化の国内外への宣伝のため、放送された著作物を個人が加工・配信したい。		B-1	その他	
47		ある出版物を紹介するために、自分の意見は全く掲載せず、出版物の内容の一部を引用してホームページに掲載したい。		A-3	その他	
48		ゲーム実況動画やMAD動画等の著作物を利用した創作活動について、TPP締結により著作権侵害の非告発罪化や法定損害賠償が導入されると活動が委縮する可能性がある。		C	TPP	

	49	ア	TPP 締結により著作権保護期間の延長、著作権侵害の非親告罪化、法定賠償制度が導入されると、著作物の利用を大きく阻害する。		C	TPP	
	49	イ	TPP 締結により著作権保護期間の延長、著作権侵害の非親告罪化、法定賠償制度が導入されると、著作物の利用を大きく阻害する。		C	TPP	
	50①	ア	TPP 締結により著作権侵害が非親告罪となれば、著作物を利用できない著作権法だけが残る。		C	TPP	
	50①	イ	TPP 締結により著作権侵害が非親告罪となれば、著作物を利用できない著作権法だけが残る。		C	TPP	
	50②		著作権侵害サイトを遮断するシステムが導入されると、恣意的に運用されるおそれがある。		—		
	51①		TPP により著作権法違反が非親告罪化されると、ファンアートやパロディ作品等を掲載する、SNS やブログなどのすでに一般化したサービスが妨げられる。		C	TPP	
	51②		現状の著作権は特にインターネットとの相性が悪い。		—		
	52		報道機関において著作物を利用する場合に、権利制限規定の対象か判断がつかず、利用を控えることがある。		B-1	その他	
	53①		図書館が、視覚障害者が読める形式に複製された著作物を、視覚障害者にメールで送信することができない。		C	障害者	
	53②		図書館のレファレンスサービスにおいて、聴覚障害者に対して著作物を公衆送信することが認められていないため、利用者のニーズに応えることができない。		A-3	障害者	
	54		身体障害等により書物等を支えること等ができない者のために、当該障害者のために必要な方式で、著作物の複製等を行うことができない可能性がある。		C	障害者	
	55①		障害当事者団体において、障害者のために著作物の複製等を行うことができない。		C	障害者	
	55②		児童福祉法上の一定の通所施設等において、障害者のために著作物の複製等を行うことができない。		B-1	障害者	
	56①		学習用参考書として、基本書を多数引用した「教科書のまとめ本」を出版したいが、引用の範囲を超えることが予想されるため許諾なしに出版できない。		A-3	教育・研究	
	56②		私的使用目的でコピーされた本が裁断して転売されているが、現行法では著作権侵害にならない。		—		
	57①		映像や音楽の個人利用（二次利用）、パロディなどの二次創作行為が違法となりうるため、表現の幅が狭められている。		A-2	二次創作	
	57②		販売促進としての音楽や映像を利用しやすくしてほしい。有線などのサービスは販売促進には使い難い。		B-2	その他	
	58	ア	テレビ番組の一部を録画して大学の授業の教材に使用する場合、その映像を学生に自習として見ることを勧めることが困難。		C	教育・研究	
	58	イ	テレビ番組の一部を録画して大学の授業の教材に使用する場合、その映像を学生に自習として見ることを勧めることが困難。		C	教育・研究	
	59	ア	現在の法第 35 条のガイドラインでは、行き過ぎた権利の主張や著作物の利用の可否が曖昧な部分があり、著作物の利用がしにくい。		C	教育・研究	
	59	イ	現在の法第 35 条のガイドラインでは、行き過ぎた権利の主張や著作物の利用の可否が曖昧な部分があり、著作物の利用がしにくい。		C	教育・研究	
	60		医療系専門学校図書館は、法第 31 条の「図書館等」に含まれないため、著作物の複写サービス等を行うことができない。		B-1	図書館	
	61		映画の中でライトアップやイルミネーションを背景に利用したいが、権利制限規定の対象の可否が不明であるため、利用を抑制せざるを得ない。		A-3	その他	
	62		私的領域にとどまる場合でも著作物に変更を加えることが権利侵害となる。		A-3	その他	
	63	ア	TPP 締結により著作権侵害が非親告罪となれば、著作物の二次利用ビジネスや個人レベルの二次利用が全て不可能となる。		C	TPP	
	63	イ	TPP 締結により著作権侵害が非親告罪となれば、著作物の二次利用ビジネスや個人レベルの二次利用が全て不可能となる。		C	TPP	
	64		著作権侵害が非親告罪となれば、パロディや二次創作活動に委縮効果が生まれる。		C	TPP	

65①		サイバーフィジカルシステム（CPS）は、著作物を含む莫大な情報を蓄積し、分析・解析して得た付加価値情報とともに活用するものであり、今後、CPSに類型される多様なビジネスが生まれていくと考えられるが、著作権上の課題がある。《具体例あり》	富士通	A-2	産業活動関連	○
65①		事業者が機械翻訳サービスを行う際、他の著作物を翻訳用例として蓄積する行為や翻訳結果を表示する行為が、権利侵害と評価される可能性がある。【65①の具体例】	富士通	A-2	産業活動関連	○
65②		教員が授業に用いる教材を作成するための素材を事業者が用意してデータベースに蓄積（複製）したり、当該素材を教員や授業を受ける者に対して提供（公衆送信）したりする行為は著作権侵害となる。【65①の具体例】	富士通	A-2	産業活動関連	○
65③		事業者が、障がい者等の情報アクセシビリティ向上のために、第三者の著作物から障がい者等が視聴するデータを作成して障がい者に提供する行為は許容されていない。【65①の具体例】	富士通	A-2	産業活動関連	○
66		教員が自作教材を、教員や授業を受ける者に対して提供するために事業者が用意したデータベースに蓄積（複製）する行為は著作権侵害となる。	富士通	C	産業活動関連	
67		障がい者等の情報アクセシビリティ向上のためのソフトウェア等を企業内において活用することが困難である。	富士通	A-2	産業活動関連	
68		セキュリティ確保や既存のプログラム資産のモダナイズのためにプログラムの調査・解析を行う必要性が高まっているが、そのためのリバース・エンジニアリングの過程で行われるプログラムの複製等が、著作権侵害となる可能性がある。	富士通	A-2	産業活動関連	○
70		事業者が自動翻訳サービスを行う際、他の著作物を翻訳する行為が、権利侵害と評価される可能性がある。	団体名非公表希望	A-2	産業活動関連	○
71①		公的機関が設置する美術館・博物館において、文化財保存を目的とする著作物の複製ができない。	団体名非公表希望	C	アーカイブ	
71②		私企業が設置する美術館・博物館において、文化財保存を目的とする著作物の複製ができない。	団体名非公表希望	B-1	アーカイブ	
71③		文化財アーカイブ化作業のサービスを提供する事業者が行為主体と判断される可能性があるため、複製サービスやクラウド等を用いたロッカーサービスの提供に萎縮してしまう。	団体名非公表希望	B-1	アーカイブ	
72①		教育機関において、第三者の著作物を含む資料等を、授業に使用する目的で複製・配信したり、復習等の目的で閲覧させることができない。	団体名非公表希望	C	教育・研究	
72②		事業者が、教材の複製や送信を行うためのネットワーク環境等のインフラを教育機間に提供することについて、公衆送信等の主体と判断され萎縮効果が働くおそれがある。	団体名非公表希望	B-1	産業活動関連	
73		事業者が、障がい者等の情報アクセシビリティ向上のために、第三者の著作物から障がい者等が視聴するデータを作成して障がい者に提供する行為は許容されていない。	団体名非公表希望	A-2	産業活動関連	○
74		ビッグデータの解析結果提供に伴い、解析結果を補充する物証として原著作物を表示することが、公衆送信権の侵害となる可能性があり、サービス提供の足かせになっているおそれがある。	団体名非公表希望	A-2	産業活動関連	○
75		企業や行政機関におけるペーパーレス化の推進や資料の保管のため、資料の電子化を行う際、第三者著作物が含まれる可能性があり、違法となる可能性がある。また、第三者の著作物を含む資料の電子化作業を事業者が請け負うことができない。	団体名非公表希望	A-3	企業等内の利用	
76		映像業界において、映像作品の基本情報の共有が進んでおらず、著作物の流通促進等に課題がある。	日本シナリオ作家協会	B-1	その他	
77①		路上で撮影した写真、書籍、音楽、美術等、公衆がアクセス可能な情報であってインターネット上にない様々な情報を活用し、利用者の探し情報の所在を提供する「リアル情報等の所在検索サービス」の提供に当たり、著作権法上の課題が生じている。	ヤフー	A-1-1	産業活動関連	○
77②		テキスト、動画、音楽等のさまざまな情報を分析し、その結果を表示する「分析サービス」の提供にあたって、著作権法上の課題が生じる。	ヤフー	A-2	産業活動関連	○
77③		情報分析など、バックエンドで本来の用途とは別の用途でデータを活用するために行う蓄積（複製）について、著作権法上の課題が生じる。	ヤフー	A-1-1	産業活動関連	○
78		事業者が、映像や書籍、音楽などについて、アナログ情報をデジタルデータに変換したり、古くなったメディアを新たなメディアに変換したりする「メディア変換サービス」を現行法下で適法に提供することは困難。	ヤフー	A-2	産業活動関連	

79		ア	TV番組等のインターネットでのリアルタイム配信（ウェブキャスティング）には大量のコンテンツ利用を伴うため、レコード製作者等の個々の権利処理が困難となり、サービスの発展が阻害されている。	ヤフー	A-3	産業活動関連	○
79		イ	TV番組等のインターネットでのリアルタイム配信（ウェブキャスティング）には大量のコンテンツ利用を伴うため、レコード製作者等の個々の権利処理が困難となり、サービスの発展が阻害されている。	ヤフー	B-1	産業活動関連	
80①			商品デザインの企画書等を作成する際、流行の様式を知ることや、既にある著作物と類似しないよう他のデザインを知るために、インターネット上の画像を利用する場合があるが、著作権侵害となる。	女子現代メディア文化研究会	A-3	その他	
80②			デザイナーが営業や自己紹介のために過去にデザインした商品をポートフォリオ（作品集）としてまとめて使用する行為は、当該商品中に第三者からライセンスを受けて用いたイラスト画像等が含まれているものについては、著作権侵害に該当する可能性がある。	女子現代メディア文化研究会	A-3	その他	
80③			著作権侵害が非親告罪となれば、現場を知らない捜査機関の介入により、デザイン業界がかき乱される懸念がある。	女子現代メディア文化研究会	C	TPP	
81			柔軟性の高い権利制限規定は導入すべきではない。	日本映像ソフト協会	—		
82			家庭内視聴用に提供された高品質データを用いた大規模な映画上映が非営利無料で行われるケースがあるが、法（第38条第1項）の予定していた上映形態ではない。	日本国際映画著作権協会	—		
83①	ア		教育機関においてデジタル教科書などのデジタル学習資源を活用する場合、高額な料金や約款等による過剰な制約が求められるため、活用が進まない。その結果、デジタル学習資源ビジネスも発展しない。		C	教育・研究	
83①	イ		教育機関においてデジタル教科書などのデジタル学習資源を活用する場合、高額な料金や約款等による過剰な制約が求められるため、活用が進まない。その結果、デジタル学習資源ビジネスも発展しない。		C	教育・研究	
83②	ア		教員が、授業研究の目的で、教科書や副読本などの他の著作物を利用した授業の映像を、研究会やネットワークにおいて共有することができない。		C	教育・研究	
83②	イ		教員が、授業研究の目的で、教科書や副読本などの他の著作物を利用した授業の映像を、研究会やネットワークにおいて共有することができない。		C	教育・研究	
84			図書館の運営するウェブサイトを通じて、図書をスキャン・OCRしたデータを基に図書を単語で検索可能とするサービスや、当該図書を所蔵している図書館内において当該図書の内容を閲覧可能とするサービスを展開することができない。		A-2	図書館	
85	ア		医学医療分野において、「システムティックレビュー」等のための学術文献の共有や抄録の作成を行うことができない。	情報科学技術協会	A-3	その他	
85	イ		医学医療分野において、「システムティックレビュー」等のための学術文献の共有や抄録の作成を行うことができない。	情報科学技術協会	B-1	その他	
86①			学術文献等著作物が複数の著作権管理団体で管理されており権利処理が煩雑である等の理由により、研究者が円滑に学術文献の複製・電子化を行えない。	情報科学技術協会	B-1	教育・研究	
86②			学術文献等著作物の複製・電子化による活用拡大が不可欠であるが、孤児著作物が減らないことが課題。	情報科学技術協会	C	教育・研究	
86③			著作権管理団体が海外の集中処理機関から業務受託することにより内国民待遇が崩れ、複製権料値上げを図っている。	情報科学技術協会	B-2	教育・研究	
88			図書館において、公的機関が作成した広報資料等の一般に周知させることを目的として作成された著作物であっても、その一部分しか利用者に複写して提供できない。	日本図書館協会	A-1-2	図書館	
89			図書館において、インターネット上の情報をプリントアウトして利用者に提供することができない。	日本図書館協会	A-1-2	図書館	
90	90		既存の著作物のキャラクターや世界観を題材にした二次創作が違法となる場合があることが、二次創作やその流通における障害要因となり得る。		B-1	二次創作	
91			児童福祉法上の放課後等デイサービスを行う施設において、障害者のために著作物の複製等を行うことができない。	高知県視力障害者の生活と権利を守る会	B-1	障害者	
92①			図書館が、蔵書の原文や視覚障害者が読める形式に複製された著作物を、視覚障害者にメールで送信することができない。	ゆいまーる	C	障害者	

92②		図書館等が、聴覚障害者に対して著作物を公衆送信することができない。	ゆいまーる	A-3	障害者	
93		障害当事者団体が障害者のために複製した著作物の複製物を活用してもらいたい。	ゆいまーる	B-2	障害者	
	94	著作物の権利情報が集約されておらず、自由利用可能な著作物に該当するか否かを判断することが困難である。		B-1	その他	
95①	ア	いわゆる自炊代行など、ユーザーが合法的に入手した著作物のデジタル化やアーカイブ化を、有償無償問わず第三者に依頼することができない。	MIAU	A-2	産業活動関連	
95①	イ	いわゆる自炊代行など、ユーザーが合法的に入手した著作物のデジタル化やアーカイブ化を、有償無償問わず第三者に依頼することができない。	MIAU	B-1	産業活動関連	
95②	ア	ユーザーが合法的に入手又は作成したソフトウェアが携帯電話等のOSに対応していない場合、制限を解除してソフトウェアを実行することができない。	MIAU	A-3	その他	
95②	イ	ユーザーが合法的に入手又は作成したソフトウェアが携帯電話等のOSに対応していない場合、制限を解除してソフトウェアを実行することができない。	MIAU	B-2	その他	
95③	ア	教育や批評、セキュリティ検証など、公正かつ必要な複製を行うために、コピーコントロールやアクセスコントロールを回避する行為ができない。	MIAU	C	その他	
95③	イ	教育や批評、セキュリティ検証など、公正かつ必要な複製を行うために、コピーコントロールやアクセスコントロールを回避する行為ができない。	MIAU	B-2	その他	
95④	ア	障害者の情報アクセスのために読み上げ機能や点字変換機能を利用するため、電子書籍のDRMを解除する行為ができない。	MIAU	A-3	障害者	
95④	イ	障害者の情報アクセスのために読み上げ機能や点字変換機能を利用するため、電子書籍のDRMを解除する行為ができない。	MIAU	B-2	障害者	
95⑤	ア	実行にハードウェアドングルが必要なソフトウェアを、サポート切れ等により利用できなくなった場合、ソフトウェアにドングルを回避する改変を行うことができない。	MIAU	A-3	その他	
95⑤	イ	実行にハードウェアドングルが必要なソフトウェアを、サポート切れ等により利用できなくなった場合、ソフトウェアにドングルを回避する改変を行うことができない。	MIAU	B-2	その他	
95⑥	ア	情報公開請求によって開示された行政文書や行政が公開しているデータを、ユーザーがウェブサイトで公開・利用することができない。	MIAU	A-3	その他	
95⑥	イ	情報公開請求によって開示された行政文書や行政が公開しているデータを、ユーザーがウェブサイトで公開・利用することができない。	MIAU	B-1	その他	
95⑦	ア	批評やネットオークション等での販売のため、その商品の写真（書影やジャケット等）を撮影し、ウェブサイト上に掲載することができない。	MIAU	A-1-2	その他	
95⑦	イ	批評やネットオークション等での販売のため、その商品の写真（書影やジャケット等）を撮影し、ウェブサイト上に掲載することができない。	MIAU	B-1	その他	
95⑧	ア	会議資料や取材資料の作成など業務のために著作物を複製することができない。	MIAU	A-3	企業等内での利用	
95⑧	イ	会議資料や取材資料の作成など業務のために著作物を複製することができない。	MIAU	B-1	企業等内での利用	
95⑨	ア	動画等を作成する際に音楽をBGMとして利用したいが、現状の契約モデルでは著作隣接権に係る契約手続が煩雑であり円滑に利用できない。	MIAU	A-3	その他	
95⑨	イ	動画等を作成する際に音楽をBGMとして利用したいが、現状の契約モデルでは著作隣接権に係る契約手續が煩雑であり円滑に利用できない。	MIAU	B-1	その他	
96①		コミケ等における二次創作行為がグレーであることは健全ではない。		A-2	二次創作	
96②		TPP締結により著作権保護期間の延長、著作権侵害の非親告罪化、法定賠償制度が導入された場合、カウンターバランスが必要である。		C	TPP	
97	ア	同人誌の作成などの二次創作行為が違法となってしまう。		A-2	二次創作	
97	イ	同人誌の作成などの二次創作行為が違法となってしまう。		B-1	二次創作	

	98①	孤児著作物の利用円滑化を図ってほしい。万国著作権条約の特例法以前の米国の著作物の利用に課題がある。		C	孤児著作物の利用円滑化	
	98②	翻訳権十年留保の規定から翻訳可能となっている著作物について、「翻訳権」の定義が曖昧。		B-2	その他	
	99	教育機関において、オンデマンド授業を行うことができない。		C	教育・研究	
	100	企業内での著作物の複写を適正に行いたい。		A-3	企業等内の利用	
	101 ア	貴重書、絵画、映画等の文化財を保存のためにデジタル化し再利用のため公開することが重要であるが、日本においては著作権が存続するものや著作者不明のもののデジタル化がほぼ認められない。		A-3	アーカイブ	
	101 イ	貴重書、絵画、映画等の文化財を保存のためにデジタル化し再利用のため公開することが重要であるが、日本においては著作権が存続するものや著作者不明のもののデジタル化がほぼ認められない。		B-1	アーカイブ	
	102 ア	個人で非営利目的で行う場合でも、音楽をインターネット上で公開すると送信可能化権侵害となる恐れがある。		A-3	その他	
	102 イ	個人で非営利目的で行う場合でも、音楽をインターネット上で公開すると送信可能化権侵害となる恐れがある。		B-1	その他	
	103	町内会や職場で必要な会議資料の準備や営業目的での資料作成の際に著作物を複製し、利用することができない。		B-1	企業等内の利用	
	104	図書館が、視覚障害者が読める形式に複製された著作物を、視覚障害者にメールで送信することができない。	日本図書館協会	C	障害者	
	105	身体障害等により書物等を支えること等ができない者のために、当該障害者のために必要な方式で、著作物の複製等を行うことができない可能性がある。	日本図書館協会	C	障害者	
106 ①	ア	法第38条第5項の補償金支払いシステムが存在しないため、法第37条の2により聴覚障害者等のために作成した字幕入り映像を、図書館が聴覚障害者等に貸し出すことができない。	日本図書館協会	C	障害者	
106 ①	イ	法第38条第5項の補償金支払いシステムが存在しないため、法第37条の3により聴覚障害者等のために作成した字幕入り映像を、図書館が聴覚障害者等に貸し出すことができない。	日本図書館協会	C	障害者	
106 ②	ア	聴覚障害者等向けの字幕入り映像資料の公衆送信ができない。現行法では字幕のみの自動公衆送信が認められているが、再生システムの問題等があり有効でない。	日本図書館協会	C	障害者	
106 ②	イ	聴覚障害者等向けの字幕入り映像資料の公衆送信ができない。現行法では字幕のみの自動公衆送信が認められているが、再生システムの問題等があり有効でない。	日本図書館協会	C	障害者	
106 ③	ア	図書館のレファレンスサービスにおいて、聴覚障害者に対して著作物を公衆送信することが認められていないため、利用者のニーズに応えることができない。	日本図書館協会	A-3	障害者	
106 ③	イ	図書館のレファレンスサービスにおいて、聴覚障害者に対して著作物を公衆送信することが認められていないため、利用者のニーズに応えることができない。	日本図書館協会	B-1	障害者	
107	ア	権利者が多数存在するコンテンツの二次利用にあたっては、権利者全員に許諾を求めるることは権利者不明等のためほぼ不可能であり、ソフトパワーの活用の機会が失われている。	角川文化振興財団	C	孤児著作物の利用円滑化	
107	イ	権利者が多数存在するコンテンツの二次利用にあたっては、権利者全員に許諾を求めるることは権利者不明等のためほぼ不可能であり、ソフトパワーの活用の機会が失われている。	角川文化振興財団	C	孤児著作物の利用円滑化	
108 ①	ア	現在又は将来想定できない新しいテクノロジーを用いた新しいビジネスや文化を萎縮させないような法環境を構築するという観点が重要である。《具体例あり》	コモンズフュア	A-3	産業活動関連	○
108 ①	イ	現在又は将来想定できない新しいテクノロジーを用いた新しいビジネスや文化を萎縮させないような法環境を構築するという観点が重要である。《具体例あり》	コモンズフュア	B-2	産業活動関連	
108 ②	ア	企業や大学内において一般的に行われている軽微な複製や改変が違法となってしまう。【108①の具体例】	コモンズフュア	A-2	企業等内の利用	
108 ②	イ	企業や大学内において一般的に行われている企業や大学内における軽微な複製や改変が違法となってしまう。【108①の具体例】	コモンズフュア	B-1	企業等内の利用	

108 ③		ア	非営利の教育機関において、授業を録画して行うビデオ学習、オンデマンド型通信教育、個々の学習者のペースに合わせた個別学習型の教育、学習者同士での教え合い（ピア・ラーニング）における著作物の活用が概ね違法になってしまう。【108①の具体例】	コモンスフ ィア	C	教育・ 研究	
108 ③		イ	非営利の教育機関において、授業を録画して行うビデオ学習、オンデマンド型通信教育、個々の学習者のペースに合わせた個別学習型の教育、学習者同士での教え合い（ピア・ラーニング）における著作物の活用が概ね違法になってしまう。【108①の具体例】	コモンスフ ィア	C	教育・ 研究	
108 ④		ア	教授法の発表や研究、評価、引継ぎ、学期を超えた予習復習、履修科目の難易度の事前調査、及び保護者、寄附講座の寄附者、地域社会又は入学を検討している者などへの授業の様子の伝達などが円滑にできない。【108①の具体例】	コモンスフ ィア	A-3	教育・ 研究	
108 ④		イ	教授法の発表や研究、評価、引継ぎ、学期を超えた予習復習、履修科目の難易度の事前調査、及び保護者、寄附講座の寄附者、地域社会又は入学を検討している者などへの授業の様子の伝達などが円滑にできない。【108①の具体例】	コモンスフ ィア	B-1	教育・ 研究	
108 ⑤		ア	一般的に行われているパロディ、コラージュなど二次創作行為が違法となってしまう。【108①の具体例】	コモンスフ ィア	A-2	二次創 作	
108 ⑤		イ	一般的に行われているパロディ、コラージュなど二次創作行為が違法となってしまう。【108①の具体例】	コモンスフ ィア	B-1	二次創 作	
108 ⑥		ア	実用品に関する法的保護の枠組みが不透明な中で、実用品の3Dデータを個人がアップロードして公開してしまうという支障がある。【108①の具体例】	コモンスフ ィア	A-3	その他	
108 ⑥		イ	実用品に関する法的保護の枠組みが不透明な中で、実用品の3Dデータを個人がアップロードして公開してしまうという支障がある。【108①の具体例】	コモンスフ ィア	B-2	その他	
108 ⑦		ア	オンライン・ブックマーク・サービスでは、ブックマークを行う際ウェブサイトの一部が複製され、形式的には著作権侵害になる。【108①の具体例】	コモンスフ ィア	A-3	産業活 動関連	○
108 ⑦		イ	オンライン・ブックマーク・サービスでは、ブックマークを行う際ウェブサイトの一部が複製され、形式的には著作権侵害になる。【108①の具体例】	コモンスフ ィア	B-2	産業活 動関連	
108 ⑧		ア	Twitter、LINEなどのサービスで公開されている他人のメッセージを転送することが形式上は権利侵害になる。【108①の具体例】	コモンスフ ィア	A-3	その他	
108 ⑧		イ	Twitter、LINEなどのサービスで公開されている他人のメッセージを転送することが形式上は権利侵害になる。【108①の具体例】	コモンスフ ィア	B-1	その他	
108 ⑨		ア	メーリングリスト等で他人のメールに返信する際、それまでの他人のメッセージの履歴を残すことが、形式的には公正な慣行に合致しない等の理由で著作権侵害になると考えることができる。【108①の具体例】	コモンスフ ィア	A-3	その他	
108 ⑨		イ	メーリングリスト等で他人のメールに返信する際、それまでの他人のメッセージの履歴を残すことが、形式的には公正な慣行に合致しない等の理由で著作権侵害になると考えることができる。【108①の具体例】	コモンスフ ィア	B-1	その他	
108 ⑩		ア	討論会、放送番組等で、短文投稿サイト等のメッセージを表示する際、メッセージの発言者が特定できないまま利用されると、形式上氏名表示権侵害となる場合がある。【108①の具体例】	コモンスフ ィア	A-3	その他	
108 ⑩		イ	討論会、放送番組等で、短文投稿サイト等のメッセージを表示する際、メッセージの発言者が特定できないまま利用されると、形式上氏名表示権侵害となる場合がある。【108①の具体例】	コモンスフ ィア	B-1	その他	
108 ⑪		ア	オンラインでサービスを提供する事業者が、108①～⑩に関連して、いわゆる「カラオケ法理」により、権利侵害主体とみなされるおそれがある。【108①の具体例】	コモンスフ ィア	A-3	産業活 動関連	○
108 ⑪		イ	オンラインでサービスを提供する事業者が、108①～⑩に関連して、いわゆる「カラオケ法理」により、権利侵害主体とみなされるおそれがある。【108①の具体例】	コモンスフ ィア	B-1	産業活 動関連	
108 ⑫		ア	クラウド、検索エンジン、その他新しいテクノロジーを利用したビジネスや文化を委縮させる（将来想定される課題）	コモンスフ ィア	A-3	産業活 動関連	○
108 ⑫		イ	クラウド、検索エンジン、その他新しいテクノロジーを利用したビジネスや文化を委縮させる（将来想定される課題）	コモンスフ ィア	B-2	産業活 動関連	
109			著作権法第37条第3項の権利制限規定について、ビジネスの振興を重視するあまり、障害者への合理的配慮が考慮されていない法改正をしないでほしい。	日本図書館 協会	—		

110		大学の学生支援部署が、視覚障害者等や聴覚障害者等のために著作物の複製等を行うことができない。	日本図書館協会	C	障害者	
	111 ①	個人の利用者が、YouTube 等で楽曲を用いて動画を提供する際に、楽曲の著作権処理はできても、実演家の権利や原盤権の処理が簡便に行えない。		A-3	その他	
	111 ①	個人の利用者が、YouTube 等で楽曲を用いて動画を提供する際に、楽曲の著作権処理はできても、実演家の権利や原盤権の処理が簡便に行えない。		B-1	その他	
	111 ②	今後、テレビ番組を録画し、クラウドサービス上に保存、好きな時に視聴するサービスが出てきても、通称まねき TV 事件の最高裁判決を踏まえると、当該サービスを提供する事業者が著作権侵害をしていることになる可能性がある。		B-1	産業活動関連	
	111 ③	電子書籍の購入においては無期限の利用権が認められるのみであるため、業者がサービスを終了した場合、それ以降その書籍を読める保証が担保されていない。		B-2	その他	
	111 ④	電子化されていない書籍の電子化について、業者に代行させることができない。		A-3	その他	
	111 ④	電子化されていない書籍の電子化について、業者に代行させることができない。		B-1	その他	
	112	著作権の非親告罪化により、単純に親告罪条項を削る方式では公正な利用でさえ萎縮を生む危険があり、非親告罪範囲を単純に狭くすると、海賊版の撲滅を望む権利者が非親告罪化の恩恵を受けにくくなる。また、間接侵害が判例により認められているため、非親告罪化した場合、企業等のビジネスの萎縮が進む可能性がある。		C	TPP	
113 ①	ア	デジタルコンテンツの柔軟な利活用と日本コンテンツの海外配信ができていない。《具体例あり》	新経済連盟	A-3	産業活動関連	○
113 ①	イ	デジタルコンテンツの柔軟な利活用と日本コンテンツの海外配信ができていない。《具体例あり》	新経済連盟	B-2	産業活動関連	
113 ②	ア	事業者の行うフォーマット変換がユーザーの私的利用として明文で認められておらず、クラウドなどにおけるセキュリティや通信を担保するためのフォーマット変換や、ビデオやMDなどの古いフォーマットの変換ができない。【113①の具体例】	新経済連盟	A-3	産業活動関連	
113 ②	イ	事業者の行うフォーマット変換がユーザーの私的利用として明文で認められておらず、クラウドなどにおけるセキュリティや通信を担保するためのフォーマット変換や、ビデオやMDなどの古いフォーマットの変換ができない。【113①の具体例】	新経済連盟	B-1	産業活動関連	
113 ③	ア	ネット上におけるニュース映像などを引用したパロディや風刺動画が自由で健全な言論市場を支えているが、日本にはパロディ条項がないので、UGC 動画の成長を阻んでいる。【113①の具体例】	新経済連盟	A-2	二次創作	
113 ③	イ	ネット上におけるニュース映像などを引用したパロディや風刺動画が自由で健全な言論市場を支えているが、日本にはパロディ条項がないので、UGC 動画の成長を阻んでいる。【113①の具体例】	新経済連盟	B-1	二次創作	
113 ④	ア	日本のコンテンツ発信や観光インバウンド等への貢献のため、写真等を撮影して外国語に翻訳して日本文化を発信するサービスが提供できていない。【113①の具体例】	新経済連盟	A-3	産業活動関連	○
113 ④	イ	日本のコンテンツ発信や観光インバウンド等への貢献のため、写真等を撮影して外国語に翻訳して日本文化を発信するサービスが提供できていない。【113①の具体例】	新経済連盟	B-2	産業活動関連	
113 ⑤		デジタル教科書は、現在の制度では「教科用図書」と認められず、権利制限規定が適用されないため、普及がすすまず、デジタル化によってもたらされる新たな教育の可能性が阻害されている。	新経済連盟	C	教育・研究	
114		ユーザーが選択したインターネット上の店舗や美術館の Web ページから店舗等の情報とともに写真データを事業者のデータベースに蓄積し、当該写真データをユーザーに送信するサービスを円滑に提供することができない。	団体名非公表希望	A-3	産業活動関連	○

(2) 分類順

<課題解決方法の内訳>

- ア. ニーズ提出者が権利制限規定の見直しによる対応の検討を求めるもの
- イ. ニーズ提出者が権利制限規定以外の政策手段による対応の検討を求めるもの

<ニーズの分類の内訳>

- ◆権利制限の見直しによる対応の検討を求めるもの
 - A-1-1. ワーキングチームにおいて優先的に検討
 - A-1-2. 優先的な課題の検討を行った後に順次検討
 - A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断
 - A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断
- ◆権利制限以外の政策手段による対応の検討を求めるもの
 - B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討
 - B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断
- ◆その他
 - C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済
 - 著作物等の利用に当たっての課題に該当しない

<知財計画との関連>

知的財産推進計画2015における、新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の検討との関連を指す。

団体	個人	課題 解決 方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財 計画 との 関連
77①			路上で撮影した写真、書籍、音楽、美術等、公衆がアクセス可能な情報であってインターネット上にない様々な情報を活用し、利用者の探す情報の所在を提供する「リアル情報等の所在検索サービス」の提供に当たり、著作権法上の課題が生じている。	ヤフー	A-1-1	産業活動関連	○
77③			情報分析など、バックエンドで本来の用途とは別の用途でデータを活用するために行う蓄積（複製）について、著作権法上の課題が生じる。	ヤフー	A-1-1	産業活動関連	○
88			図書館において、公的機関が作成した広報資料等の一般に周知させることを目的として作成された著作物であっても、その一部分しか利用者に複写して提供できない。	日本図書館協会	A-1-2	図書館	
89			図書館において、インターネット上の情報をプリントアウトして利用者に提供することができない。	日本図書館協会	A-1-2	図書館	
95⑦		ア	批評やネットオークション等での販売のため、その商品の写真（書影やジャケット等）を撮影し、ウェブサイト上に掲載することができない。	MIAU	A-1-2	その他	
	12	ア	二次創作作品をインターネット等で公開することについて著作権法上の問題があるために現に萎縮が生じている。また、二次著作物を他企業のサーバーにアップロードすると、その企業が公衆送信権侵害となるおそれがある。		A-2	二次創作	
	14	ア	教科書や入試問題を二次利用したいが、著作権処理に多大な負荷がかかり、教材として提供できない場合がある。		A-2	教育・研究	
22①		ア	入試問題を利用して教材を作成する場合、過度な権利行使が行われていること、著作物の権利処理に長い期間を要することや使用料が高額であること等により、円滑に受験生や教員に教材を提供できない。	学校法人駿河台学園法務部（著作権担当）	A-2	教育・研究	
	57①		映像や音楽の個人利用（二次利用）、パロディなどの二次創作行為が違法となりうるため、表現の幅が狭められている。		A-2	二次創作	
65①			サイバーフィジカルシステム（CPS）は、著作物を含む莫大な情報を蓄積し、分析・解析して得た付加価値情報とともに活用するものであり、今後、CPSに類型される多様なビジネスが生まれていくと考えられるが、著作権上の課題がある。《具体例あり》	富士通	A-2	産業活動関連	○
65①			事業者が機械翻訳サービスを行う際、他者の著作物を翻訳用例として蓄積する行為や翻訳結果を表示する行為が、権利侵害と評価される可能性がある。【65①の具体例】	富士通	A-2	産業活動関連	○

65②		教員が授業に用いる教材を作成するための素材を事業者が用意してデータベースに蓄積（複製）したり、当該素材を教員や授業を受ける者に対して提供（公衆送信）したりする行為は著作権侵害となる。【65①の具体例】	富士通	A-2	産業活動関連	○
65③		事業者が、障がい者等の情報アクセシビリティ向上のために、第三者の著作物から障がい者等が視聴するデータを作成して障がい者に提供する行為は許容されていない。【65①の具体例】	富士通	A-2	産業活動関連	○
67		障がい者等の情報アクセシビリティ向上のためのソフトウェア等を企業内において活用することが困難である。	富士通	A-2	産業活動関連	
68		セキュリティ確保や既存のプログラム資産のモダナイズのためにプログラムの調査・解析を行う必要性が高まっているが、そのためのリバース・エンジニアリングの過程で行われるプログラムの複製等が、著作権侵害となる可能性がある。	富士通	A-2	産業活動関連	○
70		事業者が自動翻訳サービスを行う際、他者の著作物を翻訳する行為が、権利侵害と評価される可能性がある。	団体名非公表希望	A-2	産業活動関連	○
73		事業者が、障がい者等の情報アクセシビリティ向上のために、第三者の著作物から障がい者等が視聴するデータを作成して障がい者に提供する行為は許容されていない。	団体名非公表希望	A-2	産業活動関連	○
74		ビッグデータの解析結果提供に伴い、解析結果を補充する物証として原著作物を表示することが、公衆送信権の侵害となる可能性があり、サービス提供の足かせになっているおそれがある。	団体名非公表希望	A-2	産業活動関連	○
77②		テキスト、動画、音楽等のさまざまな情報を分析し、その結果を表示する「分析サービス」の提供にあたって、著作権法上の課題が生じる。	ヤフー	A-2	産業活動関連	○
78		事業者が、映像や書籍、音楽などについて、アナログ情報をデジタルデータに変換したり、古くなったメディアを新たなメディアに変換したりする「メディア変換サービス」を現行法下で適法に提供することは困難。	ヤフー	A-2	産業活動関連	
	84	図書館の運営するウェブサイトを通じて、図書をスキャン・OCRしたデータを基に図書を単語で検索可能とするサービスや、当該図書を所蔵している図書館内において当該図書の内容を閲覧可能とするサービスを展開することができない。		A-2	図書館	
95①	ア	いわゆる自炊代行など、ユーザーが合法的に入手した著作物のデジタル化やアーカイブ化を、有償無償問わず第三者に依頼することができない。	MIAU	A-2	産業活動関連	
96①		コミケ等における二次創作行為がグレーであることは健全ではない。		A-2	二次創作	
97	ア	同人誌の作成などの二次創作行為が違法となってしまう。		A-2	二次創作	
108②	ア	企業や大学内において一般的に行われている軽微な複製や改変が違法となってしまう。【108①の具体例】	コモンズファイア	A-2	企業等内での利用	
108⑤	ア	一般的に行われているパロディ、コラージュなど二次創作行為が違法となってしまう。【108①の具体例】	コモンズファイア	A-2	二次創作	
113③	ア	ネット上におけるニュース映像などを引用したパロディや風刺動画が自由で健全な言論市場を支えているが、日本にはパロディ条項がないので、UGC動画の成長を阻んでいる。【113①の具体例】	新経済連盟	A-2	二次創作	
6②		過去のスポーツ中継を動画共有サイトに投稿できず、スポーツ中継が死蔵している。		A-3	その他	
6③		一般人が放送番組をSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じて貸したり譲ったりすると著作権法違反となる。		A-3	その他	
6④		SNSにおいてよく行われている画像著作物の二次利用は違法となっている。		A-3	二次創作	
15	ア	大学図書館において、著作物の「一部分」を超える部分の複製物の利用者への提供が迅速にできない。	国公私立大学図書館協力委員会	A-3	図書館	
20		大学図書館において、著作権管理団体が管理している著作物については、契約等に基づき、図書館間相互協力において著作物を送信することができるが、すべての著作物が権利委託されているわけではなく、権利委託される著作物数に増減もあるため、安定的に送信サービスが実施できない。	国公私立大学図書館協力委員会	A-3	図書館	
21	ア	博士学位論文について機関リポジトリによる公表が原則となったうえ、オープンサイエンスの推進を踏まえて、著作権制度上の対応が必要である。	国公私立大学図書館協力委員会	A-3	教育・研究	

27		ア	我が国のITサービスについて、一定の閾値を超える革新的なモデルは、硬直的な法制度によって萎縮効果が働き進化が止まってしまうということを繰り返している。	モバイル・コンテンツ・フォーラム	A-3	産業活動関連	
28①			新しいサービスが著作物の利活用を促進し且つ権利者の権利を不当に害しないものであっても、現行法の規定から逸脱すれば侵害のおそれがあるため、事業者が萎縮してサービスの提供が困難になる。《具体例あり》	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28③			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた私的複製の支援サービスであるメディア変換サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28④			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた私的複製の支援サービスであるアクセシビリティサービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑤			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた私的複製の支援サービスである個人向け録画視聴サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑥			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスであるプリントサービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑦			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスであるeラーニングサービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑧			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスであるスナップショット・アーカイブに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑨			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスである論文作成・盗作検証支援サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑩			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスである評判分析サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑪			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスである法人向けTV番組検索サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑫			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた仮想化サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動関連	○
28⑬			CPSによるデータ駆動型社会に対応するための制度整備が求められる中、柔軟な規定を欠く現状のままでは、新しいビジネスを創出することについて多大な萎縮効果がもたらされ、ITの技術革新による利益を社会が享受できない場合が出てくる。	JEITA	A-3	産業活動関連	○
30②			大学図書館において、学生のニーズに応じた迅速な利用環境の実現等のため、コンテンツの整理・効果的な保存をすることができない。	九州大学附属図書館	A-3	図書館	
31		ア	Youtubeの動画を通信環境の悪い場所でも途切れずに再生できるよう、動画の一部を予めダウンロードして円滑に視聴させる機能を搭載したスマートフォン向け動画再生アプリを事業者が提供することにつき、合法であるとの確信がもてなかつた。	ニフティ	A-3	産業活動関連	○
32		ア	ユーザーが自宅で録画したテレビ番組を自らの使用するクラウドロッカーにアップロードし、宅外でも視聴できるサービスを事業者が提供することが著作権侵害となるおそれがあるため、断念した。	ニフティ	A-3	産業活動関連	○
34①			クラウドサービスに関する課題には現行の権利制限規定やライセンスにより解決できない課題がある。《具体例あり》	日本弁理士会	A-3	産業活動関連	○
35		ア	デジタルコミュニティ放送では画像等の様々なコンテンツを放送できるようになるが、複雑な権利処理が必要になり、リアルタイム流通に支障が出ることが危惧される。	デジタルコミュニティ放送協議会	A-3	産業活動関連	○

36②		デジタル教材の開発・販売を行うにあたって、掲載の許諾が得られない場合や多額の掲載料がかかる場合があり、円滑な制作を行うことができない。	日本文教出版株式会社	A-3	教育・研究	
37		テレビ番組制作において、背景に著作物を付隨的に映り込ませる演出をすることや、ロケで付隨的に著作物が映ることがあるが、著作権侵害リスクを避けるため委縮効果が生じている。	関西テレビ	A-3	その他	
38		公的な記録保存所以外において、放送事業者が、全ての放送番組を永久にアーカイブ保存することができない。	関西テレビ	A-3	アーカイブ	
	39	ア 入試問題や教科書に掲載された英語の著作物を、教材に掲載するにあたって、出典調査や許諾に要する経費や掲載の許諾が得られないことにより、利用できない場合がある。		A-3	教育・研究	
40		事業者が、放送番組をインターネットで同時配信する際、放送と配信で別々に権利処理が必要であり、迅速なコンテンツ提供の支障となっている。	NHK	A-3	産業活動関連	○
	43	ア 民間の教材会社が海外の著作物を教材に利用する場合に、許諾に要する経費や著作権料が高額な場合があり、適正な価格での教材の提供に支障がある。		A-3	教育・研究	
	46	ア 日本の文化の国内外への宣伝のため、放送された著作物を個人が加工・配信したい。		A-3	その他	
	47	ある出版物を紹介するために、自分の意見は全く掲載せず、出版物の内容の一部を引用してホームページに掲載したい。		A-3	その他	
	53②	図書館のレファレンスサービスにおいて、聴覚障害者に対して著作物を公衆送信することが認められていないため、利用者のニーズに応えることができない。		A-3	障害者	
	56①	学習用参考書として、基本書を多数引用した「教科書のまとめ本」を出版したいが、引用の範囲を超えることが予想されるため許諾なしに出版できない。		A-3	教育・研究	
	61	映画の中でライトアップやイルミネーションを背景に利用したいが、権利制限規定の対象の可否が不明であるため、利用を抑制せざるを得ない。		A-3	その他	
	62	私的領域にとどまる場合でも著作物に変更を加えることが権利侵害となる。		A-3	その他	
75		企業や行政機関におけるペーパーレス化の推進や資料の保管のため、資料の電子化を行う際、第三者著作物が含まれる可能性があり、違法となる可能性がある。また、第三者の著作物を含む資料の電子化作業を事業者が請け負うことができない。	団体名非公表希望	A-3	企業等内での利用	
79	ア	T V番組等のインターネットでのリアルタイム配信（ウェブキャスティング）には大量のコンテンツ利用を伴うため、レコード製作者等の個々の権利処理が困難となり、サービスの発展が阻害されている。	ヤフー	A-3	産業活動関連	○
80①		商品デザインの企画書等を作成する際、流行の様式を知ることや、既にある著作物と類似しないよう他のデザインを知るために、インターネット上の画像を利用する場合があるが、著作権侵害となる。	女子現代メディア文化研究会	A-3	その他	
80②		デザイナーが営業や自己紹介のために過去にデザインした商品をポートフォリオ（作品集）としてまとめて使用する行為は、当該商品中に第三者からライセンスを受けて用いたイラスト画像等が含まれているものについては、著作権侵害に該当する可能性がある。	女子現代メディア文化研究会	A-3	その他	
85	ア	医学医療分野において、「システムティックレビュー」等のための学術文献の共有や抄録の作成を行うことができない。	情報科学技術協会	A-3	その他	
92②		図書館等が、聴覚障害者に対して著作物を公衆送信することができない。	ゆいまーる	A-3	障害者	
95②	ア	ユーザーが合法的に入手又は作成したソフトウェアが携帯電話等のO Sに対応していない場合、制限を解除してソフトウェアを実行することができない。	MIAU	A-3	その他	
95④	ア	障害者の情報アクセスのために読み上げ機能や点字変換機能を利用するため、電子書籍のD R Mを解除する行為がない。	MIAU	A-3	障害者	
95⑤	ア	実行にハードウェアドングルが必要なソフトウェアを、サポート切れ等により利用できなくなった場合、ソフトウェアにドングルを回避する改変を行うことができない。	MIAU	A-3	その他	
95⑥	ア	情報公開請求によって開示された行政文書や行政が公開しているデータを、ユーザーがウェブサイトで公開・利用することができない。	MIAU	A-3	その他	

95⑧		ア	会議資料や取材資料の作成など業務のために著作物を複製することができない。	MIAU	A-3	企業等内での利用	
95⑨		ア	動画等を作成する際に音楽をBGMとして利用したいが、現状の契約モデルでは著作隣接権に係る契約手続が煩雑であり円滑に利用できない。	MIAU	A-3	その他	
	100		企業内での著作物の複写を適正に行いたい。		A-3	企業等内での利用	
	101	ア	貴重書、絵画、映画等の文化財を保存のためにデジタル化し再利用のため公開することが重要であるが、日本においては著作権が存続するものや著作者不明のもののデジタル化がほぼ認められない。		A-3	アーカイブ	
	102	ア	個人で非営利目的で行う場合でも、音楽をインターネット上で公開すると送信可能化権侵害となる恐れがある。		A-3	その他	
106③		ア	図書館のレファレンスサービスにおいて、聴覚障害者に対して著作物を公衆送信することが認められていないため、利用者のニーズに応えることができない。	日本図書館協会	A-3	障害者	
108①		ア	現在又は将来想定できない新しいテクノロジーを用いた新しいビジネスや文化を萎縮させないような法環境を構築するという視点が重要である。《具体例あり》	コモンスフィア	A-3	産業活動関連	○
108④		ア	教授法の発表や研究、評価、引継ぎ、学期を超えた予習復習、履修科目の難易度の事前調査、及び保護者、寄附講座の寄附者、地域社会又は入学を検討している者などへの授業の様子の伝達などが円滑にできない。【108①の具体例】	コモンスフィア	A-3	教育・研究	
108⑥		ア	実用品に関する法的保護の枠組みが不透明な中で、実用品の3Dデータを個人がアップロードして公開してしまうという支障がある。【108①の具体例】	コモンスフィア	A-3	その他	
108⑦		ア	オンライン・ブックマーク・サービスでは、ブックマークを行う際ウェブサイトの一部が複製され、形式的には著作権侵害になる。【108①の具体例】	コモンスフィア	A-3	産業活動関連	○
108⑧		ア	Twitter、LINEなどのサービスで公開されている他人のメッセージを転送することが形式上は権利侵害になる。【108①の具体例】	コモンスフィア	A-3	その他	
108⑨		ア	メーリングリスト等で他人のメールに返信する際、それまでの他人のメッセージの履歴を残すことが、形式的には公正な慣行に合致しない等の理由で著作権侵害になると考えることができる。【108①の具体例】	コモンスフィア	A-3	その他	
108⑩		ア	討論会、放送番組等で、短文投稿サイト等のメッセージを表示する際、メッセージの発言者が特定できないまま利用されると、形式上氏名表示権侵害となる場合がある。【108①の具体例】	コモンスフィア	A-3	その他	
108⑪		ア	オンラインでサービスを提供する事業者が、108①～⑩に関連して、いわゆる「カラオケ法理」により、権利侵害主体とみなされるおそれがある。【108①の具体例】	コモンスフィア	A-3	産業活動関連	○
108⑫		ア	クラウド、検索エンジン、その他新しいテクノロジーを利用したビジネスや文化を委縮させる（将来想定される課題）	コモンスフィア	A-3	産業活動関連	○
	111①	ア	個人の利用者が、YouTube等で楽曲を用いて動画を提供する際に、楽曲の著作権処理はできても、実演家の権利や原盤権の処理が簡便に行えない。		A-3	その他	
	111④	ア	電子化されていない書籍の電子化について、業者に代行させることができない。		A-3	その他	
113①		ア	デジタルコンテンツの柔軟な利活用と日本コンテンツの海外配信ができていない。《具体例あり》	新経済連盟	A-3	産業活動関連	○
113②		ア	事業者の行うフォーマット変換がユーザーの私的利用として明文で認められておらず、クラウドなどにおけるセキュリティや通信を担保するためのフォーマット変換や、ビデオやMDなどの古いフォーマットの変換ができない。【113①の具体例】	新経済連盟	A-3	産業活動関連	
113④		ア	日本のコンテンツ発信や観光インバウンド等への貢献のため、写真等を撮影して外国語に翻訳して日本文化を発信するサービスが提供できていない。【113①の具体例】	新経済連盟	A-3	産業活動関連	○
114			ユーザーが選択したインターネット上の店舗や美術館のWebページから店舗等の情報とともに写真データを事業者のデータベースに蓄積し、当該写真データをユーザーに送信するサービスを円滑に提供することができない。	団体名非公表希望	A-3	産業活動関連	○

	2		アニメ産業等の分野において、個人・企業が「ファングッズ」を制作したいが、著作権の集中管理がされていないため、権利者に個別に許諾を得る必要があり、機動的に販売ができない。		B-1	その他	
5		イ	事業者が、健常者及び障害者向けに書籍を朗読して音声化するビジネスの実施に当たって、(契約処理について)出版社の行動が重く、ビジネスを進展させることができない。	WaveLaboratory	B-1	障害者	
	8		JASRACに信託されている、あるいは管理下にある自己の楽曲をSNS等で利用する際も「自己利用」として無料で使用させてほしい。		B-1	その他	
	10		看護学校の図書室から大学図書館へ文献の複写依頼をした際、著作権法31条を理由に断られることがあり、資料提供の面で不便を感じている。		B-1	図書館	
	12	イ	二次創作作物をインターネット等で公開することについて著作権法上の問題があるために現に萎縮が生じている。また、二次著作物を他企業のサーバーにアップロードすると、その企業が公衆送信権侵害となるおそれがある。		B-1	二次創作	
	14	イ	教科書や入試問題を二次利用したいが、著作権処理に多大な負荷がかかり、教材として提供できない場合がある。		B-1	教育・研究	
15		イ	大学図書館において、著作物の「一部分」を超える部分の複製物の利用者への提供が迅速にできない。	国公私立大学図書館協力委員会	B-1	図書館	
16			大学図書館において、本の付録となっている映像資料を利用者に貸与することができない。	国公私立大学図書館協力委員会	B-1	図書館	
22①		イ	入試問題を利用して教材を作成する場合、過度な権利行使が行われていること、著作物の権利処理に長い期間を要することや使用料が高額であること等により、円滑に受験生や教員に教材を提供できない。	学校法人駿河台学園法務部(著作権担当)	B-1	教育・研究	
24		イ	日本語研究用データベース(コーパス)を編纂・公開するにあたり、多くの権利者不明の著作物の利用が必要となる。		B-1	教育・研究	
	26		看護学校の図書室は、法第31条の「図書館等」に含まれないため、学生・教職員が必要とする所蔵していない文献コピーの取り寄せが困難。また、学術機関の図書室等への文献複写サービスができない。		B-1	図書館	
31		イ	Youtubeの動画を通信環境の悪い場所でも途切れずに再生できるよう、動画の一部を予めダウンロードして円滑に視聴させる機能を搭載したスマートフォン向け動画再生アプリを事業者が提供することにつき、合法であるとの確信がもてなかつた。	ニフティ	B-1	産業活動関連	
32		イ	ユーザーが自宅で録画したテレビ番組を自らの使用するクラウドロッカーにアップロードし、宅外でも視聴できるサービスを事業者が提供することが著作権侵害となるおそれがあるため、断念した。	ニフティ	B-1	産業活動関連	
34③			コンテンツ業界において、ライセンサーの倒産や著作権譲渡が起こると、ライセンシーの著作物の継続利用が困難となる。	日本弁理士会	B-1	産業活動関連	
34④			独占的なライセンスに基づいてはライセンシー自身に海賊版に対する差止請求権が認められていないため、著作物等の利用のための(独占的な)ライセンスが十分に活発に行われないおそれがある。	日本弁理士会	B-1	産業活動関連	
35		イ	デジタルコミュニティ放送では画像等の様々なコンテンツを放送できるようになるが、複雑な権利処理が必要になり、リアルタイム流通に支障が出ることが危惧される。	デジタルコミュニティ放送協議会	B-1	産業活動関連	
	39	イ	入試問題や教科書に掲載された英語の著作物を、教材に掲載するにあたって、出典調査や許諾に要する経費や掲載の許諾が得られないことにより、利用できない場合がある。		B-1	教育・研究	
40		イ	事業者が、放送番組をインターネットで同時配信する際、放送と配信で別々に権利処理が必要であり、迅速なコンテンツ提供の支障となっている。	NHK	B-1	産業活動関連	
42			医療系専門学校図書館は、法第31条の「図書館等」に含まれないため、著作物の複写サービス等を行うことができない。	団体名非公表希望	B-1	図書館	
	43	イ	民間の教材会社が海外の著作物を教材に利用する場合に、許諾に要する経費や著作権料が高額な場合があり、適正な価格での教材の提供に支障がある。		B-1	教育・研究	
	46	イ	日本の文化の国内外への宣伝のため、放送された著作物を個人が加工・配信したい。		B-1	その他	
	52		報道機関において著作物を利用する場合に、権利制限規定の対象が判断がつかず、利用を控えることがある。		B-1	その他	
	55②		児童福祉法上の一定の通所施設等において、障害者のために著作物の複製等を行うことができない。		B-1	障害者	

	60		医療系専門学校図書館は、法第31条の「図書館等」に含まれないため、著作物の複写サービス等を行うことができない。		B-1	図書館	
71②			私企業が設置する美術館・博物館において、文化財保存を目的とする著作物の複製ができない。	団体名非公表希望	B-1	アーカイブ	
71③			文化財アーカイブ化作業のサービスを提供する事業者が行為主体と判断される可能性があるため、複製サービスやクラウド等を用いたロッカーサービスの提供に萎縮してしまう。	団体名非公表希望	B-1	アーカイブ	
72②			事業者が、教材の複製や送信を行うためのネットワーク環境等のインフラを教育機関に提供することについて、公衆送信等の主体と判断され萎縮効果が働くおそれがある。	団体名非公表希望	B-1	産業活動関連	
76			映像業界において、映像作品の基本情報の共有が進んでおらず、著作物の流通促進等に課題がある。	日本シナリオ作家協会	B-1	その他	
79	イ		T V番組等のインターネットでのリアルタイム配信（ウェブキャスティング）には大量のコンテンツ利用を伴うため、レコード製作等の個々の権利処理が困難となり、サービスの発展が阻害されている。	ヤフー	B-1	産業活動関連	
85	イ		医学医療分野において、「システムティックレビュー」等のための学術文献の共有や抄録の作成を行うことができない。	情報科学技術協会	B-1	その他	
86①			学術文献等著作物が複数の著作権管理団体で管理されており権利処理が煩雑である等の理由により、研究者が円滑に学術文献の複製・電子化を行えない。	情報科学技術協会	B-1	教育・研究	
	90		既存の著作物のキャラクターや世界観を題材にした二次創作が違法となる場合があることが、二次創作やその流通における阻害要因となり得る。		B-1	二次創作	
91			児童福祉法上の放課後等デイサービスを行う施設において、障害者のために著作物の複製等を行うことができない。	高知県視力障害者的生活と権利を守る会	B-1	障害者	
	94		著作物の権利情報が集約されておらず、自由利用可能な著作物に該当するか否かを判断することが困難である。		B-1	その他	
95①	イ		いわゆる自炊代行など、ユーザーが合法的に入手した著作物のデジタル化やアーカイブ化を、有償無償問わず第三者に依頼することができない。	MIAU	B-1	産業活動関連	
95⑥	イ		情報公開請求によって開示された行政文書や行政が公開しているデータを、ユーザーがウェブサイトで公開・利用することができない。	MIAU	B-1	その他	
95⑦	イ		批評やネットオークション等での販売のため、その商品の写真（書影やジャケット等）を撮影し、ウェブサイト上に掲載することができない。	MIAU	B-1	その他	
95⑧	イ		会議資料や取材資料の作成など業務のために著作物を複製することができない。	MIAU	B-1	企業等内での利用	
95⑨	イ		動画等を作成する際に音楽をBGMとして利用したいが、現状の契約モデルでは著作隣接権に係る契約手続が煩雑であり円滑に利用できない。	MIAU	B-1	その他	
	97	イ	同人誌の作成などの二次創作行為が違法となってしまう。		B-1	二次創作	
	101	イ	貴重書、絵画、映画等の文化財を保存のためにデジタル化し再利用のため公開することが重要であるが、日本においては著作権が存続するものや著作者不明のもののデジタル化がほぼ認められない。		B-1	アーカイブ	
	102	イ	個人で非営利目的で行う場合でも、音楽をインターネット上で公開すると送信可能化権侵害となる恐れがある。		B-1	その他	
	103		町内会や職場で必要な会議資料の準備や営業目的での資料作成の際に著作物を複製し、利用することができない。		B-1	企業等内での利用	
106③	イ		図書館のレファレンスサービスにおいて、聴覚障害者に対して著作物を公衆送信することが認められていないため、利用者のニーズに応えることができない。	日本図書館協会	B-1	障害者	
108②	イ		企業や大学内において一般的に行われている企業や大学内における軽微な複製や改変が違法となってしまう。【108①の具体例】	コモンズフィア	B-1	企業等内での利用	
108④	イ		教授法の発表や研究、評価、引継ぎ、学期を超えた予習復習、履修科目の難易度の事前調査、及び保護者、寄附講座の寄附者、地域社会又は入学を検討している者などへの授業の様子の伝達などが円滑にできない。【108①の具体例】	コモンズフィア	B-1	教育・研究	
108⑤	イ		一般的に行われているパロディ、コラージュなど二次創作行為が違法となってしまう。【108①の具体例】	コモンズフィア	B-1	二次創作	

108 ⑧		イ	Twitter、LINEなどのサービスで公開されている他人のメッセージを転送することが形式上は権利侵害になる。【108①の具体例】	コモンスフィア	B-1	その他	
108 ⑨		イ	メーリングリスト等で他人のメールに返信する際、それまでの他人のメッセージの履歴を残すことが、形式的には公正な慣行に合致しない等の理由で著作権侵害になると考えることができる。【108①の具体例】	コモンスフィア	B-1	その他	
108 ⑩		イ	討論会、放送番組等で、短文投稿サイト等のメッセージを表示する際、メッセージの発言者が特定できないまま利用されると、形式上氏名表示権侵害となる場合がある。【108①の具体例】	コモンスフィア	B-1	その他	
108 ⑪		イ	オンラインでサービスを提供する事業者が、108①～⑩に関連して、いわゆる「カラオケ法理」により、権利侵害主体とみなされるおそれがある。【108①の具体例】	コモンスフィア	B-1	産業活動関連	
111 ①		イ	個人の利用者が、YouTube等で楽曲を用いて動画を提供する際に、楽曲の著作権処理はできても、実演家の権利や原盤権の処理が簡便に行えない。		B-1	その他	
111 ②			今後、テレビ番組を録画し、クラウドサービス上に保存、好きな時に視聴するサービスが出てきても、通称まねきTV事件の最高裁判決を踏まえると、当該サービスを提供する事業者が著作権侵害をしていることになる可能性がある。		B-1	産業活動関連	
111 ④		イ	電子化されていない書籍の電子化について、業者に代行させることができない。		B-1	その他	
113 ②		イ	事業者の行うフォーマット変換がユーザーの私的利用として明文で認められておらず、クラウドなどにおけるセキュリティや通信を担保するためのフォーマット変換や、ビデオやMDなどの古いフォーマットの変換ができない。【113①の具体例】	新経済連盟	B-1	産業活動関連	
113 ③		イ	ネット上におけるニュース映像などを引用したパロディや風刺動画が自由で健全な言論市場を支えているが、日本にはパロディ条項がないので、UGC動画の成長を阻んでいる。【113①の具体例】	新経済連盟	B-1	二次創作	
21		イ	博士学位論文について機関リポジトリによる公表が原則となつたうえ、オープンサイエンスの推進を踏まえて、著作権制度上の対応が必要である。	国公私立大学図書館協力委員会	B-2	教育・研究	
25①			利用許諾を受けたライセンサーには物権的権利が与えられておらず、第三者の利用を差し止めることができない。	東京都行政書士会	B-2	産業活動関連	
27		イ	我が国のITサービスについて、一定の閾値を超える革新的なモデルは、硬直的な法制度によって萎縮効果が働き進化が止まってしまうということを繰り返している。	モバイル・コンテンツ・フォーラム	B-2	産業活動関連	
45①			インターネットのストリーミングによる音楽を店内に流すことについて、JASRACから対価の支払いを求められるため、利用ができず、ビジネスにマイナスである。		B-2	その他	
57②			販売促進としての音楽や映像を利用しやすくしてほしい。有線などのサービスは販売促進には使い難い。		B-2	その他	
86③			著作権管理団体が海外の集中処理機関から業務受託することにより内国民待遇が崩れ、複製権料値上げを図っている。	情報科学技術協会	B-2	教育・研究	
93			障害当事者団体が障害者のために複製した著作物の複製物を活用してもらいたい。	ゆいまーる	B-2	障害者	
95②		イ	ユーザーが合法的に入手又は作成したソフトウェアが携帯電話等のOSに対応していない場合、制限を解除してソフトウェアを実行することができない。	MIAU	B-2	その他	
95③		イ	教育や批評、セキュリティ検証など、公正かつ必要な複製を行うために、コピー・コントロールやアクセスコントロールを回避する行為ができない。	MIAU	B-2	その他	
95④		イ	障害者の情報アクセスのために読み上げ機能や点字変換機能を利用するため、電子書籍のDRMを解除する行為ができない。	MIAU	B-2	障害者	
95⑤		イ	実行にハードウェアドングルが必要なソフトウェアを、サポート切れ等により利用できなくなった場合、ソフトウェアにドングルを回避する改変を行うことができない。	MIAU	B-2	その他	
98②			翻訳権十年留保の規定から翻訳可能となっている著作物について、「翻訳権」の定義が曖昧。		B-2	その他	
108 ①		イ	現在又は将来想定できない新しいテクノロジーを用いた新しいビジネスや文化を萎縮させないような法環境を構築するという視点が重要である。《具体例あり》	コモンスフィア	B-2	産業活動関連	
108 ⑥		イ	実用品に関する法的保護の枠組みが不透明な中で、実用品の3Dデータを個人がアップロードして公開してしまうという支障がある。【108①の具体例】	コモンスフィア	B-2	その他	

108 ⑦		イ	オンライン・ブックマーク・サービスでは、ブックマークを行なう際ウェブサイトの一部が複製され、形式的には著作権侵害になる。【108①の具体例】	コモンスフィア	B-2	産業活動関連	
108 ⑫		イ	クラウド、検索エンジン、その他新しいテクノロジーを利用したビジネスや文化を委縮させる（将来想定される課題）	コモンスフィア	B-2	産業活動関連	
	111 ③		電子書籍の購入においては無期限の利用権が認められるのみであるため、業者がサービスを終了した場合、それ以降その書籍を読める保証が担保されていない。		B-2	その他	
113 ①		イ	デジタルコンテンツの柔軟な利活用と日本コンテンツの海外配信ができるない。《具体例あり》	新経済連盟	B-2	産業活動関連	
113 ④		イ	日本のコンテンツ発信や観光インバウンド等への貢献のため、写真等を撮影して外国語に翻訳して日本文化を発信するサービスが提供できていない。【113①の具体例】	新経済連盟	B-2	産業活動関連	
	1	ア	講義音声・動画のネット配信にあたり、著作権処理費を抑えるため、配信対象を受講者に限る必要がある。過去動画のアーカイブの公開や、公開対象を受講者に限定しない形での公開（MOOCSでの公開）は困難。また、教育機関が独自に教材を作成した場合でも、著作権抵触の可能性を考慮して原則授業受講者のみの公開とすることもあり得る。		C	教育・研究	
	1	イ	講義音声・動画のネット配信にあたり、著作権処理費を抑えるため、配信対象を受講者に限る必要がある。過去動画のアーカイブの公開や、公開対象を受講者に限定しない形での公開（MOOCsでの公開）は困難。また、教育機関が独自に教材を作成した場合でも、著作権抵触の可能性を考慮して原則授業受講者のみの公開とすることもあり得る。		C	教育・研究	
5		ア	事業者が、健常者及び障害者向けに書籍を朗読して音声化するビジネスの実施に当たって、（契約処理について）出版社の行動が重く、ビジネスを進展させることができない。	WaveLaboratory	C	障害者	
6①			著作権侵害罪を非親告罪化すると二次創作が危うくなる。		C	TPP	
	9		テレビ番組における聴覚障害者への情報保証のため、字幕が付与されなかった番組の字幕を、福祉団体に属さない個人が作成する行為が、複製権侵害となってしまう。		C	障害者	
	11		マンガ、アニメ等の著作物を題材とした二次創作行為について非親告罪化により起訴されるおそれがあり、同人とそれに関連する企業等が萎縮すると思われる。		C	TPP	
	13	ア	TPPが締結されると、著作権の非親告罪化がなされ、漫画、小説、音楽、映画等の著作物の二次利用、特に日本で盛んな引用、パロディ同人作品等のファンアートの利用が根本から変わってしまう。		C	TPP	
	13	イ	TPPが締結されると、著作権の非親告罪化がなされ、漫画、小説、音楽、映画等の著作物の二次利用、特に日本で盛んな引用、パロディ同人作品等のファンアートの利用が根本から変わってしまう。		C	TPP	
17			学術分野における研究等は先行研究が基礎となっていることから、TPP交渉について報道されている著作権侵害の非親告罪化は、研究活動等に影響を及ぼしかねない。	国公私立大学図書館協力委員会	C	TPP	
18			TPP交渉について報道されている著作権の保護期間延長は過去の著作物を掘り起こしてきた青空文庫などの活動に大きな影響を与えるほか、いわゆる孤児作品を増やすことになる。	国公私立大学図書館協力委員会	C	TPP	
19		ア	大学においてe-learning用の教材作成時に利用する著作物について、著作権者との連絡がとれないことが少なくなく、また、著作物によっては許諾が得られないこともある。	国公私立大学図書館協力委員会	C	教育・研究	
19		イ	大学においてe-learning用の教材作成時に利用する著作物について、著作権者との連絡がとれないことが少なくなく、また、著作物によっては許諾が得られないもある。	国公私立大学図書館協力委員会	C	教育・研究	
22②			入試問題を授業で教材として利用する際、事後に著作権処理を行うケースがあるが、TPPにより非親告罪化や法定賠償金制度が導入されれば、リスクの高まりから提供ができなくなる。	学校法人駿河台学園法務部（著作権担当）	C	TPP	
23①			デジタル教科書が、法33条の「教科用図書」に含まれていないため、デジタル教科書の制作が進まないおそれがある。	デジタル教科書教材協議会	C	教育・研究	
23②			教育機関において、ICTを用いた反転授業など、教室外の授業のために著作物を複製する必要性が生じている。	デジタル教科書教材協議会	C	教育・研究	
	24	イ	日本語研究用データベース（コーパス）を編纂・公開するにあたり、多くの権利者不明の著作物の利用が必要となる。		C	教育・研究	
28②			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた私的複製の支援サービスであるクラウド・サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	C	産業活動関連	

29		高等教育機関において、反転学習等に対応したオンライン教育や、教員がある授業用に作成した教材を別の授業で利用するためサーバーに保存することや別の教員がその教材を利用することができない。	九州大学附属図書館、同附属図書館付設教材開発センター	C	教育・研究	
30①		大学図書館において、施設狭隘化への対応等のため、コンテンツの整理・効果的な保存をすることができない。	九州大学附属図書館	C	図書館	
33		孤児著作物の利用の円滑化が世界的な課題である。	JASRAC	C	孤児著作物の利用円滑化	
34①		デジタル教科書等を学校の生徒が利用できるようにするために、自治体の管理するサーバにデジタル教科書のデータをアップロードする行為を行うことができない。【34②の具体例】	日本弁理士会	C	教育・研究	
34②		アーカイブ機関が、権利者が多数の著作物や孤児著作物について、権利処理負担の大きさからアーカイブを諦めざるを得ない場合がある。また、一度裁判により利用が認められた著作物を別の利用者が利用したい場合に、改めて裁判を受ける必要があり、迅速な利用が困難。	日本弁理士会	C	アーカイブ	
36①		デジタル教科書の開発・販売を行うにあたって、掲載の許諾が得られない場合や多額の掲載料がかかる場合があり、円滑な制作を行うことができない。	日本文教出版株式会社	C	教育・研究	
41		TPP交渉により著作権保護期間が延長されると、いわゆる孤児著作物が増加し、コンテンツ流通が阻害される。	NHK	C	TPP	
	48	ゲーム実況動画やMAD動画等の著作物を利用した創作活動について、TPP締結により著作権侵害の非親告罪化や法定損害賠償が導入されると活動が委縮する可能性がある。		C	TPP	
	49	ア TPP締結により著作権保護期間の延長、著作権侵害の非親告罪化、法定賠償制度が導入されると、著作物の利用を大きく阻害する。		C	TPP	
	49	イ TPP締結により著作権保護期間の延長、著作権侵害の非親告罪化、法定賠償制度が導入されると、著作物の利用を大きく阻害する。		C	TPP	
50①	ア	TPP締結により著作権侵害が非親告罪となれば、著作物を利用できない著作権法だけが残る。		C	TPP	
50①	イ	TPP締結により著作権侵害が非親告罪となれば、著作物を利用できない著作権法だけが残る。		C	TPP	
51①		TPPにより著作権法違反が非親告罪化されると、ファンアートやパロディ作品等を掲載する、SNSやブログなどのすでに一般化したサービスが妨げられる。		C	TPP	
53①		図書館が、視覚障害者が読める形式に複製された著作物を、視覚障害者にメールで送信することができない。		C	障害者	
54		身体障害等により書物等を支えること等ができる者のために、当該障害者のために必要な方式で、著作物の複製等を行うことができない可能性がある。		C	障害者	
55①		障害当事者団体において、障害者のために著作物の複製等を行うことができない。		C	障害者	
58	ア	テレビ番組の一部を録画して大学の授業の教材に使用する場合、その映像を学生に自習として見ることを勧めることが困難。		C	教育・研究	
58	イ	テレビ番組の一部を録画して大学の授業の教材に使用する場合、その映像を学生に自習として見ることを勧めることが困難。		C	教育・研究	
59	ア	現在の法第35条のガイドラインでは、行き過ぎた権利の主張や著作物の利用の可否が曖昧な部分があり、著作物の利用がしにくい。		C	教育・研究	
59	イ	現在の法第35条のガイドラインでは、行き過ぎた権利の主張や著作物の利用の可否が曖昧な部分があり、著作物の利用がしにくい。		C	教育・研究	
63	ア	TPP締結により著作権侵害が非親告罪となれば、著作物の二次利用ビジネスや個人レベルの二次利用が全て不可能となる。		C	TPP	
63	イ	TPP締結により著作権侵害が非親告罪となれば、著作物の二次利用ビジネスや個人レベルの二次利用が全て不可能となる。		C	TPP	
64		著作権侵害が非親告罪となれば、パロディや二次創作活動に委縮効果が生まれる。		C	TPP	
66		教員が自作教材を、教員や授業を受ける者に対して提供するために事業者が用意したデータベースに蓄積（複製）する行為は著作権侵害となる。	富士通	C	産業活動関連	

71①		公的機関が設置する美術館・博物館において、文化財保存を目的とする著作物の複製ができない。	団体名非公表希望	C	アーカイブ	
72①		教育機関において、第三者の著作物を含む資料等を、授業に使用する目的で複製・配信したり、復習等の目的で閲覧させることができない。	団体名非公表希望	C	教育・研究	
80③		著作権侵害が非親告罪となれば、現場を知らない検査機関の介入により、デザイン業界が書き乱される懸念がある。	女子現代メディア文化研究会	C	TPP	
83①	ア	教育機関においてデジタル教科書などのデジタル学習資源を活用する場合、高額な料金や約款等による過剰な制約が求められるため、活用が進まない。その結果、デジタル学習資源ビジネスも発展しない。		C	教育・研究	
83①	イ	教育機関においてデジタル教科書などのデジタル学習資源を活用する場合、高額な料金や約款等による過剰な制約が求められるため、活用が進まない。その結果、デジタル学習資源ビジネスも発展しない。		C	教育・研究	
83②	ア	教員が、授業研究の目的で、教科書や副読本などの他者の著作物を利用した授業の映像を、研究会やネットワークにおいて共有することができない。		C	教育・研究	
83②	イ	教員が、授業研究の目的で、教科書や副読本などの他者の著作物を利用した授業の映像を、研究会やネットワークにおいて共有することができない。		C	教育・研究	
86②		学術文献等著作物の複製・電子化による活用拡大が不可欠であるが、孤児著作物が減らないことが課題。	情報科学技術協会	C	教育・研究	
92①		図書館が、蔵書の原文や視覚障害者が読める形式に複製された著作物を、視覚障害者にメールで送信することができない。	ゆいまーる	C	障害者	
95③	ア	教育や批評、セキュリティ検証など、公正かつ必要な複製を行うために、コピーコントロールやアクセスコントロールを回避する行為ができない。	MIAU	C	その他	
96②		TPP締結により著作権保護期間の延長、著作権侵害の非親告罪化、法定賠償制度が導入された場合、カウンターバランスが必要である。		C	TPP	
98①		孤児著作物の利用円滑化を図ってほしい。万国著作権条約の特例法以前の米国の著作物の利用に課題がある。		C	孤児著作物の利用円滑化	
99		教育機関において、オンデマンド授業を行うことができない。		C	教育・研究	
104		図書館が、視覚障害者が読める形式に複製された著作物を、視覚障害者にメールで送信することができない。	日本図書館協会	C	障害者	
105		身体障害等により書物等を支えること等ができるない者のために、当該障害者のために必要な方式で、著作物の複製等を行うことができない可能性がある。	日本図書館協会	C	障害者	
106①	ア	法第38条第5項の補償金支払いシステムが存在しないため、法第37条の2により聴覚障害者等のために作成した字幕入り映像を、図書館が聴覚障害者等に貸し出すことができない。	日本図書館協会	C	障害者	
106①	イ	法第38条第5項の補償金支払いシステムが存在しないため、法第37条の3により聴覚障害者等のために作成した字幕入り映像を、図書館が聴覚障害者等に貸し出すことができない。	日本図書館協会	C	障害者	
106②	ア	聴覚障害者等向けの字幕入り映像資料の公衆送信ができない。現行法では字幕のみの自動公衆送信が認められているが、再生システムの問題等があり有効でない。	日本図書館協会	C	障害者	
106②	イ	聴覚障害者等向けの字幕入り映像資料の公衆送信ができない。現行法では字幕のみの自動公衆送信が認められているが、再生システムの問題等があり有効でない。	日本図書館協会	C	障害者	
107	ア	権利者が多数存在するコンテンツの二次利用にあたっては、権利者全員に許諾を求めるることは権利者不明等のためほぼ不可能であり、ソフトパワーの活用の機会が失われている。	角川文化振興財団	C	孤児著作物の利用円滑化	
107	イ	権利者が多数存在するコンテンツの二次利用にあたっては、権利者全員に許諾を求めるることは権利者不明等のためほぼ不可能であり、ソフトパワーの活用の機会が失われている。	角川文化振興財団	C	孤児著作物の利用円滑化	
108③	ア	非営利の教育機関において、授業を録画して行うビデオ学習、オンライン型通信教育、個々の学習者のペースに合わせた個別学習型の教育、学習者同士での教え合い（ピア・ラーニング）における著作物の活用が概ね違法になってしまふ。【108①の具体例】	コモンズファイア	C	教育・研究	

108 ③		イ	非営利の教育機関において、授業を録画して行うビデオ学習、オンデマンド型通信教育、個々の学習者のペースに合わせた個別学習型の教育、学習者同士での教え合い（ピア・ラーニング）における著作物の活用が概ね違法になってしまう。【108①の具体例】	コモンスファイア	C	教育・研究	
110			大学の学生支援部署が、視覚障害者等や聴覚障害者等のために著作物の複製等を行うことができない。	日本図書館協会	C	障害者	
	112		著作権の非親告罪化により、単純に親告罪条項を削る方式では公正な利用でさえ萎縮を生む危険があり、非親告罪範囲を単純に狭くすると、海賊版の撲滅を望む権利者が非親告罪化の恩恵を受けにくくなる。また、間接侵害が判例により認められているため、非親告罪化した場合、企業等のビジネスの萎縮が進む可能性がある。		C	TPP	
113 ⑤			デジタル教科書は、現在の制度では「教科用図書」と認められず、権利制限規定が適用されないため、普及がすすまず、デジタル化によってもたらされる新たな教育の可能性が阻害されている。	新経済連盟	C	教育・研究	
団体	個人	課題解決方法	意見等	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
3①			著作権の保護期間を著作者の死後20年に短縮してほしい。		—		
3②			非親告罪化を導入すべきではない。		—		
4			他人が動画投稿サイトに投稿した動画を、許諾なくまとめサイトにリンクの形で表示されることで、動画の権利者のビジネスに影響が生じるおそれがある。		—		
7			一部のまとめサイトやパирアルメディアは著作権を侵害している。		—		
25②			著作物一般の登録制度に関して、創作の登録が認められていない。	東京都行政書士会	—		
44			看護師・助産師養成の専門学校図書室が令第1条の3の「施設」に該当するかが明らかでなく、複写サービスの運用の統一ができていない。		—		
45②			インターネットで違法にアップロードされているコンテンツについても、宣伝になるものも少なくなく、ダウンロードが違法となるとビジネスの足を引っ張る。		—		
50②			著作権侵害サイトを遮断するシステムが導入されると、意的に運用されるおそれがある。		—		
51②			現状の著作権は特にインターネットとの相性が悪い。		—		
56②			私的使用目的でコピーされた本が裁断して転売されているが、現行法では著作権侵害にならない。		—		
81			柔軟性の高い権利制限規定は導入すべきではない。	日本映像ソフト協会	—		
82			家庭内視聴用に提供された高品質データを用いた大規模な映画上映が非営利無料で行われるケースがあるが、法（第38条第1項）の予定していた上映形態ではない。	日本国際映画著作権協会	—		
109			著作権法第37条第3項の権利制限規定について、ビジネスの振興を重視するあまり、障害者への合理的配慮が考慮されていない法改正をしないでほしい。	日本図書館協会	—		

2. 調査研究「著作物の利用状況と著作権意識等に関する調査」概要

以下は、調査研究において実施したアンケート調査の結果のうち、本報告書III 3. (1)において紹介している主な事項に関するものを抜粋したものである。アンケート調査結果についての詳細は、調査研究の報告書¹⁰⁶に掲げている。

○権利制限の規定ぶりに応じた事業展開のしやすさ

問：貴社（又は貴団体）は、著作者の許諾なしに他人の著作物を適法に使用できる範囲を法律で定める仕組みとして以下の A から D のようなものがあるとした場合に、それぞれの仕組みについて、実際の事業展開は現在と比べてどの程度しやすくなると思いますか。

- ① 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示す方法
- ② 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるようにする方法
- ③ 適法となるサービスの類型や条件を一定程度抽象的に示す方法
- ④ 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示さず、判断要素とともに抽象的に示す方法

【企業】

【利用者団体】

	非常にしやすくなると思う	ややしやすくなると思う	どちらともいえない	あまりしやすくなると思う	全くしやすくなると思う		非常にしやすくなると思う	ややしやすくなると思う	どちらともいえない	あまりしやすくなると思う	全くしやすくなると思う	
①	22.5	42.2		28.0	6.1	①	40.5	42.0		15.0	3.6	
②	18.3	50.3		25.9	5.1	②	30.1	42.0		21.9	5.6	
③	5.1	27.7		44.5	19.8	③	12.2	22.1		37.3	22.6	5.8
④	3.2	13.8		40.6	27.7	④	6.8	12.6		36.7	29.8	14.2

	回答数 %	非常にしやすくなると思う	ややしやすくなると思う	どちらともいえない	あまりしやすくなると思う	全くしやすくなると思う
①	472 100.0%	106 22.5%	199 42.2%	132 28.0%	29 6.1%	6 1.3%
②	471 100.0%	86 18.3%	237 50.3%	122 25.9%	24 5.1%	2 0.4%
③	470 100.0%	24 5.1%	130 27.7%	209 44.5%	93 19.8%	14 3.0%
④	470 100.0%	15 3.2%	65 13.8%	191 40.6%	130 27.7%	69 14.7%

	回答数 %	非常にしやすくなると思う	ややしやすくなると思う	どちらともいえない	あまりしやすくなると思う	全くしやすくなると思う
①	607 100.0%	246 40.5%	244 40.2%	91 15.0%	22 3.6%	4 0.7%
②	607 100.0%	183 30.1%	255 42.0%	133 21.9%	34 5.6%	2 0.3%
③	606 100.0%	74 12.2%	134 22.1%	226 37.3%	137 22.6%	35 5.8%
④	605 100.0%	41 6.8%	76 12.6%	222 36.7%	180 29.8%	86 14.2%

○柔軟性のある規定を導入することの効果

問：著作者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次の①～⑥のようなものが指摘されています。貴社はこれらの指摘はどの程度妥当だと思いますか。

- ① 法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる
- ② 訴訟をしてみるまで著作権侵害になる場合とならない場合の区別が難しくなり、利用が委縮してしまう
- ③ 新しいビジネスを開拓しやすくなる
- ④ 訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利用者にとって負担になる
- ⑤ 裁判所がルールを決めた方が、国会や政府でルールを決めるよりも公正な判断が期待できる
- ⑥ 故意・過失による、著作権侵害が増える

¹⁰⁶ 平成28年度WT（第6回）資料2別添1。

【企業】

	非常に妥当だ と思う	まあ妥當だと 思う	どちらともいえ ない	あまり妥當だと 思わない	全く妥當だと 思わない	
①	9.0	54.8		25.6	8.6	①
②	12.6	35.8		38.8	11.5	②
③	3.6	19.5		53.7	18.9	4.4
④	9.7	37.2		37.0	13.9	2.3
⑤	2.9	18.4		56.2	16.6	5.9
⑥	6.7	24.0		50.9	16.0	2.3

【利用者団体】

	非常に妥当だ と思う	まあ妥當だと 思う	どちらともいえ ない	あまり妥當だと 思わない	全く妥當だと 思わない	
①	12.0			47.0		30.6
②	15.5			34.7		41.8
③	3.5			18.5		62.0
④	17.7			33.7		40.9
⑤	7.3			19.8		57.0
⑥	10.6			26.9		54.4

	回答数 %	非常に妥 当だと思う	まあ妥當だと 思う	どちらとも いえない	あまり妥當だ と思わない	全く妥當だ と思わない
①	476 100.0%	43 9.0%	261 54.8%	122 25.6%	41 8.6%	9 1.9%
②	477 100.0%	60 12.6%	171 35.8%	185 38.8%	55 11.5%	6 1.3%
③	477 100.0%	17 3.6%	93 19.5%	256 53.7%	90 18.9%	21 4.4%
④	476 100.0%	46 9.7%	177 37.2%	176 37.0%	66 13.9%	11 2.3%
⑤	477 100.0%	14 2.9%	88 18.4%	268 56.2%	79 16.6%	28 5.9%
⑥	475 100.0%	32 6.7%	114 24.0%	242 50.9%	76 16.0%	11 2.3%

	回答数 %	非常に妥 当だと思う	まあ妥當だと 思う	どちらとも いえない	あまり妥當だ と思わない	全く妥當だ と思わない
①	607 100.0%	73 12.0%	285 47.0%	186 30.6%	54 8.9%	9 1.5%
②	605 100.0%	94 15.5%	210 34.7%	253 41.8%	42 6.9%	6 1.0%
③	606 100.0%	21 3.5%	112 18.5%	376 62.0%	83 13.7%	14 2.3%
④	606 100.0%	107 17.7%	204 33.7%	248 40.9%	43 7.1%	4 0.7%
⑤	605 100.0%	44 7.3%	120 19.8%	345 57.0%	79 13.1%	17 2.8%
⑥	605 100.0%	64 10.6%	163 26.9%	329 54.4%	43 7.1%	6 1.0%

【個人】

	非常に妥 当だと思う	まあ妥當だと 思う	どちらとも いえない	あまり妥當だ と思わない	全く妥當だ と思わない	
①	11.9	46.2		32.4	7.3	2.2
②	9.9	28.9		47.3	11.3	2.7
③	8.3	31.8		47.6	9.7	2.7
④	10.9	30.3		42.3	12.9	3.6
⑤	11.8	28.6		45.5	9.4	4.7
⑥	10.7	26.9		48.3	10.4	3.7

【権利者団体】

	非常に妥 当だと思う	まあ妥當だと 思う	どちらとも いえない	あまり妥當だ と思わない	全く妥當だ と思わない	
①	8.3		33.3	16.7		41.7
②	16.7		25.0		41.7	16.7
③	41.7			16.7		41.7
④	41.7				58.3	
⑤	16.7		33.3	16.7		33.3
⑥	50.0			16.7		33.3

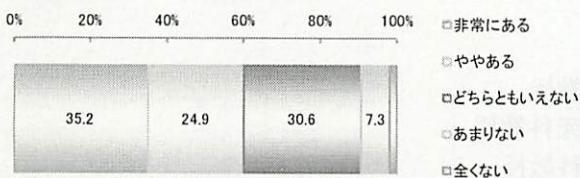
	回答数 %	非常に妥 当だと思う	まあ妥當だと 思う	どちらとも いえない	あまり妥當だ と思わない	全く妥當だ と思わない
①	1500 100.0%	178 11.9%	693 46.2%	486 32.4%	110 7.3%	33 2.2%
②	1500 100.0%	148 9.9%	433 28.9%	710 47.3%	169 11.3%	40 2.7%
③	1500 100.0%	124 8.3%	477 31.8%	714 47.6%	145 9.7%	40 2.7%
④	1500 100.0%	163 10.9%	454 30.3%	635 42.3%	194 12.9%	54 3.6%
⑤	1500 100.0%	177 11.8%	429 28.6%	683 45.5%	141 9.4%	70 4.7%
⑥	1500 100.0%	160 10.7%	404 26.9%	724 48.3%	156 10.4%	56 3.7%

	回答数 %	非常に妥 当だと思う	まあ妥當だと 思う	どちらとも いえない	あまり妥當だ と思わない	全く妥當だ と思わない
①	12	0	1	4	2	5
②	12	2	3	5	0	2
③	12	0	0	5	2	5
④	12	5	0	7	0	0
⑤	12	0	2	4	2	4
⑥	12	6	2	4	0	0

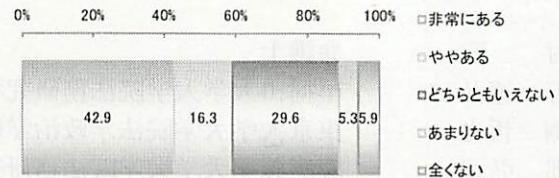
○訴訟リスクを伴う業務実施に対する抵抗感

問：貴社（又は貴団体）は、一般に、（著作権分野に限らず）他社（他者）から訴訟の提起を受け可能のある業務の実施に抵抗・ためらい等はありますか、ありませんか。

【企業】



【利用者団体】



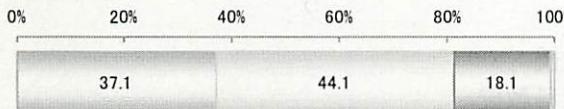
	回答数	%
非常にある	168	35.2%
ややある	119	24.9%
どちらともいえない	146	30.6%
あまりない	35	7.3%
全くない	9	1.9%
計	477	100.0%

	回答数	%
非常にある	261	42.9%
ややある	99	16.3%
どちらともいえない	180	29.6%
あまりない	32	5.3%
全くない	36	5.9%
計	608	100.0%

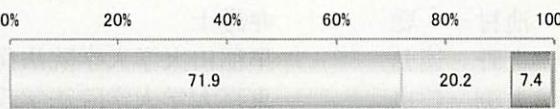
○新事業展開におけるコンプライアンス意識

問：仮に、貴社（又は貴団体）が新事業（著作権分野に限りません）を実施しようとする場合に、それが合法であると評価される可能性がどの程度であれば、貴社（又は貴団体）はその事業を実施しますか。

【企業】



【利用者団体】



- 完全に合法である確信がある場合にのみ実施する
- 合法である可能性が極めて高ければ実施する
- 合法である可能性がある程度高ければ実施する
- 合法である可能性がわずかでもあれば実施する
- 合法か違法か不明であっても実施する

- 完全に合法である確信がある場合にのみ実施する
- 合法である可能性が極めて高ければ実施する
- 合法である可能性がある程度高ければ実施する
- 合法である可能性がわずかでもあれば実施する
- 合法か違法か不明であっても実施する

	回答数	%
完全に合法である確信がある場合にのみ実施する	176	37.1%
合法である可能性が極めて高ければ実施する	209	44.1%
合法である可能性がある程度高ければ実施する	86	18.1%
合法である可能性がわずかでもあれば実施する	3	0.6%
合法か違法か不明であっても実施する	0	0.0%
計	474	100.0%

	n	%
完全に合法である確信がある場合にのみ実施する	435	71.9%
合法である可能性が極めて高ければ実施する	122	20.2%
合法である可能性がある程度高ければ実施する	45	7.4%
合法である可能性がわずかでもあれば実施する	1	0.2%
合法か違法か不明であっても実施する	2	0.3%
計	605	100.0%

3. 委員名簿

(1) 第15期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会

新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム
(平成27年10月7日現在)

※◎は主査、○は主査代理

池村 聰	弁護士
上野 達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
○大渕 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
煙山 明	法務省刑事局局付
末吉 瓦	弁護士
立川 英樹	法務省民事局局付
龍村 全	弁護士
◎土肥 一史	日本大学大学院知的財産研究科教授
長谷川 浩二	東京地方裁判所判事(知的財産担当)
前田 健	神戸大学大学院法学研究科准教授

(以上11名)

(2) 第16期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会

新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム
(平成28年6月27日現在)

※◎は主査、○は主査代理

池村 聰	弁護士
上野 達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
○大渕 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
河島 伸子	同志社大学経済学部教授
末吉 瓦	弁護士
立川 英樹	法務省民事局局付
龍村 全	弁護士
◎土肥 一史	日本大学大学院知的財産研究科教授
中村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
長谷川 浩二	東京地方裁判所判事(知的財産担当)
前田 健	神戸大学大学院法学研究科准教授
水越 壮夫	法務省刑事局局付
森田 宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(以上14名)

(3) 第16期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会

新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム

著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する作業部会

(平成28年9月27日現在)

※◎は主査、○は主査代理

池村 聰	弁護士（知的財産法）
石新 智規	弁護士（著作権法）
上野 達弘	早稲田大学法学学術院教授（知的財産法）
遠藤 聰太	東北大学大学院法学研究科准教授（刑法）
太田 勝造	東京大学大学院法学政治学研究科教授（法社会学・法と経済学）
○大渕 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授（知的財産法）
奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授（知的財産権法・企業内法務）
河島 伸子	同志社大学経済学部教授（文化経済学）
木下 昌彦	神戸大学大学院法学研究科准教授（憲法）
小嶋 崇弘	中京大学法学部准教授（知的財産法）
末吉 瓦	弁護士（知的財産法）
◎土肥 一史	一橋大学名誉教授（知的財産法）
平田 彩子	京都大学大学院地球環境学堂特定准教授（法社会学）
前田 健	神戸大学大学院法学研究科准教授（知的財産法）
森 大輔	熊本大学法学部准教授（法社会学）
森田 宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授（民法）

(以上16名)

4. 開催状況

(1) 第15期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会

新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム

第1回 平成27年10月7日実施

- ・新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンシング体制等の在り方について

第2回 平成27年10月28日実施

- ・新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンシング体制等の在り方について
(ニーズ提出者からヒアリング)

第3回 平成27年12月9日実施

- ・新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンシング体制等の在り方について

第4回 平成28年2月18日実施

- ・新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンシング体制等の在り方について
(ニーズ提出者からヒアリング)

(2) 第16期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会

新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム

第1回 平成28年6月27日実施

- ・新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンシング体制等の在り方について
(権利者団体からヒアリング)

第2回 平成28年8月1日実施

- ・新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンシング体制等の在り方について
(ニーズ提出者及び権利者団体からヒアリング)

第3回 平成28年10月18日実施

- ・新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンシング体制等の在り方について

第4回 平成28年12月20日実施

- ・新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンシング体制等の在り方について

第5回 平成29年1月23日実施

- ・新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンシング体制等の在り方について

第6回 平成29年2月13日実施

- ・新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンシング体制等の在り方について
- ・新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等に関する報告書(案)について

(3) 第16期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会

新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム

著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する作業部会

第1回 平成28年9月27日実施

- ・検討の進め方について
- ・調査研究の実施内容について

第2回 平成28年10月29日実施（メール審議）

- ・調査研究の実施経過等について

第3回 平成28年12月2日実施

- ・調査研究の中間報告について
- ・作業部会の検討経過報告について

第4回 平成28年12月14日実施

- ・調査研究の中間報告について
- ・作業部会の検討経過報告について

第5回 平成29年2月2日実施（メール審議）

- ・調査研究の最終報告について
- ・作業部会の検討結果報告について

5. ヒアリング・意見発表団体一覧

(1) 第15期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会

新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム

第2回 平成27年10月28日

- ・富士通株式会社
- ・ヤフー株式会社

第4回 平成28年2月18日

- ・富士通株式会社

(2) 第16期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会

新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム

第1回 平成28年6月27日

- ・一般社団法人日本音楽著作権協会
- ・一般社団法人日本レコード協会
- ・公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
- ・一般社団法人日本映画製作者連盟
- ・一般社団法人日本民間放送連盟
- ・日本放送協会
- ・一般社団法人日本新聞協会
- ・一般社団法人日本書籍出版協会
- ・公益社団法人日本文藝家協会
- ・一般社団法人日本写真著作権協会

第2回 平成28年8月1日

- ・富士通株式会社
- ・ヤフー株式会社
- ・一般社団法人日本音楽著作権協会
- ・一般社団法人日本レコード協会
- ・公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
- ・一般社団法人日本映画製作者連盟
- ・一般社団法人日本映像ソフト協会
- ・一般社団法人日本動画協会
- ・日本放送協会
- ・一般社団法人日本民間放送連盟
- ・一般社団法人日本新聞協会
- ・一般社団法人日本書籍出版協会
- ・公益社団法人日本文藝家協会
- ・一般社団法人日本写真著作権協会
- ・一般社団法人学術著作権協会